校正標註神皇正統記 全

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
	二	一九	四	二三四	一

東京圖書館藏

No. 2265 ec

調查課房卿肖像

訂正再版

正校標註神皇正統記

准后源親房卿撰
皇典講究所副總裁從一位久我建通公題辭
帝國大學教授内藤耻叟先生校閲

佐伯有義
三木五百枝 標註校正

東京圖書館藏

東京圖書館藏

No.2265/24.

源親房卿肖像

訂正再版

校正標註神皇正統記

准后 源親房卿 撰
皇典講究院副總裁從一位久我建通公題辭
帝國大學教授内藤耻叟先生校閲
佐伯有義 標註校正
三木五百枝

唯

一

帝

道

皇典講究所副總裁
從一位久我建通

此記者去延元四年秋爲示武家不弛弦筆之權宜之書歟尋得元亦略自叙動手細已及五稔雖有展狩書寫之翌年高村見之感歎流涙矣

十月歌仙法師比丘尼等物矣

右原書今ハ宮内省の御物となりたる先年伊勢神宮八神主に所藏せしを頃御巫清生氏より井上賴國翁の許へ摸寫して贈りしものなり此度翁に請ひて茲に載す

校訂標註神皇正統記序

つまらく書き切りたるかもは久字社
あやまちるはゝたちたる能を多くるとよめ
てこゝに侍伯三木礼めぬ〜たち相をりて
友會氏の秘本をそゝぐ志ろよほのあま
たの本をそ校へあそ世略註をさへそへら
まゝるをおもむかしきわさまゝむ

明治二十四年五月

井上頼圀

源親房卿小傳

源親房卿は具平親王の後裔まして、権大納言師重の子なり、家名を北畠といひ、或は中院といふ、元亨三年大納言に任ぜられ皇子世良親王の傅となりまり、六年計有りて此の職を罷め仕を辞して引させ給ひられだ、悲しうの餘遂て幾もなく、朝廷の政古の姿に立ち籠りぬ元弘三年高時誅せらるゝ返りにこそ又出でゝ仕へられきよりて従一位て叙一大臣て進ぎらる、延元三年子顕家義死す、其弟顕信陸奥の介をもり鎮守府将軍を兼ねて、義良親王を戴き彼國にくだれに帝親房を輔佐ともり給ふ出づ立つ程て上總の海上にて俄て浪風起り、船どもうこに漂ひぬ、親房も常陸に著き、小田治久の籠まる小田の城て入まぬ、賊将高師冬来り攻む、親

房うちて之を破る、猶心もとゝうけきそ、援を結城親朝ゟ請ふ、親朝さのみ剰へ小田治久滅ゟ降ゟこのそいとゝ頼かにうりて関東ゟ落ちぬ、師冬又大兵を率みて来り攻むるに及屢使をして遣し、撲を親朝にこはきゝのぞ、終に陥うけきそ、城中至困めをいる程ゟ親朝賊ゟ降ゟにより、てまべうゝて城を棄てゝ吉野ゟ陥る、正平六年三宮に准きらき輦車の宣旨ありき、同九年賀名生ゟ費びこの卿を和漢の才学ゟ優き、剰へ佛の道まで暗うらびはまゝくり、興國の須神皇正統記を著し、我皇統の一系ふて萬世変うちるき所以を述べ神器の在る所を明にて亂臣賊子を戦慄せしむさんとせ魯の孔丘ぞ春秋を修めたる心にを似通ひありとふ、其他職原抄、古今集註、東家秘傳元々集、二十一社記等の著あり、

校正標註神皇正統記例言

一本書は群書類從本を原本とし井上翁校本白山本花山院本青蓮院本大澤本慶安本等の諸本を以て校訂せり井上翁校本は伊勢神宮八神主所藏の古寫本に據りて校正せられたる本なり其の原本今は宮内省に秘藏せらる白山本は永享十年之を書寫す享祿四年加賀國白山西神主道上氏末の奥書あり花山院本は花山院家の原本により慶安元年摸寫する所なり以上三本は井上頼國翁の所藏に係る青蓮院本は應永四年の奥書ありもと京都青蓮院の所藏に係る其の原本ははやく失せて其を影寫せる本今秘閣にあり大澤本は大澤清臣氏の所藏に係る古寫本なり奥書なし故に其の年代を詳にする事能はざれども頗る普本なり慶安本は慶安二年の出版に係る

一諸本頗る異同あり今悉く擧ぐるに遑あらず故に之を省略す但し是非を定め難きものは之を標註に掲ぐ

一諸本巻數一定せず或は甲乙丙丁の四巻に分ち或は上下の二巻に分ち或は上中下の三巻に分てるものあり今暫く慶安本に従ひ分ちて六巻とす

一本書慶安以下の版本に比較して漢字多きは花山院本白山本等の諸本に據り勉めて漢字を塡めたるを以てなり而して往々字義穩當を失する所なきにしもあらざれども原本に從ひ敢て編者の杜撰を加へざるなり讀者幸に之を諒せよ、

一天皇の實算及び排行の如き諸本頗る異同ありて容易に之を決し難く且是等は本書の主眼とする所にあらざれは殊に之を註せず

一標註の中往々某天皇と書くべきを畧して單に某と記し奉れる所あり煩をさけて簡に從へるなり

一本書脫稿に方り大に出版を急ぎ再校の暇なし加ふるに編者の淺學なる恐くは誤謬多からん大方の君子幸に之を訂せ

明治二十四年五月

編者志るす

校正

標註神皇正統記目錄

序論　一オ
神世七代　五ウ
天照大神　八オ
忍穗耳尊　十ウ
瓊々杵尊　十一オ
火々出見尊　十三ウ
葺不合尊　十四ウ
神武　十六オ
綏靖　十七ウ
安寧　十七ウ
懿德　十八オ
孝昭　十八オ
安安　十八オ
孝靈　十八オ
孝元　十九オ
開化　十九オ
崇神　十九オ
垂仁　十九ウ
景行　二十オ
成務　二十一ウ
仲哀　二十一ウ
神功　二十二オ
應神　二十三オ
仁德　二十五ウ
履中　二十六オ
反正　二十六オ
允恭　二十六ウ
安康　二十七オ
雄畧　二十七オ
清寧　二十八オ
顯宗　二十八オ
仁賢　二十八ウ
武烈　二十八ウ
繼體　二十九ウ
安閑　三十オ
宣化　三十オ
欽明　三十オ
敏達　三十一オ
用明　三十一オ
崇峻　三十一ウ
推古　三十一ウ
舒明　三十二ウ
皇極　三十二ウ
孝德　三十三ウ
齊明　三十三ウ
天智　三十四ウ
天武　三十四ウ
持統　三十五オ
文武　三十五ウ
元明　三十六ウ
元正　三十六ウ
聖武　三十六ウ

孝謙	三十七オ	廢帝淳仁	三十七オ	稱德	三十七ウ	光仁	三十九オ
桓武	三十九ウ	平城	四十一オ	嵯峨	四十一オ	淳和	四十六オ
仁明	四十六オ	文德	四十六ウ	清和	四十六ウ	陽成	四十八ウ
光孝	四十九オ	宇多	五十ウ	醍醐	五十二オ	朱雀	五十三オ
村上	五十三ウ	冷泉	五十六オ	圓融	五十六ウ	華山	五十六ウ
一條	五十七オ	三條	五十七ウ	後一條	五十七ウ	後朱雀	五十八オ
後冷泉	五十八ウ	後三條	五十九オ	白河	五十九ウ	堀河	六十ウ
鳥羽	六十ウ	崇德	六十一オ	近衛	六十一ウ	後白河	六十一ウ
二條	六十三オ	六條	六十四オ	高倉	六十四ウ	安德	六十五オ
後鳥羽	六十五ウ	土御門	六十七ウ	順德	六十八オ	廢帝仲恭	六十八オ
後堀河	六十九ウ	四條	六十九ウ	後嵯峨	七十オ	後深草	七十一ウ
龜山	七十一ウ	後宇多	七十二オ	伏見	七十四オ	後伏見	七十四ウ
後二條	七十四ウ	花園	七十四ウ	後醍醐	七十五オ	後村上	八十七ウ

以上

神皇正統記　○此書は、下の本文にも見ゆる如く、わが皇統の神代より正理にて受け傳へ給へる御なのべんとて書されたる書なるが故に、神皇正統記とは名付けられたるなり、

神國　○日本紀に新羅王曰、東有神國、一曰日本、と見え、三代實錄に我日本朝廷所謂神明之國宗利と見えたり、神代には云々　○日本書紀一書曰、天神謂二伊弉諾伊弉册尊一曰、有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜汝往脩之、通曰天瑞　○陽神陰神　○伊弉諾尊伊弉册尊の二神をいふ、天照大神天孫尊に譲りましにも云々　○古事記曰、天照大御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所レ知國、言因賜而天降也、

耶麻止　○釋日本紀に、問本國之號何獨取二大和國一、答二國號一耶、既

校正標註神皇正統記卷之一

大日本は神國なり、天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ、我國のみ此の事有り、異朝には其の類無し、此の故に神國といふなり、神代には豐葦原の千五百秋の瑞穗の國とい、天地開闢の始より此の名あり、天祖國常立の尊、陽神陰神に授け給ひし勅に聞えたり、天照大神、天孫の尊に譲りまし〳〵しにも此の名あれば、根本の號なりとは知りぬべし、又は大八洲國といふ、是は陽神陰神此國を生み給ひしが、八の島なりしに依りて名づけられにけり、又は耶麻土と云ふ、是は大八洲の中國の名なり、第八に當るたび、天御虛空豐秋津根別といふ神を生み給ひし、是を大日本豐秋津洲と名づく、今は四十八ヶ國に分てり、中州たりし上に、神武天皇東征より代々の皇都なり、仍りて其名を取りて、餘の七州をもすべて耶麻土と云ふなるべし、唐にも、周の國より出でたりしかば、天下を周

内藤耻叟校閱
佐伯有義
三木五百枝　校訂標註

といひ、漢の地より起りたれば、海内を漢と名づけしが如し、耶麻土といへる詞は、山迹といふなり、昔天地分れて泥の濕いまだ乾かず、山をのみ往來して、其跡多かりければ山迹と云ふ、或は古語に居住を止と云ふ、山に居住せしによりて、山止なりともいへり、大日本とも大倭とも書く事は、此國に漢字傳りて後、國の名を書くに、字をば大日本と定めて、しかも耶麻土と讀ませたるなり、大日靈の御國なれば其の義をもとれるか、はた日の出る所にちかければ然いへるか、義はかゝれども、字のまゝに日の本とは讀まず、耶麻土と訓せり、我國の漢字を訓する事多くかくの如し、自ら日の本などいへるは文字によれるなり、國の名とせるにあらず、又古より大日本とも、若は大の字を加へず日本とも書けり、州の名を大日本豐秋津といふ、懿德、孝靈、孝元等の御諡皆大日本の字あり、垂仁天皇の御女大日本姬といふ、是皆大の字あり、天神饒速日の尊、天の磐船に乘り大虛をかけりて、虛空見日本の國と宣ふ、神武の御名を神日本磐余彦と號し奉る、孝安を日本足、開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓の皇子を日本武の尊と名付け奉る、是は大を加へざるなり、彼是同じくやまとゝ讀せたれど、大日靈

曰、故爾彦火火出見尊、下、至二大和國一王業之地一爲二國祖一焉、神代卷周成、仍以下成二王業一之地上爲二國祖一、神代卷周成王於成周一定二王業一仍國號と周、又いはく本朝號二耶麻止一事、弘仁私記序曰、天地剖判泥涅未乾、爰以栖二山往來一、因多二棲跡一故曰二山跡一、又古語謂二居住一爲レ止、言止住於山一也、延喜開題記曰、師既大倭國草昧之始來レ有二居舍一、人民唯據二山而居一、仍曰二山戸一、迹留二於山一之意也、又或說云、開國之始土濕而未レ乾、至レ于レ登レ山人跡者滑、仍曰二山跡一と見ゆ、本居宣長翁の說にヤマトはヤマツミの約りにて、四方に山の遍れる由を以て負へる名なりと見えたり、

日の本○万葉集三に日ノ本ノヤマトノ國ノ領メトもろ云々と見えたり 虛空見日本の國○日本書紀曰、及レ至二饒速日命乘二天磐船一而翔行太虛一也、自レ是降レ之曰二虛空見日本國一矣、

漢土より倭と名付たる事○釋日本紀に、問曰、我國二爲二倭奴國一、其義如何、答師說此國之人、昔到二彼國一、彼人問云、汝國之名稱如何、自指二東方一答曰、和奴國耶云々、和奴猶レ言レ我也、自レ其後倭人之和奴國と見えたり、倭奴國は今の筑前怡土郡の邊をいふ、日本の總稱にあらず、委くは怡土國王金印考に見ゆ、

漢書に樂浪の海中に云々○前漢書地理志に、樂浪海中有二倭人一分二百餘國一と見えたり、後漢書に後漢書に云々○後漢書に依二山島一爲レ居、凡百餘國、自武帝滅二朝鮮一使譯通二於漢一者三十許、國々皆稱レ王、世々傳レ統、其大倭王居二邪馬臺國一と見えたり、

唐書に云々○新唐書に、日本古倭奴國也云々、咸亨元年(天智天皇九年に當る)遣使賀平高麗(後稍習二夏音一

の義を取らば、おはやまとゝ讀みても叶ふべきか、其後漢土より字書を傳へける時、倭と書て此の國の名に用ゐたるを、即領納して、又この字を耶麻土と訓じて、日本の如くに大を加へても、又除きても同じ訓に通用しけり、漢土より倭と名づけたる事は、昔此の國の人初めて彼土に至れりしに、汝が國の名をばいかゞ云ふとゝひければ、我國はと云ふを聞きて、即倭と名付たりと見ゆ、漢書に樂浪の東北に倭人有り、百餘國を分てりと云へり、若前漢の時既に通じけるか、一書には秦の代よりすでに通ふとも見ゆ、下に記せり、後漢書に大倭王は、耶麻堆に居すと見えたり、耶麻堆はやまとあり、是は若既に此の國の使人、本國の例により大倭と稱するによりてかく記せるか、神功皇后の新羅、百濟、高麗をしたがへ給ひしは、後漢のすゑざまにあたれり、漢地にも通せられたりと見えたれば、文字も定めて傳れるか、一既には秦の時より書籍を傳ふともいふ、大倭といふ事は、異國にも領納して、書傳に載せたれば、此の國にのみほめて稱するにあらず、異朝に大漢大唐などゝ云ふも、大なりと稱する心なり、唐書に高宗咸亨年中に、倭國の使始めて改めて日本と號す、其の國東に有り、日の出づる所に近きをいふと載せたり、此の事我國の古記には確ならず、推古天皇の御時、唐の隋朝より使ありて書を送りしに倭皇と書く、聖德太子自筆を執りて返牒を書き給ひしには、東天皇敬白西皇

帝と有りき、彼の國よりは倭と書きたれど、返牒には日本とも倭とも載せられず、是より上代には牒ありとも見えざるなり、唐の咸亨の比は、天智の御代に當りたれば、誠に件の比より、日本と書きて送られけるにや、又此の國をば秋津洲といふ、神武天皇國の形をめぐらし望み給ひて、蜻蛉の臀呫の如く有る哉と宣ひしより、此の名ありきとぞ、然れど神代に豐秋津根と云ふ名あれば、神武に始めざるにや、此の外もあまたの名あり、細戈千足の國とも、磯輪上秀眞の國とも、玉垣の內國ともいへり、又扶桑國と云ふ名も有るか、東海の中に扶桑の木あり、日の出る所なりと見えたり、日本も東にあればよそへていへるか、此國に彼木ありと云ふ事聞えねば、確なる名にはあらざるべし、凡內典の說に須彌といふ山あり、此の山を廻りて七の金山あり、其の中間は皆香水海なり、金山の外に四大海あり、この海中に四大洲あり、洲ごとに又二の中洲あり、南洲をば贍部と云ふ、又閻浮提と云ふ、同じことばの轉あり、是は樹の名なり、南洲の中心に阿耨達と云ふ山あり、山の頂に池有り、阿耨達とこゝには無熱と云ふ、外書には崑崙といへるは即此山なり、池の傍に此樹あり、めぐり七由旬、高さ百由旬なり、一由旬とは四十里也、六尺を一歩とす、三百六十歩を一里とす、此里を以て由旬を計るべし、此樹州の中心にありて最も高し、

惡、後名に更變ず、日本、使者自言、國近日所出、以爲名、或云、日本乃小國也、爲倭所併、故得其地、使者不以實答、疑此間之別種也、以其國在日邊、故以爲名、或曰、倭自惡其名不雅、改爲日本、或曰、日本皆小國、併倭國之地、云々、見えたり、

推古天皇の御時云々○日本書紀に、推古天皇十六年夏四月、大唐使人裴世清下客一二人、從二妹子臣一至二於筑紫一云々、其書曰、皇帝問二倭皇一云々、爰天皇聽唐帝之旨、敬白二東天皇一、皇帝問二倭皇一云々、と見えたり、

秋津洲といふ○日本書紀曰、神武天皇三十有一年夏四月乙酉朔、皇輿巡幸、因登二腋上嗛間丘一而廻望國狀曰、妍哉乎、國之獲矣、雖內木綿之眞迮國、猶如蜻蛉之臀呫相咋焉、由レ是、始有二秋津洲號一也、

細戈千足國とも磯輪上秀眞國とも玉垣の內國ともいへり○日本書紀に、書伊弉諾尊曰、此國、日本者浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國、復大己貴大神目レ之曰、玉牆內國、と見えたり、細戈千足は平器備り足れるをいひ、磯輪上秀眞は吾國は他國に秀出するをいひ、玉垣の內國は神國の嘉名をいふ、

扶桑國○淮南子に、日出二于暘谷一浴二于咸池一拂二于扶桑一、また隋史に、扶桑在二大漢國之東一、其土多二扶桑木一、故以爲レ名と見えたり、

內典○佛書をいふ、

震旦○懸河以東を震旦と名づく、東方は震にあたる、是日の出る方なり、故に震旦といふ、翻譯して淡地といふ、

南都の護命僧正○南都は奈良なり、護命は元興寺の僧にして薩婆天皇の代の人なり、

北嶽の傳教○北嶽は比叡山なり、傳教は延曆寺の僧にして護命と同時代の人なり、

依て州の名とす、阿耨達山の南は大雪山、北は葱嶺なり、葱嶺の北は胡國、雪山の南は五天竺、東北によりては震旦國、西北に當りては波斯國なり、此の贍部州は縱橫七千由旬、里を以て算ふれば二十八萬里、東海より西海に至るまで九萬里、南海より北海に至るまで又九萬里、天竺は正中によれり、依りて贍部の中國と云へども、五天竺にならふれば一邊の小國なり、日本は彼土を離れて海中にあり、南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は中州なりと記されたり、然らば南州と東州との中なる遮摩羅と云ふ州なるべきにや、華嚴經に東北の海中に山あり、金剛山と云ふとあるは、今の大倭の金剛山の事なりとぞ、さればこの國は天竺よりも震旦よりも東北の大海の中にある別州にして神明の皇統を傳へ給へる國なり、同じ世界の中なれば、天地開闢の初は、いづくもかはるべきならねど、三國の說各異なり、天竺の說には世の始まりを劫初と云ふ、劫に成住壞空の四あり、各廿の增減あり、一增一減を一小劫と云ふ、二十の增減を一中劫と云ふ、四中劫をあはせて一大劫と云ふ、光音と云ふ天衆空中に金色の雲を起し、梵天に遍布す、即大雨を降らす、風輪の上に積りて水輪となる、增長して天上に至れり、又大風ありて泳を吹き立て、空中に擲け置く、

四大洲○東弗菩提、西毘耶尼、南瞻部洲、北俱盧洲をいふ、

須彌○唐にて妙高と譯す、日月の廻泊する所、諸天の游舍する所なり、七寶の成る所なれば妙といひ、七金山の上に出でたり故に高といふ、高さ八萬三百三十六萬あり、縱橫も亦同じ、

即大梵天の宮殿となる、その水次第に退下して、欲界の諸宮殿、乃至須彌山、四大州、鐵圍山を成す、かくて萬億の世界同時になる、是を成劫と云ふ、此の萬億の世界を三千大世界と云ふ、光音の天衆下生して次第に住す、是を住劫といふ、此住劫の間に二十の增減あるべしとぞ、其初めには人の身光明遠く照して飛行自在なり、歡喜を以て食とす、男女の相なし、後に地より甘泉涌出す、味酥蜜の如し、或は地味ともいふ、是をなめて味着を生す、仍りて神通を失ひ光明も消えて、世界大に暗くなりぬ、衆生の報からしめければ、黑風海を吹て日月二輪を漂出す、須彌の半腹におきて四天下を照さしむ、是より始て晝夜晦朔春秋あり、地味に耽りしより顏色かじけ衰へき、地味又うせて林藤と云ふ物あり、或は地皮ともいふ、衆生又食とす、林藤又うせて自然の杭稻有り、諸の美味を備へたり、朝に刈れば夕に熟す、此稻米を食せしにより、身に殘穢出來ぬ、此の故に始めて二道あり、男女の相各別にして、終に婬欲のわぎをなす、夫婦と名づけ舍宅を構へて共に住みき、光音の諸天後に下生する物、女人の胎中に入りて、胎生となる、其後杭稻生せず、衆生愁へ嘆きて各境を分ち地田に種を施し植ゑて食とす、他人の田種をさへ奪ひ盜む者出來て

十善○不殺生、不偷盜、不邪婬、不妄語、不飮酒、不食肉、不食噢、不邪見、不慳貪、不欺誑是なり、

三災○火水風の三災をいふ、

互に打ち爭ふ、是を決する人なかりしかは、衆共に計らひて一人の平等王を立つ、名づけて刹帝利と云ふ、田主と云ふ心也、其初の王を民主王と號しき、十善の正法を行ひて國を治めしかは、人民是を敬愛す、閻浮提の天下豐樂安穩にして、病患及び大寒熱ある事なし、壽命も極めて久しく無量歲なりき、民主の子孫相續して久しく君たりしが、漸く正法も衰へしより、壽命も減じて八萬四千歲に至る、身の長八丈なり、其間に王ありて、輪の果報を具足せり、先天より金輪寶飛び降りて王の前に現在す、王出で給ふ事あれは、此の輪轉じて行く、諸の小王皆迎へて拜す、敢て違ふ者なし、即四大州に主たり、又象馬珠玉女居士主兵等の寶あり、此の七寶成就するを金輪王と名づく、次に銀銅鐵の輪輪王あり、福力の不同によりて果報も次第に劣れるなり、壽量も百年に一年を減じ、身の長も同じく一尺を減じてけり、百二十歲に當れりし時、釋迦佛出で給ふ、或は百歲の時共云ふ、是より先に三佛出給ひき、十歲に至らんころほひに、三災と云ふ事有るべし、人種殆と盡きて唯一萬人を餘す、其の人善を行ひて、又壽命も增し、果報も進みて、二萬歲に至らん時、鐵輪王出で南一州を領すべし、四萬歲の時、銅輪王出て東南二州を領す、六萬歲の時、銀輪王

出で東西南三州を領し、八萬四千歳の時、金輪王出で〻四天下を統領す、其の報上にいへるが如し、彼の時又減に向ひて彌勒佛出で給ふべし、（八万歳の時とも云ふ）此の後十八ヶの減増有るべし、かくて大火災と云ふ事起りて、色界の初禪梵天まで燒けぬ、三千大千世界同時に滅盡する是を壞劫といふ、かくて世界虚空黒穴の如くなる是を空劫と云ふ、かくの如くする事七ヶの大劫を經て、大水災あり、此度は第二禪まで壞す、七々の水災を經て、大風災ありて、第三禪まで壞す、是を大の三災といふなり、第四禪以上には内外の過患ある事なし、此の四禪の中に五天あり、四は凡夫の住所、一は淨居天とて證果の聖者の住所なり、此の淨居を過ぎて摩醯首羅（大自在天とも云ふ）天王の宮殿有り、色界の最頂に居して大千世界を統領す、其の天の廣さ彼の世界に亘れり、（下天も廣狹に不同あり、初禪の梵宮は一四天下の廣さなり、）此の上に無色界の天有り、又四地を分てりといへり、是等の天は小大の災に逢はずといへども、業力に際限ありて、報盡きなば退没すべしと見えたり、震旦は殊に書契を事とする國なれど、世界建立をいへる事慥ならず、儒書には伏犧氏といふ王よりあなたをはいはず、但異書の説に渾沌未分の形天地人の始をいへるは、神

黒穴○慶安本類従本黒體に作る、今白山本等の諸本に從ふ、

異書の説○三五暦紀曰、天地混沌如二雞子一、盤古生二其中一萬八千歳、天地開闢陽精爲レ天、陰濁爲レ地、盤古

代の起に相似たり、或は又盤古といふ王あり、目は日月と成り、髪は草木と成れりといへる事もあり、それより下つかた天皇、地皇、人皇、五龍等の諸の氏打續きて多くの王あり、其間數萬歳を經たりと云ふ、我朝の始めは天神の種を受けて世界を建立する姿は、天竺の説に似たる方もあるにや、されども是は天祖より以來繼體違はずして唯一種まします事、天竺にもその類なし、彼の國の初の民主王も衆の爲に撰び立てられしより相續せり、又世くだりては、その種姓も多く亡ぼされて、勢力あれば下劣の種も國主と成り、剰へ五天竺を統領する族もありき、震旦又殊更みだりがはしき國なり、昔世すなほに道正しかりし時も、賢を選びて授くる事ありしにより、一種を定むる事なし、亂世になるまゝに力を以て國を爭ふ、かゝれば民間より出でゝ位に居たるも有り、戎狄より起りて國を奪へるもあり、或は累世の臣として其の君をしのぎ、終に讓を得たるも有り、伏犧氏の後天子の氏姓を替へたる事既に三十六、亂の甚しき云ふに足らざるものをや、唯我國のみ天地開けし始より今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事邪ならず、一種姓の中におきても、自傍より傳へ給ひしすら、猶正に歸る道

在二其中一一日九遍轉二於天一、經二於地一、天日高一丈、地日厚一丈、盤古日長一丈、如レ此萬八千歳、天數極高、地數極深、盤古極長、數乃有二三皇一、

五天竺○寛四南北の四天竺に中天竺を加へて五天竺といふ、

神皇正統記卷之一

ありてぞたもちまし〳〵ける、これしかしながら神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり、抑、神道の事はたやすく顯さずと云ふ事あれど、根元を知らざればみだりがはしき端とも成ぬべし、その弊を救はんために聊か勒し侍り、神代より正理にて受け傳へる謂を宣べん事を志して、常にきこゆる事は載せず、然れば神皇正統記とや名づけ侍るべき、夫天地未分れざりし時、渾沌として圓れること雞子の如くぐもりて牙をふくめりき、これ陰陽の元初未分の一氣也、その氣始めて分れて清く明らかなるはたなびきて天となり、重く濁れるはつゞきて地となる、その中より一物出でたり、狀葦牙の如し、即化して神となりぬ、國の常立の尊と申す、又は天の御中主の神とも號し奉る、此の神に木火土金水の五行の德ましまします、先水德の神に顯れ給ふを國狹槌の尊と云ふ、次に火德の神を豐斟渟の尊と云ふ、天の道獨なす、故に純男にてます、純男といへども其相ありと定めがたし、次に木德の神を泥土煮の尊、沙土煮の尊と云ふ、次に金德の神を大戸之道の尊、大苫邊の尊と云ふ、次に土德の神を面足の尊、惶根の尊と云ふ、天地の道相交りて各陰陽の形あり、然れどその振舞なしといへり、此の諸神實には國常立の一神にましますなるべし、五行の德各神と顯れ給ふ、是を六代とも數ふるなり、二世三世の次第を立つべきにはあらざるにや、次に化生し給へる神を、伊弉諾の尊、伊弉册の尊と申す、是は正しく陰陽の二に分れて造化の元となり給ふ、上の五行は猶ひとつ〳〵の德なり、此の五德を合せて萬物を生ずる始めとす、こゝに天祖國常立の尊、伊弉諾伊弉册の二神に勅して宣はく、豐葦原の千五百秋の瑞穗の地あり、汝往きてしらすべしとて、即天の瓊矛を授け給ふ、此の矛は天の逆戈とも、天の魔返戈ともいへり、二神此矛を授かりて、天の浮橋の上にたゝずみて、矛をさし下してかき探り給ひしかば、滄海のみ有りき、その矛の鋒より滴り落つる潮こりて一の島となる、是を磤馭慮島と云ふ、この名に付きて秘說あり、神代梵語に通へるか、その所も明かに知る人なし、大日本の國寶山なりと云ふ、口傳あり、二神この島に降り居て、即國の中の柱をたてて、八尋の殿を化作せ共に住み給ふ、さて陰陽和合して夫婦の道あり、この矛は傳へて天孫從へ天降り給へりとも云ふ、又垂仁天皇の御宇に、大倭姫の皇女天照大神の御教のまゝに國々を巡り、伊勢の國に宮所を求め給ひし時、大田命と云ふ神參りあひて、五十鈴の河上に寶物を守

國常立尊○此神と天御中主神と同神なりと云ひ、五行の德ありといふは、正既にはあらず、

瑞穗の地○吾國は萬の事物外國に勝れる中にも、稻は殊に萬國に類なくすぐれて奇しきを以て、神代より瑞穗の國とは名づけたるなり、

磤馭慮島○日本紀私記曰、是自凝之島也、猶如言自凝一也、今見在淡路島四南角一小島是也云、俗猶存一兩名一也、

垂仁天皇云々○其御代の所にいふべし、

り置ける處を示し申しゝに、彼の天逆矛五十の金鈴天宮の圖形ありき、大倭姫命悦びて、その所を定めて神宮を立らる、寶物は五十鈴の宮の酒殿に納められきとも云ふ、又瀧祭の神と申すは龍神なり、その神あづかりて地中に納めたりとも云ふ、一には大倭の龍田神は、この瀧祭と同體にます、此の神の預り給へる也、仍て天柱國柱といふ御名ありとも云ふ、昔磯馭盧島に持ち下り給ひし事は明かなり、世に傳ふと云ふ事はおほつかなし、天孫の從へ給ふならば、神代より三種の神器の如く傳へ給ふべし、さし離れて五十鈴の河上に有りけんもおほつかなし、但天孫も玉矛はみづからしたがへ給ふと云ふ事みえたり、古語拾遺の說なり、然れど矛も大汝の神の奉らるゝ國を平げし矛もあれば、いづれといふ事を知りがたし、寶山に留りて不動のしるしとなりけむ事や正說なるべからむ、龍田も寶山近き所なれば、龍神を天柱國柱といへるも深秘の心あるべきにや、凡神書にさま〴〵の異說あり、日本紀、舊事本紀、古語拾遺等に載せざらん事は、末學の輩偏に信用し難かるべし、彼の書の中猶一決せざる事多し、況や異書におきては正とすべからざる歟、かくて此二神相計らひて八の島をうみ給ふ、先淡路の

神宮を立らるゝ○神宮を伊勢に遷てられしは、垂仁天皇の二十五年なり、

龍田神○延喜式に、大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座と見えたり、

但天孫も云々○古語拾遺に、矛玉自從と見えたり、自、おのづからとよむべき也、みづからにては聞えず、

國を平けし矛○古語拾遺に、於是大己貴命以其子事代主神奉避、仍以二平レ國矛一授二神皇孫一曰、吾以二此矛一卒有二治功一、天孫若用二此矛一治レ國者必當二平安一云々とあり、自從といへる矛もこの平國矛の事なり、

洲を生みます、淡道の穗之狹別と云ふ、次に伊與の二名の洲を生みます、一身に四面あり、一を愛上比賣と云ふ、是は伊與なり、二を飯依比古と云ふ、是は讃岐なり、三を大宜都比賣といふ、是は阿波なり、四を速依別といふ、これは土佐なり、次に筑紫の洲を生みます、又一身に四面あり、一を白日別といふ、是は筑紫なり、後に筑前、筑後と云ふ、二を豐日別と云ふ、是は豐國なり、後に豐前、豐後と云ふ、三を速日別といふ、是は肥の國なり、後に肥前、肥後といふ、四を豐久士比泥別と云ふ、これは日向なり、後に日向、大隅、薩摩と云ふ、筑紫、豐國、肥國、日向などいへるも二神の御代のはじめの名にはあらざるか、次に壹岐の洲を生みます、天忍許呂別と云ふ、次に佐渡の洲を生みます、建日別と云ふ、次に大日本豐秋津洲を生みます、天御虛空豐秋根別と云ふ、總て是を大八洲と云ふなり、この外あまたの島を生み給ふ、後に海山の神、木のおや、草のおやまで悉く生みましてけり、何れも神にませば、生み給へる神の洲をも山をも作り給へるか、はた洲山を生み給ふに神のあらはれましけるか、神世のわざなれば誠に測り難し、二神又計らひての給はく、われ既に

速依別○古事記に速依別とあり、

速日別○諸本豐日別に作る、今頗從本に從ふ、

あまたの島○大八島の外に、吉備の兒島、小豆島、大島、女島、知訶の島、兩兒島等の島々を生み給ひしなり、後に海山の神云々まで漏く生みましてけり○古事記曰既生レ國竟、更生レ神云々、次生二海神名大綿津見神一云々、次生二水戸神名久々能智神一、次生二山神名大山津見神一次生二野神名鹿屋野比賣神一、亦名謂二野椎神一、

日月神を生み給ふさま古事記には於レ是洗二左御目一時所レ成神名天照大神、次洗二右御目一時所レ成神名月讀命、次洗二御鼻一時所レ成神名建速須佐之男命とありて御祓の時の事とせり、

經子○古事記には、國を生み給ふ前に生みませりとしるせり、

日本書紀一書に、伊弉諾尊、抽二通天劍一斬レ軻遇突智一為三段一、是為二三山祇一、又斬二劍鋒一、劍鋒之血、激二於天安河邊一、所レ成神名曰二天尊一、次曰二天忍穗根尊一、次曰二天穗日命一、次曰二武夷鳥天狗一、次曰二天津彦根命一、次曰二活津彦根命一、次曰二熊野忍蹈命一、凡八神矣、

經津主○古事記には、國を生み給ふ前に生みませりとしるせり、

大八洲國及び山川草木を生めり、如何ぞ天の下の君たるものを生まざらむやとて、先づ日神を生みます、此の御子光り麗しくして國の內にてりとほる、二神悅びて、天に送りあげて、天上の事を授け給ふ、此の時天地相去る事遠からず、天の御柱を以てあげ給ふ、是を大日靈尊と申す、靈の字は靈と通ずべきなり、陰氣を靈と云ふともいへり、女神にましませば、おのづから相叶ふにや、又は天照大神とも申す、女神にてましますなり、次に月神を生みます、其光日につげり、天にのぼせて夜の政を授け給ふ、次に蛭子を生みます、三とせになるまで脚たゝず、天の磐櫲樟船にのせて、風のまよ〳〵放ち捨つ、次に素戔烏尊を生みます、勇みたけく不忍にして父母の御心に叶はず、根の國にいねとの給ふ、此の三柱は男神にましますに依りて、一女三男と申すなり、總てあらゆる神、皆二神の所生にましませど、國の主たるべしとて生み給ひしかば、殊更に此の四神を申し傳へけるにこそ、其の後火の神祝俱突智を生みまし〳〵時、陰神やかれて神退給ひにき、陽神恨み怒りて火の神を三段に切る、其の三段各神となる、血のしたゝりそゝいで神となれり、經津主の神、齋主の神とも申す、今の根取の神、健甕槌の神、武雷の神とも申す、今の鹿島の神、の祖なり、陽神猶したひて黃泉までおはしましてさま〴〵の誓ありき、陰神うらみて、此の國の人を一日に千頭ころすべしとのたまひければ、陽神は千五百頭を生すべしとの給ひけり、仍りて百姓をは天益人とも云ふ、死するものよりも、生まるるもの〳〵多きなり、陽神かへり給ひて、日向の小戸の橘の檍原と云ふ所にて御祓し給ふ、この時あまたの神化生し給へり、日月神もこゝにて生まれ給ふとぞ云ふ說あり、伊弉諾の尊神功既に終りにければ、天上にのぼり天祖に報命申して、即天に留まり給ひけるとぞ、或說に伊弉諾伊弉册は梵語なり、伊舍那天伊舍那后なりともいふ、

地神第一代大日靈尊、これを天照大神と申す、又日神とも皇祖とも申すなり、この神生まれ給ふ事三の說あり、一には伊弉諾伊弉册の尊相計らひて、天下の主を生まざらんやとて、先づ日神を生み、次に月神、次に蛭子、次に素戔烏の尊を生み給ふといへり、又は伊弉諾の尊左の御手に白銅の鏡を取りて、大日本靈の尊を化生し、右の御手に取りて月弓の尊を生じ、御首を回らして顧み給ひし間に、素戔烏の尊を生むともいへり、又は伊弉諾尊日向の小戸の川にてみそぎし給ひし時、左の御眼を洗ひて天照大神を生じ、右の御眼を洗ひて月讀の尊を生じ、

鹿取の神○延喜式曰、下總國香取郡香取神宮、

鹿島の神○延喜式曰、常陸國鹿島郡鹿島神宮、

或說に伊弉諾伊弉册は云々○此說非なり、伊弉諾伊弉册は二神相互に說ひて此國土を作り給へるによれる御名なり、

地神○天照大神を地神に數へ奉るは非なり、大神は天神にましく〳〵て地神にはあらず、天神地祇の差別は古事記傳に委しく見えたり、

御鼻を洗ひて素戔烏の尊を生じ給ふともいふ、日月神の御名も三あり、化生の所も三有れは、凡慮計り難し、又おはします所も、一には高天の原と云ひ、二には日の小宮と云ひ、三にはわが日本國これなり、八咫の御鏡を勅らせまし〳〵て、われを見るが如くにせよと勅し給ひける事、和光の御誓も顯はれて、殊更に深き道有るべければ、三所に勝劣の義をは存すべからざるものなり、爰に素戔烏尊、父母二神にやらはれて、根の國に至り給ふべかりしが、天上に詣で〳〵姉の尊に見え奉りて、ひたぶるにいなんと申し給ひければ、許しつとの給ふ、仍りて天上にのぼります、大海とざろき山岳なり响き、この神の性たけきが然らしむるになん、天照大神驚きましまして、兵の備をして待ち給ふ、彼尊黒き心なき由を答へ給ふ、さらば誓約をなして、清きか黒きかを知るべし、誓約の御中に女を生ませは黒き心なるべし、男を生ませは清き心おらむとて、素戔烏の奉られける八坂瓊の玉を取り給ひしかは、その玉に感じて男神化生し給ふ、素戔烏尊悦びて、まさやあれかちぬとの給ひけるによりて、御名を正哉吾勝々速日天の忍穂耳の尊と申す（これ古語拾遺の説）　又の説には、素戔烏の尊天照大神の御頸に懸け給へる御統の瓊玉をこひ取りて、天の眞名井にふりすゝぎ是をかみ給ひしかは、先吾勝尊生れます、その後猶四柱の男神生れ給ふ、物さねはわが物なれはわが子となりとて、天照大神の御子になし給ふといへり、（これは日本紀の一說なり）　この吾勝尊をは大神めぐしとおぼして、常に御脇もとにする給ひしかは腋子と云ふ、今の世に幼き子をわか子と云ふは僻事なり、かくて素戔烏尊猶天上にましけるが、さま〴〵の科を犯し給ひき、天照大神怒りて天の石窟に籠り給ふ、國の中とこやみになりて晝夜の辨なかりき、もろもろの神たち愁へ歎き給ふ、その時諸神の上首にて高皇産靈の尊と云ふ神ましまし〳〵き、昔天御中主の尊三柱の御子おはします、長を高皇産靈と申す、次をは神皇産靈、次を津速産靈といふと見えたり、陰陽二神こそ始めて諸神を生じ給ひしに、直に天御中主の御子といふ事おはつかなし、（この三柱を天御中主の御子と云ふ事は、日本紀にはみえす、古語拾遺の說なり、）この神天のやすかはの邊にして、八百萬の神を集へて相議し給ふ、其御子に思兼と云ふ神のたはかりにより、石凝姥と云ふ神をして、日神の御形の鏡を鑄せしむ、その始め鑄たりし鏡、諸神の心にあはず、（これは紀伊國日前の神にます、）次に鑄給へる鏡うるはしうましまし〳〵けれは、諸神悦び

和光○神冒字考に和光同レ塵出二老子經一又内典所レ謂不垢不淨滅不生とあり、

父母二神にやらはれて云々○これは日本書紀の說なり、古事記には尊母神のます根國に行き給はむとて泣き給ひければ、父神怒りて其國に遂ひやり給ふ由にみえたり、

四柱の男神○天應日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野忍樟日命をいふ、

古語拾遺曰、是以天照大御神之吾勝尊、特被寵愛、將傳國授下、稱曰、汝子、今俗雄雌之二稱二和可古、是其轉語也、

さま〴〵の科○畔放、溝埋、樋放、頻蒔、生剝、逆剝、屎戸などの罪をいふ、

日前の神○延喜式に紀伊國名草郡日前神社と見えたり、次に國縣給へる餓○これ八咫鏡なり、

しりくへなは○殿安本しりくめなはに作る、

崇め給ふ、初めは皇居にましく〳〵き、今は伊勢五十鈴の宮にいつかれ給ふこれ也、又天の明玉の神をして八坂瓊の玉を作らしめ、天の日鷲の神をして青幣白幣を作らしめ、手置帆負、彦狭知の二神をして大峽小峽の材を切りて瑞の殿を作らしむ、たゞ外くさ〴〵あれどしるさず、その物既に備りしかば、天の香山の五百箇の眞賢木を根こじにこじて、上枝には八坂瓊の玉を取り懸け、中枝には八咫の鏡を取り懸け、下枝には青和幣白和幣を取り懸け、天の太玉の命高皇産靈神の子なり、をして捧げ持たしむ、天の兒屋の命津速產靈の子、或孫とも云ふ、與台產靈の神の子也、をして祈禱らしむ、天の鈿目の命眞辟の葛をかづらにし、蘿葛を手繦にし、竹の葉飫憩木の葉を手草にして、書鐸の矛を持ちて、石窟の前にして、俳優して、相共にうたひまふ、又庭燎を明にして、常世の長鳴鳥を集へて互ひに長鳴せしむ、これは皆神樂の起りなり、天照大神聞食して、我はこの比石窟に隱れ居り、葦原の中津國はとこやみならん、如何ぞ天の鈿目の命かくゐらゞやとおぼして、御手を以て細目にあけてみ給ふ、時に天手力雄の命といふ神思兼の神の子、磐戸の脇に立ち給ひしが、その戸をひきあけて新殿に移し奉る、中臣の神、天兒屋命なり、忌部の神天太玉命なり、しりくへなはを日本紀には端出之繩と書けり、古語拾遺には、日の御繩とかく、是日影之象也と云ふ、引きめぐらして、な歸りませそと申す、上天始めて晴てもろ〳〵ともに相見る、面みな明かに白し、手をのべて歌ひ舞ひて、あはれ天の明なるなり、あなおもしろ、古語に甚切なるをみなおもと云ふ、面白はもろ〳〵のおもてあきらかにしろきなり、あなたのし、あなさやけ、竹の葉の聲、おけ、木の名也、そのはをふることなり、天鈿目の持ち給へる手草なり、かくて罪を素戔烏の尊によせて、おほするに千座の置戸を以て首の髮手足の爪を拔きて贖はしめ、其罪をはらひて神逐にやらはれき、彼尊天より降りて、出雲の肥の川上と云ふ所にいたり給ふ、其所に一の翁と姥とあり、一の少女をすゑて、かきなでつゝ泣きけり、素戔烏尊誰そと問ひ給ふ、われはこれ國神なり、脚摩乳手摩乳と云ふ、この少女はわが子なり、奇稻田姬といふ、さきに八箇の少女あり、年毎に八岐の大蛇の爲に呑れき、今この少女又呑まれなむとすと申しければ、尊我にくれんやとの給ふ、勅のまゝに奉ると申しければ、この少女を湯津のつま櫛に取なし、みづらにさし、八醞の酒を八の槽にもりて待ち給ふに、ばたしてかの大蛇來れり、頭各一槽に入れて呑み醉ひて眠りけるを、尊はかせる十握の劍を拔きて寸々に切つ、尾に至りて劍の刃すこしかけぬ、割きてみ給へば一の劍あり、その上に雲氣ありければ、天の蘢雲の劍と名づく、日本武尊に至り改めて草薙の劍と云ふ、それより熱田の

あはれ○感歎の詞なり、天の明なるにあらす、さやけ○分明の意なり、おけ○木の名也とあれど誤ならず、千座の置戸○卽を祓はむが爲に出す物を戒する語をいふ、千ざいふは數の多きよしなり、數の川上○和名抄に大原郡斐伊と見えたり、

熱田の社○延喜式曰、尾張國愛智郡熱田神社、

清○出雲風土記に曰、大原郡須賀山云々、同郡に須我社あり、大巳貴神○古事記には素戔烏尊の六世孫とせり、

社にます、これ奇しき劔なり、われ何ぞあへて私におけらんやと宣ひて、天照大神に奉り上られにけり、その後出雲の清の地に至り、宮をたてゝ稻田姫と住み給ふ、大己貴の神大汝とも云ふ、を生ませまして、素戔烏の尊は竟に根の國に出でましぬ、大汝神との國に留りて、今の出雲の大神にます、天下を經營し、葦原の地を領し給ひけり、仍りてこれを大國主の神とも大物主とも申す、その幸魂奇魂は大倭の三輪の神にます、二第二代正哉吾勝々速日天忍穗耳の尊、高皇産靈尊の女栲幡千々姫の命にあひて、饒速日の尊、瓊々杵の尊を生ませまして、葦原の中洲に下りますべかりしを、御子生まれ給ひしかば、かれを下すべしと申し給ひて、天上に留ります、饒速日の尊を下し給ひし時、外祖高産靈の尊、十種の瑞寶を授け給ふ、瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劔一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一是なり、此尊早く神さり給ひにけり、凡國の主とては下し給はざりしにや、吾勝の尊下り給ふべかりし時は、天照大神三種の神器を傳へ給ふ、後に又瓊々杵の尊にも授けましゝに、饒速日の尊はこれを得給はず、然れば日嗣の神にはましまさぬなるべし、この事葢事本紀の說なり日本紀にはみえず、天照大神吾勝の尊は天上に留

出雲の大神○延喜式曰、出雲國出雲郡杵築大社、

三輪の神○延喜式に大和國城上郡大神大物主神社と見えたり、

り給へど、地神の第二にかぞへ奉る、その始め天下の主たるべしとて生まれ給ひし故にや、

第三代天津彦々火の瓊々杵の尊、天孫とも皇孫とも申す、皇祖天照大神、高皇産靈の尊いつきめぐみまし〳〵て、葦原の中洲の主となして天降し給はんとす、爰にその國の邪神あれてたやすく下し給ふ事難かりければ、天稚彦と云ふ神を下して見せ給ひしに、大汝の神の女下照姫にとつぎて返り事申さず、三歲になりぬ、仍りて名なし雉を遣はしてみせられしを、天稚彦射殺しつ、その矢天上にのぼりて大神の御前にあり、血にぬれたりければ、怪め給ひて投げ下されしに、天稚彦新嘗してふせりける胸に當りて死ぬ、世に返し矢を忌むはこの故なり、更に又下すべき神を撰ばれし時、經津主の命機取の神にます、武甕槌の神鹿島の神にます、勅を受けて下りましけり、出雲國に至り、はかせる劔をぬきて地につきたてゝその上に居て、大汝の神に大神の勅を告げ知らしむ、その子都波八重事代主の神今葛木の鴨にます、相共に隨ひ申しぬ、次の子健御名方刀美の神今の諏訪の神にます、隨はずして逃げ給ひしを、諏訪の湖まで追ひて攻められしかば、又隨ひぬ、かくて諸々の惡神をは

都波八重事代主神○慶安本都波の二字なし、葛木の鴨○延喜式に大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座とあり、

諏訪の神○延喜式に信濃國諏訪郡南方刀美神社二座とあり、

罪なへ、まつろへるをばほめて、天上にの昇りて返事申し給ふ、大物主の神（大汝の神は、この國を去りやがて隱れ給ふとみゆ、この大物主は、さきに云ふ所の三輪の神にますなるべし、事代主の神、相共に八十萬の神を引きゐて天にまうづ、大神ことにほめ給ひき、宜しく八十萬の神を領して皇孫を守りまつれとて、まづ返し下し給ひけり、その後天照大神、高產靈尊相計りて皇孫を下し給ふ、八百萬の神勅を承りて御供に仕う奉る、諸神の上首三十二神あり、その中に五部（いつとも）の神と云ふは、天兒屋命、（中臣の祖、）天太玉命、（忌部の祖、）天鈿女命、（猿女の祖、）石凝姥命、（鏡作の祖、）玉屋命、（玉作の祖、）なり、この中にも中臣忌部の二神は、むねとの神勅をうけて皇孫を扶け守り給ふ、又三種の神寶を授けまします、先づ豫め皇孫に勅して宣く、葦原の千五百秋の瑞穗の國は、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣、又大神御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて祝（ほが）て、吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡と宣ふ、八坂瓊の曲玉、天の蒸雲の劍を加へて三種とす、又この鏡の如くに分明なるをもちて天下に照臨し給へ、八坂瓊のひろがれるが如く、曲妙を以て天下をしろしめせ、神劍を提けて不順（まつろはざる）ものを平け給へ、と勅まし〳〵けるとぞ、この國の神靈として皇

統一種たゞしくましまします事、誠にこれ等の勅にみえたり、三種の神器世に傳ふる事、日月星の天に在るに同じ、鏡は日の體なり、玉は月の精なり、劍は星の氣なり、深き習ひあるべきにや、抑かの寶鏡は、さきに記し侍る石凝姥命の作り給へりし八咫の御鏡、（八咫にも傳あり、）玉は八坂瓊の曲玉、（玉屋命作り給へる也、八坂にも云ふ、）口傳あり、劍は素戔烏尊の得給ひて、大神に奉られし蒸雲の劍なり、この三種につきたる神勅は、まさしく國を手持ちますべき道なるべし、鏡は一物をたくはへず、私の心なくして、萬象を照すに是非善惡の姿あらはれずと云ふ事なし、その姿に從ひて感應するを德とす、これ正直の本源なり、玉は柔和善順を德とす、慈悲の本源なり、劍は剛利決斷を德とす、智惠の本源なり、この三德を兼受けずしては、天下の治まらんこと誠に難かるべし、神勅明にして、詞約かにむね廣し、剩へ神器にあらはし給へり、ひと忝なき事にや、中にも鏡を本とし、宗廟の正體とあふがれ給ふ、鏡は明を形とせり、心性明かなれば、慈悲決斷はその中にあり、又まさしく御影をうつし給ひしかば、深き御心を留め給ひけんかし、天にある物日月より明なるはなし、仍りて文字を制するにも、日月を明とすといへり、わが

宗廟○伊勢神宮を云ふ、神宮をは支那の例にならひて宗廟と申すは非あり、

神大日の靈にましませば、明德を以て照臨し給ふ事、陰陽におきてはかりがたし、冥顯につきて賴みあり、君も臣も神明の光胤を受け、或はまさしく勅を受けし神達の苗裔なり、たれかこれを仰ぎ奉らざるべき、この理をさとりその道に違はずは、內外典の學問も爰に極まるべきにこそ、されどこの道の弘まるべき事は、內外典流布の力なりと云つべし、魚をうる事は網の一目によるあれど、衆目の力なければ、これを得る事難きが如し、應神天皇の御代より儒書を弘められ、聖德太子の御時より釋教を盛にし給ひし、これみな權化の神聖にましませは、天照大神の御心を受けて、わが國の道を弘め深くし給ふなるべし、かくてこの瓊々杵の尊天降りまし〳〵に、猿田彦と云ふ神參りあひき、これちまたの神なり、照燭きて目を合する神なかりしに、天の鈿目女の神行きあひぬ、皇孫いづくにか至りましますべきと問ひしかば、筑紫の日向の高千穗の槵觸の峯にましますべし、われは伊勢の五十鈴の河上に至るべしと申す、かの神の申しのまゝに槵觸の峯に天降りて、鎭り給ふべき所を求められしに、事勝國勝と云ふ神これも伊弉諾尊の御子、又は鎭土の翁といふ、參りて、わが居たる吾田の長狹の御崎なん宜しかるべしと申しけれは、その所に住せ給ひけり、爰に山の神大山祇の二の女あり、姉を磐長姬と云ふ、これは磐石の神なり　妹を木花開耶姬と云ふ、これは花木の神なり　二人をめし見給ふ、姉は形醜かりければ返しつ、妹を留め給ひしに、磐長姬恨み怒りて、我をもめさましかは、世の人は命ながくて磐石の如くあらまし、只妹をめしたれは、生めらん子は木の花の如くに散り落ちなんと、詛けるによりて、人の命みじかくなれりとぞ、木花開耶姬めされて一夜にはらみぬ、天孫あやめ給ひけれは、腹立ちて無戶室を作り籠り居て、みづから火をはなちしに三人の御子生れ給ふ、焰の起りける時生れますを、火闌降の命と云ふ、火の熾なりしに生れますを、火明の命といふ、後に生れますを、火々出見の尊と申す、此の三人の御子をは、火もやかず、母の神もそこなはれ給はず、父の神悅びましり〳〵けり、此の尊天下を治め給ふ事三十萬八千五百三十三年といへり、是よりさき天上に留ります神達の御事は、年序はかり難きにや、天地分れしより以來の事、幾年を經たりと云ふ事見えたる文なし、抑天笠の說に人壽無量なりしが、八萬四千歲になり、それより百年に一年を減じて、百二十歲の時、或は百歲ともいふ　釋迦佛出で給ふといへる、此の佛の出世は、鷓鴣草葺

吾田の長狹の御崎○古事記には笠沙の御崎に作る、今の薩摩國阿多郡加世田の御崎ならん、

無戶室○古事記には無戶八尋殿に作る、無戶とは、土をもて塗り塞ぎたる上にて云ふなるべし、初め出入べき口のひたぶるになき答なければなり、

權化の神聖○權は假也、假に形をかへて人間と生れ給ひし神聖と云意なり、

狹田彦○ちまたの神也と註せられたるは非なり、

高千穗の槵觸の峯○日本紀を始め諸書にソノカチホともあるによれば今の大隅國囎唹郡霧島山ならん、今の大隅は古の日向の中なりし故に古書には日向のカチホと書せるなり、又今の日向國臼杵郡知鋪郷也と云傳もあり、

內外典○內典は佛書を云、是に對して儒書其外の書を外典と云、

不合（ふがふ）の尊の末（すゑ）さまの事なれは、神武天皇元年辛酉、佛滅の後二百九十年にあたる、これより上へかそふべきなり、百年に一年を增して是をはかるに、此の瓊々杵尊の初めつ方は、迦葉と云ふ佛の出で給ひける時にや當り侍らん、人壽二萬歲の時この佛は出で給ひけりとぞ、

第四代彦火々出見（ひこほほでみ）の尊と申す、御兄火闌降の命海の幸（さち）ます、此の尊は山の幸ます、しけり、試に相換へ給ひしに、各其の幸なかりき、弟の尊の弓箭に兄の釣鉤をかへ給へりしを、弓箭をは返しつ、弟の尊鉤を魚にくはれて失ひ給ひけるを、あながちにせめ給ひしに、せむすべなくて海邊にさまよひ給ひき、鹽土（しほつち）の翁（此の神の事先に見ゆ、）參りあひて、憐み申して謀ごとをめぐらして、海神綿積（わたつみ）の命（小彦とも曾尼とも）の所に送りつ、其の女を豐玉姬（とよたまひめ）と云ふ、天神の御孫にめで奉りて、父の神に告げて留め申しつ、遂に其の女にあひ住み給ふ、三とせばかりありて、故郷をおぼす御氣色ありければ、其の女父にいひあはせて歸し奉る、大小のうろくづを集へて問ひけるに、口女（くぢめ）と云ふ魚病ありとて見えず、まひて召し出づれば其の口腫れたり、是をさぐりしに、失にし鉤をさぐりいづ、一には赤女と云ふ、又此の魚はなよしと云ふとみえたり、海神いましめて、口女今より鉤くふれ、又天孫の饌にまるるなどとなん云ひ含めける、又海

口女○古事記に赤海鯽魚に作る、尾鰭邊にてメダヒといふ物なりといひ、又鯛の類なりともいふ、

俳優の民○日本書紀一書曰、於是兄著鉤魚以錯逸行鋒而苦之乞弟自解、弟曰、吾汚之狀如此、永爲汝俳優者、乃舉足踏行擧之狀、云々、自爾及今曾無斷絕、

産屋○子を生まむが爲に造る屋なれば産屋と名づく、うの羽を以てふける故の名にあらず、

龍になりぬ○古事記に鰐さあり、いづれも産の時打ち臥し給へる狀を形容していへるなり、眞の龍になり給へるにはあらず、

九十二年○慶安本九十三年に作る、今花山院本白山本等の諸本に從ふ、

神干珠滿珠（しほひるたましほみつたま）を奉りて、兄をしたがへ給ふべきかたちを教へ申しけり、さて故郷に歸りまして、鉤をは返しつ、滿珠を出だしてねぎ給へは、潮滿ち來て兄溺れぬ、惱まされて俳優の民とならんと誓ひ給ひしかは、干珠をもちて潮をさげ給ひき、是より天日嗣を傳へ給へり〳〵けり、海中にて豐玉姬姙み給ひしが、產期に至らは、海邊に產屋を作りて待ち給へと申しき、果して其の妹玉依姬をひきゐて海邊に行きあひぬ、屋を作りて鸕鷀の羽にてふかれしが、ふきもあへず御子生まれ給ふによりて、鸕鷀草葺不合（うがやふきあへず）の尊と申す、又產屋をうぶやと云ふ事も、この羽をふきける故なりとなん、さても產の時見給ふなと契り申しゝを、のぞきて見ましけれは龍になりぬ、恥ぢ怨みて、我に恥みせ給はずは、海陸をして相通はしへたつる事なからましとて、御子を捨て置きて海中へかへりぬ、後に御子のきら〳〵しくましますことを聞きて、あはれみあがめて妹の玉依姬を奉りて、養ひまつらせけるとぞ、此の尊天下を治め給ふ事六十三萬七千八百九十二年といへり、震旦の世の始をいへるに、萬物混然として相離れず、是を混沌といふ、其の後輕く清き物は天となり、重く濁れる物は地となり、中和の氣は人

となる、是を三才と云ふ、是までは我國の始まりをいへるにかはらざるあり、其の始めの君盤古氏、天下を治むる事一萬八千年、天皇地皇人皇などいふ王相續して、九十一代一百八萬二千七百六十年、さきにあはすれば一百十萬七百六十年、是一說あり實には明らかならず、廣雅といふ書には、開闢より獲麟に至るまで二百七十六萬歲とも云ふ、獲麟とは孔子の在世魯哀公の時なり、日本の懿德にあたる、志からは盤古のはじめは、この尊の御世の末つ方に當るべきにや、

第五代彦波瀲武鸕鷀草葺不合の尊と申す、御母豊玉姬の名づけ申しける御名なり、御姨玉依姬に嫁ぎて四柱の御子生ませしめ給ふ、彦五瀨の命、稻飯の命、三毛入野の命、神日本磐余彦の尊と申す、磐余彦の尊を太子にたてゝ、天日嗣をなんゆづりましゝける、此の神の御代七十七萬餘年の程にや、唐の三皇の初め伏犧と云ふ王あり、次に神農氏、軒轅氏、三代合せて五萬八千四百四十二年、一說には二萬六千八百二十七年、然らば此の尊の八十萬餘の年にあたるあり、親經中納言新古今集の序を書くに、伏犧皇德の基して四十萬年といへり、いづれの說によれるにか、覺束なき事なり、其の後に少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、堯也有虞氏舜也と云ふ五帝あり、合せて四百一年、其の次に夏殷周の三代あり、夏には十七主四百三十一年、殷には三十主六百二

三代は四洲の宮にて○理々杵尊は晉田の長屋笠狹の宮に、火々出見尊は不合尊は日向の高千穗の宮にましゝき、

四百一年○類從本四百三十一年に作り、白山本四百三十二年に作る、今花山院本慶安本に從ふ、

七十七万○慶安類從二本七十万に作る、

○德にあたる○德德天皇三十二年に當る也、

廣雅以下五十五字慶安本なし、

十九年、周の世となりて第四代の主を昭王と云ひき、其の二十六年甲寅の年までは、周おこりて一百二十年、この年は葢不合の尊の八十三萬五千六百六十七年に當れり、今年天竺に釋迦佛出生しましまします、同じき八十三萬五千七百五十三年に、佛御年八十にて入滅し給ひけり、唐には昭王の子穆王の五十三年壬申に當れり、其の後二百八十九年ありて、庚申に當る年、此の神隱させましゝつゝすべて天下を治め給ふ事八十三萬六千四百三十三年といへり、是より上つかたを地神五代とハ申す也、二代ハ天上に留まり給ふ、三代ハ西洲の宮にて多くの年を送りましまします、神代の事なれば行迹たしかならず、葢不合の尊八十三萬餘年ましゝきに、其の御子磐余彦の尊の御世より、俄に人皇の代となりて、曆數も短くなりにける事、疑ふ人も有るべきにや、されバ神道の事おしてはかりがたし、誠に磐長姬詛ひけるまゝ、壽命も短くなりしかバ、神の振舞にもかはり、頓て人の代となりぬるにや、天竺二の說の如く、次第ありて減じたりとは見えず、又百王ましますべしと申すめり、十々の百にはあらざるべし、窮なきを百といへり、百官百姓などゝ云ふよてまるべきなり、昔皇祖天照大神、天孫の尊よみことはり

せしよ、寶祚之隆當與天壤無窮とあり、天地も昔よかはらず、日月も光を改めず、況や三種の神器、世よ現在し給へり、窮あるべからざるは、わが國を傳ふる寶祚なり、仰ぎて貴み奉るべきハ、日嗣をうけ給ふ皇になんおはします、

校正標註神皇正統記卷之二

准后源親房撰　佐伯有義　三木五百枝　校訂標註

人皇第一代神日本磐余彦の天皇と申す、後に神武と名づけ奉る、地神鸕鷀草葺不合尊第四の子、御母玉依姫、海神小童の第二の女なり、伊弉諾尊よハ六世、大日雲の尊には五世の天孫よまします、神日本磐余彦と申すは、神代よりのやまとことバなり、神武ハ中古となりて唐ゟ詞よりて定め奉る御名なり、又この御代より代ごとゟ宮所を移されしかバ、其の所を名づけて御名ともす、この天皇をバ橿原の宮と申すこれなり、又天神の代より至りて尊きを尊と云ひ、その次を命といふ、人の代となりてハ、天皇とも號し奉る臣下よも朝臣、宿禰、臣などゝいふ號出來にけり、神武の御時より始れる事なり、上古には尊とも命とも兼ねて稱しけりと見えたり、世下りては天皇を尊を申す事も見えず、臣を命といふ事もなし、古語の耳なれずなれる故にや、この天皇御年十五にて太子に立ち、五

後ゟ神武と名づけ奉る○日本紀私記ゟ、神武等諡名者、淡海御船奉レ勅撰也とあり

申す是なり○曾孫院本申すなりゟ作る、天神の代より云々○神代紀上の註ゟ、至貴ゟレ尊、自餘曰レ命、並訓二美擧等一也と見えたり、日本書紀ハ國家立孫以下統て出例ゟて記せり、故ゟ天神の代云々と云へるなり、朝臣宿禰臣○共に古はたゞ臣下を尊び親みていへる稱なりしを、天武の御時姓のカバネを定られたり、宮崎の宮におはしまし

十一にて父の神にかはりて、皇位に即かしめ給ふ、今年辛酉の歳なり、筑紫日向の宮崎の宮におはしましけるが、兄の神達及び皇子群臣に勅して東征の事あり、この大八洲は皆これ王地なり、神代幽昧なりしによりて、西偏の國にして多くの年序を送られけるにこそ、天皇舟楫をととのへ、甲兵を集めて、大日本洲に向ひ給ふ、道のついでの國々を平け、大倭に入りまさんとせしに、その國に天の神饒速日の尊の御末宇麻志間見の命といふ神有り、外舅を長髄彦と云ふ、天神の御子両種有らんやとて、軍を起して防ぎ奉る、其軍強くして皇軍たはゝ〳〵利を失ふ、又邪神毒氣を吐きしかば、士卒皆病み臥せりき、爰に天照大神、健甕槌の神を召して、葦原の中津洲さわぐ音す、汝行きて平けよとみことのりしたまふ、健甕槌の神申し給ひけるは、昔國を平けし時の劔有り、かれを下さば自平ぎなんと申して、紀伊國名草の村に高倉下の命と云ふ神に示して、この劔を奉りければ、天皇悦び給ひて、士卒のやみふせりけるも皆起きぬ、又神魂の命の孫武津之身の命、大烏となりて軍の御さきにつかふまつる、天皇ほめて八咫烏と號し給ふ、又金色の鵄下りて、皇弓のはずに居たり、その光てりかゞやけり、これにより

はるか〳〵と〇日本書紀に、天皇謂二諸兄及子等一曰、昔我天神高皇産靈尊、大日孁尊、舉二此豊葦原瑞穂國一而授二我天祖彦火瓊々杵尊一矣、然此地有二邪兇一、多二鋒鋩一、故頓二兵於日向一、而親提二諸皇子一、以帥二天下諸一、東征之、蓋欲下就二中洲一、以制上六合之中心乎、厥飛降者、當在二日向襲之高千穂峯一矣、余聞二彼地一、可二以治一レ天下一之地一、雖二復遠一、猶可二以往一、矧我皇祖、運二神武一、而開二洪基一、當二我今一、而平二一方一、宜哉、天業恢弘、六合之中、

十七代に當る君懇王の十七年なり、五十七年丁己は、周の二十一代の君定王の三年に當れり、今年老子誕生す、これは道教の祖なり、天竺の釋迦如來入滅し給ひしより元年辛酉までは、二百九十年になれるか、此の天皇天下を治め給ふ事七十六年、一百二十七歳おはしましき、

第二代綏靖天皇、これより和語の尊號をばのせず、神武第二の御子、御母は鞞五十鈴姫、事代主の神の女なり、父の天皇かくれまして三年有りて卽位し給ふ、庚辰の年なり、大倭葛城高岡の宮にまします、三十一年庚戌の歳、唐の周の二十三代の君、靈王の二十一年なり、今年孔子誕生す、これより七十三までおハしけり、儒教を弘められる、この道ハ昔の賢王唐堯、虞舜、夏の始の禹、殷の始の湯、周のはしめの文王、武王、周公の國を治め民を撫で給ひし道なれバ、心を正しくし身を直くし、家を治め國ををさめて、天下に及ぼすを宗とす、されバこととなる道よハあらねども、末の世となりて、人不正になれりし故よ、その道ををさめて儒のをしへを立てらるゝなり、天皇天下を治め給ふ事三十三年、八十四歳おましましき、

第三代安寧天皇ハ、綏靖第二の御子、御母ハ五十鈴依姫、事代主の神の少女なり、癸丑の年卽位、大倭の片鹽浮穴の宮にまします、天下を治め給ふこと三十八年、五十七歳ましましき、

第四代懿德天皇ハ、安寧第二の子、御母ハ淳名底中媛、事代主の神の孫なり、辛卯の年卽位、大倭の輕の曲峽の宮ましますます、天下を治め給ふ事三十四年、七十七歳おましましき、

第五代孝昭天皇は、懿德第一の子、御母は天豐津姫、息石耳命の女なり、父の天皇かくれまして、一年有りて、丙寅の年卽位、大倭の掖上池心の宮にましますます、天下を治め給ふ事八十三年、百十四歳おましましき、

第六代孝安天皇は、孝昭第二の子、御母は世襲足姫、尾張の連の上祖瀛津世襲の女なり、己丑の年卽位、大倭の秋津島の宮にましますます、天下を治め給ふ事一百二年、百二十歳おましましき、

第七代孝靈天皇は、孝安の太子、御母は姉押姫、天足彦國押人命の女なり、辛未の年卽位、大倭の黑田廬戸の宮にましますます、三十六年丙午にあたるとし、唐の周の國滅ひて秦にうつりき、四十五年乙卯、秦の始皇卽位、この始皇仙方を好みて、長

て○日本書紀に、四年春二月甲申朔曰云々、乃立二皇時於鳥見山中一、其地號曰二上小野榛原下小野榛原一用祭二皇祖天神一焉とあり、皇時は祭の庭なり、鳥見山は城上郡宇陀郡の境にあり、○日本書紀纂疏に作る、

高岡の宮○葛上郡と在り、

三十一年庚戌○三十晦本二十に作る、今一本とよりて改む、

七十三○白山本七十三年と作る

片鹽浮穴の宮○葛下郡と在り、

輕の曲峽の宮○高市郡と在り、

掖上池心の宮○葛上郡に在り、

秋津島の宮○葛上郡に在り、

黑田廬戸の宮○城下郡に在り、

四十五年乙卯○諸本己卯に作る、今花山院本に從ふ、又始皇の卽位

生不死の藥を日本に求む、日本より五帝三王の遺書をかの國に求めしに、始皇悉くこれを送る、その後二十五年有りて、かの國書を燒き儒を埋みにければ、孔子の全經日本に留まるといへり、この事異朝の書に載せたり、わが國には神功皇后三韓を平げ給ひしより異國に通じ、應神の御代より經史の學傳はれりとぞ申ならはしたる、孝靈の御時よりこの國に文字ありとは聞かぬ事なれど、上古の事はたしかにもあるし留めざるにや、應神の御代に渡れる經史だにも今は皆見えず、聖武の御時、吉備大臣入唐して傳へたりける本こそ流布したれば、この御代より傳へけん事もあながちに疑ふまじきにや、凡この國をは君子不死の國ともいふなり、孔子世の亂れたる事を嘆きて、九夷に居らんとの給ひける、日本は九夷のその一なるべし、異國にはこの國を東夷とす、この國よりは又かの國をも西蕃といへるが如し、四海と云ふは、東夷南蠻西羌北狄なり、南は蛇の種なれば虫をおたがへ、西は羊をのみ牧ふなれば羊を隨へ、北は犬の種なれば犬を從へたり、たゞ東は仁ありて壽長し、よりて大弓の字を從ふといへり、孔子の時すらこなたの事を知り給ひければ、秦の世に通じけんことあやしむにたらぬ事にや、この天皇天下を治め給ふ事七十六年、百十歲おはしまし〳〵き、

第八代孝元天皇は、孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり、丁亥の年即位、大倭の輕の境原の宮にましします、九年乙未の年、唐の秦滅びて漢に移りき、この天皇天下を治め給ふ事五十七年、百十七歲おはしまし〳〵き、

第九代開化天皇は、孝元第二の子、御母は鬱色謎姬、穗積の臣の上祖鬱色謎の妹なり、甲申の年即位、大倭の春日率川の宮にましします、天下を治め給ふ事六十年、百十五歲おはしまし〳〵き、

第十代崇神天皇は、開化第二の子、御母は伊香色謎姬、初めは孝元の妃として彦太忍信命をうむ、大綜麻杵の命の女なり、甲申の年即位、大倭の磯城の瑞籬の宮にましします、この御時神代を去る事、世は十つぎ、年は六百餘になりぬ、漸く神威を恐れ給ひて、即位六年己丑の年、神武元年辛酉より此己丑までは六百二十九年、神代の鏡造石凝姥の神の裔をめして、鏡をうつし鑄せしめ、天目一箇の神の裔をして劍を作らしむ、大和の宇陀の郡にしてこの兩種をうつし改められき、これを護身の璽として同殿に安置す、神代よりの寶鏡及び靈劍をは、皇女豐鋤入姬の命に付けて、大倭笠縫の邑といふ所よ、神籬を建

は、天皇の七十年に當れり、四十五年には非ざる也、

五帝三王○白山本三皇五帝に作る、

異朝の書○歐陽全集日本刀の歌に、徐福行時書求レ藥逸書百篇今尙存と見えたるを指せるならん、

今は皆見えず○白山本、大淨本、類從本等皆の字なし、

吉備大臣入唐○元正天皇靈龜二年唐にゆき、十九年を經て、聖武天皇天平七年歸朝す、

君子不死の國○後漢書東夷傳に、東方有二君子不死之國一と見えたり、

輕の境原の宮○高市郡に在り

鬱色謎の妹なり○鬱色謎「廢安本類從本、鬱色雄命に作る、

磐日連川の宮○添下郡に在り

孝元の妃云々○こは誤なり、孝元の妃となり給ひしは內色許男の女伊迦賀色許賣命なり、大矢口宿禰

內色許男 伊迦賀色許賣命 孝元妃

孝元皇后 內色許賣

開化皇后 大綜麻杵 伊香色謎

磯城の端籬の宮○城上郡に在り

漸く神威を恐れ給ひて云々○日本書紀に崇神天皇六年先レ是天照大神倭大國魂二神並祭二於天皇大殿之內一然畏二其神勢一共住不レ安、故以二天照大神一託二豐鍬入姬命一祭二於倭笠縫邑一、仍立二磯堅城神籬一云々とあり、

六年○花山院本、青蓮院本六十六年に依る、分註六百二十九年とあるによれば六十六年の方正しきに似たり、然れども日本書紀以下の諸書を參考するに、事實

てあがめ奉らる、これより神宮、皇居、各別になれりき、その後大神の敎ありて、豐鋤入姫の命神躰を頂戴して所々をめぐり給ひけり、十年の秋、大彦の命を北陸に遣はし、武渟川別の命を東海に、吉備津彦の命を西道に、丹波の道主の命を丹波に遣はす、共に印綬を賜ひて將軍とす、將軍の名初めて見ゆ、天皇の叔父武埴安彦の命、朝廷を傾けんと計りけれは、將軍等を留めて先追討しつ、冬十月に將軍發路す、十一年の夏、四道の將軍戎夷を平らげぬるよし復命す、六十五年秋、任那の國、使を差して御つぎを奉る、筑紫を去ること二千餘里と云ふ、天皇天下を治め給ふ事六十八年、百二十歳おましく、き、

第十一代垂仁天皇は、崇神第三の子、御母は御間城姫、大彦の命孝元の御子、の女なり、壬辰の年即位、大倭の卷向の珠城の宮にましまします、この御時皇女大倭姫の命豐鋤入姫に代りて天照大神をいつき奉る、神の敎により猶國々をめぐりて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢の國度會郡五十鈴の川上に宮所をしめ、高天の原に千木高知、下津磐根に大宮柱太廣敷立てゝ、ましづまりましくぬ、この所ハ昔天孫天降り給ひし時、猿田彦の神參りあひて、われは伊勢の狹長田の五十鈴の川上ゴ至るべしと申しける所なり、大倭姫命宮所を尋ね給ひしに、大田の命といふ人又ハ興玉とも云ふ、參りあひて、この處を敎へ申しき、この命ハ昔の猿田彦の神の苗裔なりとぞ、かの川上ゴ五十の鈴、天上の圖形など有り、天の逆戈も此處に有きと云ふ一說あり、八萬歳の間、守り崇め奉りきとおん申しける、かくて中臣の祖大鹿島の命を祭の主とす、又大幡主と云ふ人を大神主ゴなし給ふ、これより皇大神と崇め奉りて、天下第一の宗廟にましまします、この天皇天下を治め給ふ事九十九年、百四十歳おましましき、

第十二代景行天皇ハ、垂仁第三の子、御母ハ日葉洲媛、丹波道主の王の女なり、辛未の年即位、大倭の纒向の日代の宮ゴましまします、十二年秋熊襲日向にあり、そむきて貢奉らず、八月に天皇筑紫ゴ幸して、これを征し給ふ、十三年夏悉く平けて、高屋の宮にましまします、十九年秋筑紫より還り給ふ、二十七年秋熊襲又反いて邊境を侵しけり、皇子小碓尊御年十六、をさなくより雄略の氣まして、容貌魁偉身の長一丈、力能く鼎を扛げ給ひしかバ、熊襲を討たしめ給ふ、冬十月に密ゴかの國ゴ至り、奇謀を以てその梟帥取石鹿文と云ふ者を殺し給ふ、梟帥ほめ奉りて、日本武

に叶はざるを以て今白山本大澤本等に從ふ、大彦の命○孝元の皇子なり
北陸○古事記曰志の道に作る、今の北陸道なり、武渟川別の命○大彦命の子なり
東海○古事記東方十二道に作る
吉備津彦の命○孝靈の皇子なり
四道○四海道なり
道主の命○開化の皇子丹波○今の丹波丹後の地なり
印綬○しるしのものなり、支那の者に見ゆる
印綬と一つものに見るべからず、
任那の國云々○任那は御間城天皇の御名なれば、國名とせるなり、此時の使者は蘇那曷叱知なり、
卷向の珠城の宮○城上郡に在り
此御時皇女云々○日本書紀に、垂仁天皇二十五年三月丙申、離二天照大神一於豐鋤入姫命一、託二于倭姫命一、爰倭姫命求二索可レ鎭二大神之處一而貢二進之一、乃立二祠於伊勢國一、因興二齋宮於五十鈴川上一、是謂二磯宮一、則天照大神始

五十の鈴○齊瑳院本、大澤本等五十の金鈴に作る、

始自二天降之處也一とあり、

纒向の日代の宮○城上郡に在り
高屋の宮○肥後國天草郡高屋に在り、

奇謀を以て云々○日本書紀に、景行天皇二十五年十二月、時熊襲有二反叛一不レ朝、天皇欲レ誅二其渠帥一、則詔二群卿一曰、誰能取二熊襲一者、時有二一皇子一、進曰、臣願往誅之、天皇曰、熊襲建、其爲レ人強健、又衆所レ附、今未レ誅者、必違二朝命一、其誅之、對曰、熊襲建兄弟二人、梟帥之勢、不レ可レ不レ誅、時年十六、即隨二其兄熊襲建一、到二其家一、則於二新室一、爰設二大宴一、時童女夾レ室、而座二於兄熊建一、於レ是、小碓皇子、裝二嚢劍一、入二於女人之中一、俟二其酣一、而刺二殺熊襲建一、

と名づけ申しけり、悉く餘黨を平げかへり給ふ、所々にしてあまたの惡神を殺しつ、二十八年春かへりごと申し給ひけり、天皇その功をほめて惠み給ふ事諸子にことなり、四十年夏東夷多くそむきて、邊境さわがしかりければ、又日本武の皇子を遣はす、吉備の武彦、大伴の武日を左右は將軍として相副へしめ給ふ、十月に枉道して伊勢の神宮に詣で、大倭姫命にまかり申し給ふ、かの命神劒を授けて、つゝしみてなおこたりそと敎へ給ひけり、駿河日本紀說、或相摸古語拾遺說、に至るに賊徒野に火を付けて害し奉らん事をはかりけり、火の勢免れ難かりけるに、はかせる叢雲の劒自拔けて、傍の草をなぎ拂ふ、これより名を改めて、草薙の劒と云ふ、又火打を以て火を出だして、向ひ火をつけて、賊徒を燒き殺されにき、これより船に乘じ給ひて上總に至り、轉して陸奥國に入り、日高見の國そのところ異說あり、に至り、悉く蝦夷を平け給ひて、かへりて常陸を經て、甲斐に越え、又武藏上野を經て、碓日坂に至りて、弟橘姫といひし妾を忍び給ふ上總へ渡り給ひし時、風波あらかりしに、海の御命をあがなはんとて海に入りし人也、東南の方を望みて、我嬬者耶との給ひしより、山東の諸國をあづまといふなりとぞ、これより道を分け吉備の武彦をは越の國に遣して、不順の者を平

上總帥且校、酒、於、畠日本武尊拔二相中之劒一刺二川上梟帥之胸一云々とあり、

魂々にしてまたの惡神を殺しつ○日本武尊海路より還りて首備に到り穴海の惡神を殺し、難波に至りて柏濱の惡神を殺し給ひし事なども云よ、

十月に枉道して云々○日本書紀に、景行天皇四十年冬十月戊午、枉道伊勢神宮仍辭二于倭姫命一曰、今被二天皇之命一、而東征、將レ誅二諸叛者一、故辭之、於レ是倭姫命取二草薙劒一授二日本武尊一曰、愼レ之莫レ怠也、と見えたり、

駿河に至る○日本書紀に、是歲日本武尊物二于駿河一、其處賊衆、興レ兵將レ襲レ王、王不レ知、悉皆焚滅、而得レ免、王曰、殆被レ欺乎、則以レ火出レ火之內燒而出レ之、因名二其處一曰二燒津一、今焼津訛也、と見えたり、

日本書紀に、二云、王所レ佩劒名曰二草薙劒一、自レ此名也、因レ名二其地一曰二草薙一也、故號二其劒一曰二草薙劒一、是今在二尾張國熱田社一、

日高見の國○延喜式に陸奥國桃生郡日高見神社あり、また常陸風土記に倭武天皇此地本日高見國也と見えたり、放れたるならんか、

碓氷坂○日本書紀に、故登二碓氷嶺一而東南望之三歎曰、吾儕者耶、故因號二山東諸國一曰二吾妻國一也、と見えたり、古今集に、足柄の坂本にて、

々、故登二立其坂本一云々とえたり、もとより惜見易なれば何れの島何れを非とも定めがたし、

越の國○今の北陸道なり

五十葺の山○近江國に在り、日本書紀に大蛇に作る、又古事記には、白猪に遂び給へりとす、またきこえて○首張弓矢等またこれに作る

能褒野に納め奉る○延喜式に、能褒野墓日本武尊、在二伊勢國鈴鹿郡一、兆域東西二町、南北二町、守戸三烟と見ゆ、

傳云、彈原○今鈴上郡富田、原谷二村の間に在り、

古市○河內國古市郡にあり、今も御陵あり、白鳥陵と云へり、

熱田の神○尾張風土記に、熱田社者、昔日本武

けしめ給ふ、尊は信濃より尾張に出で給ふ、かの國に宮簀媛と云ふ女有り、尾張の稻種の宿禰の妹なり、この女を召して淹留り給ひし間、五十葺の山に荒神有りと聞えければ、劒をば宮簀媛の家に留めて、かちよりいでます、山神化して小蛇に成りて、御道に横はれり、尊またぎこえて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり、それより伊勢に移り給ふ、能褒野と云ふ所にて、御病甚しくなりにければ、武彦の命をして、天皇に事の由を奏して、終にかくれ給ひぬ、御年三十なり、天皇きこしめして哀しみ給ふ事限なし、群卿百寮におほせて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥となりて、大倭の國を指して飛び、彈琴の原と云ふ所に留まれり、其所に又陵を作らしめられければ、又飛びて河內の古市に留る、その所に陵を定められしかど、白鳥又飛びて天にのぼりぬ、依りて三の陵有り、かの草薙の劒は、宮簀媛崇め奉りて尾張に留り給ふ、今の熱田の神にまします、五十一年秋八月、武內の宿禰を棟梁の臣とす、五十三年秋、小碓尊の平げし國を巡り見ましとて、東國に幸し給ふ、十二月あづまより返りて、伊勢の綺の宮にましまします、五十四年秋、伊勢より大倭にうつり、纒向の宮に歸り給ふ、天下

を治め給ふ事六十年、百四歳おましく〳〵き、

第十三代成務天皇は、景行第三の子、御母は八坂入姫、八坂入彦の皇子（崇神の御子）の女なり、日本武の尊日嗣を受け給ふべかりしに、世を早くしましく〳〵しかば、この帝立ち給ふ、辛未の年即位、近江の志賀の高穴穂の宮にましまします、神武より十二代を、大倭の國にましく〳〵き、（景行天皇の末つかた、この高穴穂にましくしかども、定まれる皇都まいわらず、この時始めて他國より移り給ふ、三年は春、武内の宿禰を大臣とす、大臣の號是より初まる、四十八年は春、姪の仲足彦の尊（日本武尊の御子）を立てく皇太子とす、天下を治め給ふ事六十一年、百七歳おましく〳〵き、

第十四代第十四世仲哀天皇は、日本武の尊第二の子、景行の御孫なり、御母は兩道入姫、垂仁天皇は女なり、大祖神武より第十二代景行までは、代のまくに繼體し給ふ、日本武の尊世を早くし給ひしにより、成務これを繼ぎ給ふ、此の天皇を太子として讓りましく〳〵しより、代と世と替れるはじめなり、これよりは世を本として去るし奉るべきなり、（代と世とは常の義差別あり、然れども凡の承運とまことの繼體とを分別せんためよ書きわけたり、但字書よもそのいはれおきにあらず、代は更の義なり、世は周禮の註に父死て子立つを世と云ふとあり、）この天皇御形いとさらくしく、御長一丈ましく〳〵き、

（景行天皇の皇子、御母は播磨稻日大郎姫、一書に云ふ、稻日大郎姫は、丹波竹野媛の妹なり、）

ふるくより百濟高麗をくは
へて三韓といひならはせり。を代ち隨へ給ひき、海神形を顯し、御船をはさみて守り申
し、かは、思ひの如くかの國を平け給ふ、神代より年序久しく積れりしに、かく
神威を顯し給ひける、不測の御事なるべし、海中にして如意の珠を得給へりき、
さて筑紫に歸りて皇子を誕生す、應神天皇にまします、神の申し給ひしにより
て、これを胎中の天皇とも申す、皇后攝政して辛巳の年より天下を知らせ給ふ、
皇后未だ筑紫にまし〳〵し時、皇子の異母の兄忍熊王謀叛をおこして、防ぎ申
さんとしければ、皇子をは武内大臣よ懷かせ奉り、紀伊の水門につけ、皇后はす
ぐに難波につき給ひて、程なくその亂を平げられにき、皇子おとなび給ひしか
は、皇太子とす、武内の大臣專ら朝政を輔佐し申しけり、大倭の磐余稚櫻の宮に
ましまします、これより三韓の國、年毎に御調をそなへ、この國よりもかの國に鎭守
のつかさを置かれしかは、西蕃相通じて國家とみ盛なりき、又もろこしへも使
を遣されけるにや、倭國の女王遣使來朝すと、後漢書に見えたり、元年辛巳の年
は、漢の孝獻帝二十三年に當る、漢の代始まりて十四代と云ひし時、王莽と云ふ
臣位を奪ひて十四年ありき、その後漢に歸りて、又十三代孝獻の時に漢は滅び

見えたり、代ち國へ給ひき○皇后三韓を代ち給ひしは、仲哀天皇九年十月なり、仲哀天皇九年十月なり、和珥の津を舟出し給ひしは十月朔にて、應神天皇筑紫に御誕生ありしは同年十二月朔なり、然れは僅に二月にしてよく三韓を征取し給ひしなり、

如意の珠○日本書紀に仲哀天皇二年七月朔乙卯、皇后泊二對馬浦一、是日皇后得二如意珠一於海中一と見えたり、

皇子の誕生す○仲哀天皇九年十二月也、御誕生の地は、筑前國糟屋郡宇瀰村なり、應神紀に生二於筑紫之蚊田一と見えたり、

忍熊王謀反○此女の趣によれば、忍熊王のみ謀叛せられし如くなれど、難波王も共に反せられしなり、難波王は、所持中赤猪の爲に害せられ、忍熊王は追討せられて瀨田渡に沈みて死に給ひき、

磐余稚櫻の宮○上に見えたり、

三韓の國年毎に御調をそなへ○日本書紀に、垂仁天皇二十三年、船之調一、于二日本國一、以新羅王貢二八十艘之調一、其二一艘一、於二鵄鳥渡一、沒二于水一、云々、自爾至于今以後、不レ絕二其職貢一、是所レ謂之三韓也云々、

續守のつかさ○姓氏錄右京皇別に、神功皇后の祖大矢田宿禰、新羅を征伐して、凱旋の日乃ち留めて、鎭守將軍となし給ひし由見えたり、

十四年○一本十八年に作る

吳の國より道々のたくみなどもわたされき○日本書紀に、應神天皇十七年、使を吳に遣して、縫工女を求められし由見え、また雄略天皇十二年、使を百濟國に遣され、十四年、漢國より手末才伎、漢織、吳織、及衣縫兄媛、弟媛等を獻れる由見えたり、此等つきて由來居蕃の考あれど、所詮は此に記さず、

魏の國にも通ぜられけるかと見えたり○魏志に、景初二年六月倭女王遣二大夫難升米等一、詣二郡一、求二詣レ天子一朝獻々、其年十二月、詔書報二倭女王一云々、正始元年、太守弓遵、遣二建中校尉梯儁等一、奉二詔書印綬一、詣二倭國一、拜二假倭王一、并齎二詔賜金帛錦罽刀鏡采物一、倭王因上レ表答謝云々、と見えたり、

王遣大夫難升米等○景初二年六月倭女王遣大夫難升米等、詣二郡一、求二詣レ天子一朝獻、景初二年十二月、詔書報二倭女王一云々、正始元年、太守弓遵、遣二建中校尉梯儁等一、奉二詔書印綬一、詣二倭國一、拜二假倭王一云々など、見えたるさまざまなされたるか、景初正始など時代はよく叶へども、これは朝廷より使を遣されたるにはあらずして、筑紫の南方にて夥ある饒速などの道はせし使なからん、

胎中の天皇○古事記に、神託に凡此國は汝命の御腹に坐す御子の知らさん國なりさあるによれる御名なり、

にき、この御代の十九年己亥に、獻帝位を去りて魏の文帝に讓らる、これより天下三に分れて魏、蜀、吳となる、吳は東によれる國なれは、日本の使もまづ通じけるにや、吳の國より道々のたくみなどまでも渡されき、又魏の國にも通ぜられけるかと見えたり、四十九年乙酉とい〻ひし年、魏又滅びて晉の代に移りにき、○岡の國ゝ三十年癸未より魏のためめ滅され、吳は魏より後まであり〻しが應神十七年辛丑晉のためにほろぼさる、この皇后天下を治め給ふ事六十九年、一百歳おはし〳〵き、

第十六代第十五世應神天皇は、仲哀第四の子、御母は神功皇后なり、胎中の天皇とも、又は譽田の天皇とも名づけ奉る、庚寅の年即位、大倭の輕島の豐明の宮にましまします、この時百濟より博士をめし、經史を傳へらる、太子以下これを學び習ひ給ひき、この國に經史及び文字を用ゐる事はこれより始まれりとぞ、異朝の一書の中に、日本は吳の太伯が後なりといふ事の有りしが、彼の書を桓武の御代に燒き捨てられしなり、昔日本は三韓と同種なりとも云ふ事なり、天地開けて後素戔烏の尊、韓の地に到り給ひきなど云ふ事あれば、かれらの國々も神の苗裔ならん事、あながち苦しみなきにや、それすら

昔より用ゐざる事なり、天地神の御末なれば、なにしか代下れる吳の太伯が後にはあるべき、三韓震旦に通じてより以來、異國の人多くこの國へ歸化しき、秦の末漢の末、高麗百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしよりよりて、姓氏錄と云ふ文をも作られき、それも人民にとりての事なるべし、異朝よも人の心まち〳〵なれば、異學の輩の云ひ出だせる事か、後漢書よりぞ、この國の事をばあら〳〵しるせる、符合したる事もあり、又心得ぬ事もあるみや、唐書よは、日本の皇代記を、神代より光孝の御代まで明かに載せたり、さてもこの御時、武內大臣筑紫を治めんために、かの國へ遣されけり、弟の譏へ依りて、既へ追討せられしを、大臣の僕眞根子と云ふ人あり、かほかたち大臣へ似たりければ、相かはりて誅せらるる、大臣は忍びて都へ詣でゝ、科なき由を明らめられにき、上古神靈の主猶かゝるあやまちまし〳〵しかば、末代いかでか愼ませ給はざるべき、天皇天下を治め給ふ事四十一年、百十一歲おはし〳〵き、欽明天皇の御代へ始めて神と顯れて、筑紫の肥後の國菱形の池と云ふ所へ顯れ給ふ、われは人皇十六代譽田の八幡丸なりと宣ひき、譽田はもとの御名、八幡は垂

譽田の天皇〇河內國古市郡に譽田村あり、此地名に依れる御名なり、顯にかくれりと云ふ既は非なり、經蝸牛明の宮〇高市郡なり

此時百濟より云々〇十五年百濟王阿直岐を奉る、太子菟道雞尾子之を師とし學び給ふ、又十六年王仁を奉り、論語千字文を此人につけて奉る、太子則ち之を師として學び給ひし也、

異朝の一書の中に云々〇日本紀に曰く、譽津別人自爾太伯之後、然晉國君臣皆爲三天神之苗裔一豈太伯之後裔、此蓋附會而言之矣、或は此の譽津の際なさゞれたるならん、

昔日本は三韓と同種なりといふ事の有りし彼書を云々〇日本後紀に、大同四年二月辛亥、勅從遠歷帝謚贈天御中主尊、從遠歷帝謚贈寶龜天王、吳王、高麗王、漢高祖命撥二北狄一、後魏孝文帝改二諸姓一爲レ元、隋文帝改二諸姓一爲レ楊、唐太宗改二諸姓一爲レ李、皆是帝王之氏、非二庶人之所一レ得レ稱、宜下自二今以後一、不レ得レ更レ稱二諸蕃之氏一、若有二詐稱一者、隨レ狀科レ罪、其百濟王等、不レ在二此限一、

十猛神一降到於新羅國一居二曾尸茂梨之處一云々とあり、

姓氏錄〇嵯峨天皇の弘仁六年萬多親王等勅を奉て撰するところなり、姓氏を別ちて、神別皇別諸蕃の三類とす、今缺失して全部の備はらざるは惜しむべきとなり、

第の譏に依り云々〇此は應神天皇九年四月の事なり、第は即廿四內宿禰なり、

追討せられしを〇白山本追討せられんとせしなに作る、

欽明天皇の御代に云々〇扶桑略記に、欽明天皇十二年八幡大明神顯於筑紫、豐前國宇佐郡廣嶺郡菱潟池之間有二一小池一、池邊有二異人一、因之大神比義云々、以レ此託宣奏二我日本人皇第十六代譽田天皇廣幡八幡麿也云々、今宇佐宮是也と見ゆ、

菱形の池〇豐前にあり、肥後恐くは豐前の誤ならん、

託宣ありき〇續日本紀に、孝謙天皇天平勝寶元年十一月己巳八幡大神託宣而言、とあり、

男山石清水に移りまします〇清和天皇貞觀二年なり

幣帛を捧らる〇神三千餘座〇延喜式に、天神地祇惣三千一百三十二座と見えたり、

迹の號なり、後に豐前國宇佐の宮に鎭り給ひしが、聖武天皇東大寺を建立の後、巡禮し給ふべき由託宣ありき、仍りて威儀をとゝのへて迎へ申さる、又神託ありて御出家の義ありき、やがて彼の寺に勸請し奉らる、されど猶勅使などは宇佐に參りき、清和の御時、大安寺の僧行教宇佐に詣でたりしに、靈告ありて、今の男山石清水に遷りまします、爾來行幸も奉幣も石清水にあり、一代一度宇佐へも勅使を奉らる、昔天孫天降り給ひし時、御供の神八百萬ありき、大物主の神隨へて天へ上れりしも八十萬の神といへり、今までも幣帛を奉らるゝ神三千餘座なり、然るに天照大神の宮に並びて、二所の宗廟として八幡を仰き申さるゝ事、いと貴き御事なり、八幡と申す御名は、御託宣に、得道來不動法性、示八正道垂正語、正業、正命、正精進、正定、正惠、これを八正道といふ、凡心正なれば身口は自清まる、三業に邪なくして內外眞正なるを、諸佛出生の本懷とす、神明の垂迹も又これがためなるべし、又八方に八色の幡を立つる事あり、密敎の習ひ、西方阿彌陀の三昧耶形なり、その故にや、行教和尙には、彌陀三尊の形にて見えさせ給

ひけり、光明袈裟の上にうつらせましく〳〵けるを頂戴して、男山には安置し申しけるとぞ、神明の本地をいふ事は、慥ならぬ類多けれど、大菩薩の應迹は、昔より明かなる證據おはしますにや、或は又昔於靈鷲山說妙法花經とも、或は彌勒なりとも、大自在王菩薩なりとも託宣し給ふ、中にも八正の幡をたて〳〵八方の衆生を濟度し給ふ、本誓よく〳〵思ひ入てつかふまつるべきにや、天照大神も唯正直をのみぞ、御心とし給へる、神鏡を傳へまし〳〵き事の起りは、さきにもきるし侍りぬ、又雄略天皇二十二年の冬十一月に、伊勢の神宮の新嘗の祭夜ふけて、かたへの人々罷り出で〳〵後、神主物忌等はかり留まりしに、皇大神豐受の大神倭姫命にかゝりて託宣し給ひしに、人は則天下の神物なり、心神を破る事なかれ、神はたゞ〳〵に祈禱を以てさきとし、冥は加ふるに正直を以て本とすとあり、同二十三年二月、重ねて託宣し給ひしに、日月は四洲を廻り、六合を照すといへども、正直の頂を照らすべしとあり、されば二所宗廟の御心をきらんと思はゞ、唯正直を先とすべきなり、大方天地の間にありとしある人、陰陽の氣を受けたり、不正にしてはたつべからず、殊更にこの國は神國なれば、神道に違ひては、

三業○身、口、意なり、密教○說百宗なり、

人は則云々○此の神記は、倭姫世記に見えたり、

二十三年の託宣○此も亦世記に出づ六合○天地四方をふ

一日も日月を戴くまじきいはれなり、倭姫の命人に教へ給ひけるは、黑き心なくして丹心を以て清く潔く齋愼め、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右にめぐる事も、萬事違ふ事なくして、大神につかふまつれ、元を元とし本を本とする故なりとなん、誠に君に仕へ、神に仕へ、國を治め、人を敎へん事も、かゝるべしとぞ覺え侍る、少しの事も心に許す所あれば、大に誤る本となる、周易に霜を履で堅氷に至るといふ事を、孔子釋して宣く、積善の家に餘慶あり、積不善の家には餘殃あり、君を殺し父を殺す事も、一朝一夕の故にあらずと云り、毫釐も君をゆるかせにする心を萌すものは、必ず亂臣となる、芥帶も親をおろそかにする形有るものは、果して賊子となる、この故に古の聖人、道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらずと說けり、但その末を學びて源を明めざれば、事に望みて覺えざる誤あり、その源と云ふは、心に一物をたくはへざるをいふ、おかも虛無の中に留まるべからず、天地あり、君親あり、善惡の報影響の如し、己が欲をすて人を利するを先として、境々に對する事、鏡の物を照らすが如く、明々として迷はざらんを、誠の正道と云ふ

倭姫の命云々○世記に見ゆ

堅氷に○晉書院本に字なし

積善の家云々○易の文言傳に見えたり

此故に古の聖人云々○中庸に見えたり

君親○大淨本、類從本、君臣に作る、

べきにや、代下れりとて自賤しむべからず、天地の始めは今日を始めとする理あり、おかのみならず、君も臣も神を去る事遠からず、つねに冥の知見をかへりみ、神の本誓を觀りて、正に居せんことを心ざし、邪なからん事を思ふべし、

第十七代仁德天皇は、應神第一の子、御母は仲姫の命、五百城入彦の皇子 景行の御子 の女なり、大鷦鷯の尊と申す、應神の御時菟道稚郎子と申すハ、最末の御子にてましし〳〵しを、うつくしみ給ひて、太子に立てんと思し召しけり、兄の御子達うけがひ給はざりしを、この天皇獨うけがひ申し給ひしによりて、應神悦びまして、菟道稚郎子を太子とし、この尊を輔佐になん定め給ひける、應神かくれましおはせば、御兄達太子を失はんとせられしを、この尊さとりて、太子と心を一にして、かれを誅せられにき、爰に太子天位を尊に讓り給ふ、三年になるまで互に讓りて位を空しくす、太子は山城の宇治にましします、尊は攝津の難波にましけり、國々の御調物もあなたこなたにうけとらずして、民の愁となりしかば、太子自失せ給ひぬ、尊驚き歎き給ふ事限りなし、されど遁れますべき道ならねば、癸酉の年即位攝津國難波高津の宮にます、日嗣を受け給ひま

菟道稚郎子○諸本菟道稚の皇子に作る、今暫く類從本に從ふ、下これに倣ふ、

菟道稚郎子を太子とし給ふ○應神天皇四十年正月の事なり

御兄達太子を云々○皇兄大山守命皇太子を殺し奉りて、天下を奪んとはかられしを云ふ、

高津の宮○東成郡大坂安國寺阪の北小祠の邊に在り

民間の貧しきを思して云々○日本書紀に、仁德四年二月詔曰、朕登高臺、以遠望之、烟氣不起於域中、以爲百姓貧而家無炊者、云々、三月朔己酉詔曰、自今以後至于三載悉除課役、以寬百姓之苦、とあり、古事記には、天皇登高山見四方之國云々に作る、

高き屋にのぼりて云々○此歌日本書紀及び古事記にもえず、日本紀竟宴の歌に、左大臣藤原時平大鷦鷯と云ふ題を得て、オカアノニノボリテミレバ、アメノシタ、ロモニケフリ、イマソトミユルとよめり、此歌の句を少しかへたるならん、新古今集にも既に載りて仁德天皇の御製とす、

國々の民云々○日本書紀に、十年冬十月甲午朔、課役、以慰三證宮室、云々、是以未經三載時一而宮室悉成、故於今稱聖帝也と見ゆ、

磐之姫○諸本磐余姫に作る、今類從本に從ふ、

柴籬の宮○丹北郡にあり、

より國をおさめ、民をあはれみ給ふ事、ためしもまれなりし御事にや、民間の貧しき事を思して、三年の御調を留められぬ、高殿にのぼりて見給へば、にぎはしくみえけるに依りて、

高き屋に、のぼりて見れば煙たつ、民のかまどは、にぎはひにけり、

とぞよませましく〳〵ける、さて猶三年を許されければ、宮の中破れて雨露もたまらず、宮人の衣やぶれて、その粧ひも全からず、帝はこれを樂しみとなん思し召しける、かくて六年と云ふに、國々の民各參り集りて大宮作りし、色々の御調を備へけるとぞ、ありがたかりし御政なるべし、天下を治め給ふ事八十七年、百十歳おましく〳〵き、

第十八代履中天皇は、仁德の太子、御母は磐之姫の命、葛城襲津彦の女なり、庚子の年即位、又大倭の磐余稚櫻の宮にましく〳〵き、

給ふ事六年、六十七歳おましく〳〵き、

第十九代反正天皇は、仁德第三の子、履中同母の弟也、丙午の年即位、河内の丹比柴籬の宮にまします、天下を治め給ふ事六年、六十歳おましく〳〵き、

第二十代允恭天皇は、仁徳第四の子、履中反正同母の弟なり、壬子の年即位、大倭の遠明日香の宮にまします、この御時までは、三韓の御調年々にかはらざりしに、これより後には常におこたりけりとなん、八年己未に當れりし年、もろこしの晉ほろびて南北朝となる、宋、齊、梁、陳相次ぎておこる、これを南朝と云ふ、後魏、北齊、後周つぎ〳〵に起れりしを北朝と云ふ、百七十餘年並びて立ちたりき、この天皇天下を治め給ふ事四十二年、八十歳おまし〳〵き、

遠明日香の宮○高市郡にあり、是より後は常におこたりけり○日本書紀を按するに、この天皇崩御の時、誤りて新羅使を禁錮せし事ありければ、新羅人恨みて貢物を減じたる事あり、恐るるとはこれをいふにや、

内藤恥叟校閲

准后源親房撰　佐伯有義　校訂標註

三木五百枝

第二十一代安康天皇は、允恭第二の子、御母は忍坂大中姫、稚野毛二派の皇子（神應御子）の女なり、甲午の年即位、大倭の穴穂の宮にまします、この天皇、御子の時、伊豫の湯に行啓ありて、その妻を取りて皇后とす、かの皇子の子眉輪の王をさなくて、母に隨ひて宮中に出入しけり、天皇高樓の上に醉臥し給ひけるをうかゞひて、さしころして、大臣葛城の圓が家によけ籠りぬ、この天皇天下を治め給ふ事三年、五十六歳おはしましき、

穴穂の宮○山邊郡田村にあり　共葵○中帶姫なり　眉輪の王をさなくて○古事記に目弱王当年七歳と見えたり

第二十二代雄略天皇は、允恭第五の子、安康同母の弟なり、大泊瀬の尊と申す、安康殺され給ひし時、眉輪王及び圓の大臣を誅せらる、剰へその事にくみせられざりし市邊押羽の皇子をさへよ殺して、位に即き給ふ、今年丁酉の年なり、大倭の泊瀬朝倉宮にまします、この天皇性猛くまし〳〵けれども、神に通じ給へり

泊瀬朝倉宮○城上郡里峠村岩坂村の境にあり　神に通じ給へりとぞ○

とぞ、二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇大神、大倭姫命に教へて、丹波國與佐の眞井の原よりして、豐受の大神を迎へ奉らる、大倭姫命奏聞し給ひしに依りて、明年戊午の秋七月に、勅使をさしてむかへ奉る、九月に度會の郡山田の原の新宮にしづまり給ふ、垂仁天皇の御代よ、皇大神五十鈴の宮に移らしめ給ひしより、四百八十四年になんなりまけける、神武の始よりは既に千百餘年になりぬるにや、又これまで大倭姫命垂仁の存生し給ひしかば、内外宮の作りも、日の小宮の圖形文形に依りてなさせ給ひけりとぞ、抑この神の御事異説ましまします、外宮には天祖天御中主の神と申し傳へたり、されば皇大神の託宣にて、この宮の祭をさきにせらる、神を拜み奉るも、まづこの宮をさきにす、天孫瓊々杵尊、この宮の相殿にましますに依て、天兒屋根命天太玉命も、天孫につき申して相殿にますなり、これより二所大神宮と申す、丹波より移らせ給ひける事は、昔豐鋤入姫の命、崇神の御女、垂仁の宮の始也、天照大神を頂戴して、丹波の吉佐の宮に移り給ひける比、この神天降りて一所におはします、四年ありて天照大神は又大倭に歸らせ給ふ、それよりこの神は丹波に留らせ給ひしを、道主命と云ふ人いつき申しけり、古はこの宮にて御饌をとゝのへて、内宮へも毎日に送り奉りしを、神龜年中より外宮に御饌殿を立てゝ、内宮のをも一所にて奉るとなむ、かやうの事によりて、御饌の神と申す説あれども、御食と御氣との兩義あり、陰陽元初の御氣なれば、天の狹霧國の狹霧と申す御名もあれば、猶さきの説を正とすべしとぞ、天孫さへ相殿にましませば、御饌の神と云ふ説は、用るがたき事にや、この天皇天下を治め給ふ事二十三年、八十歳おましく、き、

第二十三代淸寧天皇は、雄略第三の子、御母は韓媛、葛城の圓大臣の女なり、庚申の年即位、大倭の磐余甕栗の宮にまします、誕生の始より白髪におはしければ、まらがの天皇とぞ申しける、御子なかりしかは、皇胤のたえぬべき事を歎き給ひて、國々へ勅使を遣して皇胤を求めらる、市邊の押羽の皇子雄略に殺れ給ひし時、皇女一人皇子二人ましけるが、丹波の國に隱れ給ひけるを、求め出でゝ、御子にして養ひ給ひけり、天下を治め給ふ事五年、三十九歳にましく、き、

第二十四代顯宗天皇は、市邊の押羽の皇子第三の子、履中天皇の孫なり、御母荑媛、蟻の臣の女なり、白髮の天皇養ひて子とし給ふ、御兄仁賢まづ位につき給ふ

雄略天皇四年二月葛城山にて一事主神と遊獵し給ふとあれば、それないへるにや、

與佐の眞非原云々○延曆儀式帳に、比治の眞奈井に作る、神名式に、丹後國丹波郡に比治麻奈爲神社あり、此れ其地なるべし、古は丹後も丹波の中なりき、

垂仁天皇の御代に云々○二十五年なり

内外宮○大神は奥に座すが故に内宮と號し、豐受神は外に座すが故に外宮と申す、この稱は村上天皇の御代より始れりとぞ、

此神あまくだりて云々○垂仁天皇の御代に天降り給ひしにはあらず、神代に降りましくなり、

神龜年中○聖武の御代神龜六年なり

さきの説を正とすべし云々○豐宇氣神はすべて穀類を掌り給ふ神なれば、猶御食と云ふ方やまさるらむ、天狹霧國狹霧神とは別神なり、

磐余甕栗の宮○十市郡池の内村に在り

皇女一人○飯豐青皇女なり、この皇女も共にかくれましくき樣なれどしかるにはあらず、丹波國に隱れ給ひけるを云々○億計王等は初め丹波國に隱れましつれど、この時は播磨明石郡にましくしなり、

仮豊御暫く位に居給ひき○日本紀に、淳寧天皇五年正月、飯豊青皇女於二忍海角刺宮一臨レ朝秉レ政云々、冬十一月飯豊青尊薨と見ゆ、近明日香八釣の宮○高市郡八釣村にあり

雄朝の我父の皇子を云々○日本紀に、顯宗天皇二年八月己未朔、天皇謂二皇太子億計一曰、吾父先王無レ罪而大泊瀬天皇射殺二市邊押磐皇子一、又誤二殺我一、骨肉之際、不レ宜レ如レ此、報不二亦甚一乎、皇太子億計云々、乃謝曰不可云々とあり、顯宗をさきだて給ひけり○こは播磨にかくれましまし、時、この天皇のみはからひによりて皇子といふ事の書はれましたるによりてなり、御陵云々の事によれるにはあらず、まして此の事實は、弘計王と億計王とを混亂せること上にあげたる書紀の文にて知られたるを、

石上廣高の宮○山邊郡石上村の四に在り

泊瀬列城の宮○城上郡泊瀬村にあり

惡さしてなさずといふ事なし○こは百濟の末多王の事歟なりしを、誤りて此天皇の御事の如く記されたるなり、いと口惜しき事にこそ、

傳ふる事○事の上るの字落ちたるか

三寶○佛法僧なり

舍利○佛骨なり

十八歳○白山本五十八歳と作る、

べかりしを、相共に讓りまし〳〵しかば、同母の御姉飯豊の尊暫く位に居給ひき、されどやがて顯宗定まりまし〳〵しによりて、飯豊天皇をば日嗣にはかぞへ奉らぬなり、乙丑の年即位、大倭の近明日香八釣の宮にまします、天下を治め給ふ事三年、四十八歳おまし〳〵き、

第二十五代仁賢天皇は、顯宗同母の御兄なり、雄略の我父の皇子を殺し給ひし事を恨みて、御陵をはづかしめむと宣ひしを、顯宗いさめまし〳〵しによりて、德の及ばざる事を恥おて、顯宗をさきだて給ひけり、戊辰の年即位、大倭の石上廣高の宮にまします、天下を治め給ふ事十一年、五十歳おまし〳〵き、

第二十六代武烈天皇は、仁賢の太子、御母は大娘の皇女、雄略の御女なり、己卯の年即位、大倭の泊瀬列城の宮にまします、性さがなくまして、惡としてなさずと云ふ事おし、依て天祚もひさしからず、仁德さしも聖德まし〳〵しかど、この皇胤こゝにたえにき、聖德はかならず百代にまつらるる春秋ふとこそ見えたれども、不德の子孫あらば、その宗を滅すべき先蹤甚多し、されば上古の聖賢は子なれども慈愛におぼれず、器ふあらされば傳ふる事なし、堯の子丹朱不肖なりしかば舜ふ授け、舜の子商均又不肖にして、夏の禹ふ讓られしが如き、堯舜よりこなたには、猶天下を私にする故よや、必ず子孫に傳ふ事になりふしが、禹の後に桀暴虐にまして國を失ひ、殷の湯聖德ありしかども、紂が時無道ふして永く亡びふき、天竺にも佛滅度百年の後、阿育と云ふ王あり、姓は孔雀氏、王位につきし日、鐵輪飛び降る、轉輪の威德を得て閻浮提を統領す、剩へ諸の鬼神を隨へたり、正法を以て天下を治め、佛理に通じて三寶をあがむ、八万四千の塔を立て、舍利を安置し、九十六億千の金を捨て〳〵、功德に施せる人なりき、その三世の孫弗沙密多羅王の時、惡臣のすゝめによりて、祖王の立てたりし塔婆を破壞せむと云ふ惡念をおこし、諸の寺を破り、比丘を殺害す、阿育王のあがめし雞雀寺の佛牙歯の塔をこぼたむとせしふ、護法神いかりをなし、大山を化して、王及び四兵の衆をれし殺す、是より孔雀の種永く絶えにき、かゝれば先祖大なる德有りとも、不德の子孫、宗廟の祭をたゝん事疑ひなし、この天皇天下を治め給ふ事八年、十八歳おまし〳〵き、

第二十七代第二十世繼體天皇は、應神五世の御孫なり、應神第八の御子隼總別の皇子、其子大迹の王、其子彥主人の王、其子男大迹の王と申す、この天皇にましまします、御母は振媛、垂仁七世の御孫なり、越前の國よましまし〳〵けり、武烈隱れ給ひて皇胤たえよしかバ、群臣愁へ歎きて國々に廻り、近き皇胤を求め奉りけるに、この天皇王者の大度ましまして、潛龍のいきほい世にきこえ給ひけるにや、群臣相議ひて迎へ奉る、三度まで謙讓し給ひけれど、終に位に即き給ふ、今年己丑の年也、武烈かくれ給ひて後、二年位をむなしくす、大倭の磐余玉穗の宮にましまします、仁賢の御女手白香の皇女を皇后とす、即位し給ひしより、誠に賢王にまし〳〵き、應神御子多く聞え給ひしに、仁德賢王にてましまし、隼總別の御末かく世をたもたせ給ふ事、いかなる故にかおぼつかなし、仁德をば大鷦鷯尊と申す、第八の御子をば隼總別と申す、仁德の御代に、兄弟戲れて、鷦鷯は小鳥なり、隼は大鳥なりと爭ひ給ふ事ありき、隼の名にかちて、末の世をうけつぎ給ひけるにや、もろこしにもかゝるためしあり、（左傳に見ゆ、）名をつくる事も愼み重くすべき事にや、それも自天命也といはゞ、凡慮の及ぶべきにあらず、この天

今年己丑○花山院白山青蓮院等の諸本干支を作る、又分註二年、花山院本三年と作る、盤余玉穗の宮○十市郡に在り

兄弟戲れて云々○舊訓に、皇子雄鳥皇女に鷦鷯と華を執が揷きと問ひ給ひしに、隼は揷しと答へ給ひし由、仁德天皇四十年三月の紀に見えたり、されどこの事はなし、誤なるべし、

應神第八の御子隼總別の皇子○こは誤なり、古事記上宮記を案するに左の如し、

應神―稚野毛二俣皇子―{淡路之御井宮―伊波禮之宮―}{意富々杼王―宇弥王―}{彥主人王―男大迹

諸王○總訓令に、凡皇兄弟皇子、皆爲二親王一、以外並爲二諸王一、自二親王一至二五世孫一皆三王名一不レ在二皇親之限一とあり、

勾金の宮○日本書紀勾金稚の宮に作る、恐らくは金の下橋の字を脫したるならん、高市郡曲川村に在り、花山院本大澤本等勾谷に作る、

檜隈盧入野の宮○高市郡にあり

皇のたち給ひし事ぞ、思ひの外なる御運と見え侍る、但皇胤たえぬべかりし時、群臣撰び求め奉りて、賢名によりて天位を傳へ給へり、天照大神の御本意にとそとみえたり、皇統にその人ましまさん時は、賢き諸王おはすとも、いかでか望みをなし給ふべき、皇胤たえ給はんにとりては、賢にて天日嗣にうなはり給はむ事、則又天のゆるす所なり、この天皇をは我國中興の祖宗と仰ぎ奉るべきもの哉、天下を治め給ふ事二十五年、八十二歲おましく〳〵き、

第二十八代安閑天皇は、繼躰第二の子、御母は目子姬、尾張の草香の連の女なり、甲寅の年即位、大倭の勾金の宮にまします、天下を治め給ふ事二年、七十歲おましく〳〵き、

第二十九代宣化天皇は、繼躰第二の子、安閑同母の弟なり、丙辰の年即位、大倭の檜隈盧入野の宮にまします、天下を治めたまふ事四年、七十三歲おましく〳〵き、

第三十代第二十一世欽明天皇は、繼躰第三の子、御母は皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり、兩兄まし〳〵しかど、この天皇の御末、世をたもち給ふ、御母方も

仁德の流にましませば、猶も其遺德盡ずして、かく定り給ひけるにや、庚申の年即位、大倭の磯城島の金刺の宮にまします、十三年壬申十月に、百濟國より佛法僧を渡しけり。日本書紀に、欽明天皇十三年冬十月、百濟聖明王遣西部姬氏達率怒唎斯致契等、獻釋迦佛金銅像一軀幡蓋經論若干卷云々見ゆ、

磯城島の金刺の宮○城上郡金屋村にあり

百濟國より佛法僧を渡しけり○日本書紀に、欽明天皇十三年冬十月、百濟聖明王遣西部姬氏達率怒唎斯致契等、獻釋迦佛金銅像一軀幡蓋經論若干卷云々見ゆ、

の後漢の明帝、永平十年に、佛法始めて彼國に傳はる、それよりこの壬申の年まで四百八十八年、唐には北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝にも即位三年なり、簡文帝の父をは武帝と申しき、大に佛法を崇められき、この御代の始つ方は武帝同時なり、この法始めて傳來せし時、他國の神をあがめ給はむ事、わが國の神慮に違ふべき由、群臣固く諫め申しけるによりてすてられにき、されどこの國に三寶の名を聞く事は、この時に始まる、又わたくしに崇め仕へ奉る人もありき、天皇聖德まし〳〵て、三寶を感ぜられけるにこそ、群臣の諫によりて、その法をたてられずといへども、天皇の叡志にはあらざるにや、昔佛在世に天竺の月蓋長者鑄奉りし、彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける、難波の堀江にすてられたりしを、善光と云ふ者とり奉りて、信濃の國に安置し申しき、今の善光寺これなり、この御時八幡大菩薩始めて垂迹しましまします、天皇天下を

群臣固く諫め申けるによりてすてられにき、

群臣固く諫め申けるによりて云々○日本書紀に、物部大連尾輿中臣連鎌子同奏曰、我國家之王天下者、恒以三天地社稷百八十神春夏秋冬祭拜爲事、今改拜蕃神、恐致國神之怒一とあり、

私に崇め仕奉る人○蘇我稻目等なり

難波の堀江○大和の豊浦寺の邊なり、攝津國なるにはあらず、

入幡大菩薩云々○この御代廿三年正月豊前國

に顯れ給ふといふ、垂迹などいふ類は佛家附會の說なれば信ずべからず

八十一歲○類從本百山本八十歲に作る、

磐金譯語田の宮○十市郡にあり

廐戸皇子にましますの廐戸皇子母を穴穗部間人皇女といふ、聞姓の日巡行して廐に至る時生れ給ふ、故にかく名つく、又豊聰耳太子といふ、聰明にましますを以てなり、

池邊列槻の宮○十市郡安部村の枝村長門村にあり

守屋大連傾け申す○日本書紀に、用明天皇二年四月、天皇詔二群臣一曰、朕思欲レ除二三寶一卿等議之云々、物部守屋大連與二中臣勝海連一逆レ詔謂曰、何背二國神一敬二他神一也云々と見えたり、

治め給ふ事三十二年、八十一歲おはしまし〳〵き、

第三十一代第二十二世敏達天皇は、欽明第二の子、御母は石姬の皇女、宣化天皇の女なり、壬辰の年即位、大倭磐余譯語田の宮にましします、二年癸巳の年、天皇の御弟豊日皇子の妃御子を誕生す、厩戸の皇子にましします、生れ給ひしより、さま〴〵の奇瑞あり、たゞ人にはましまさず、御手をにぎり給ひしが、二歲にて東方にむきて、南無佛と開き給ひしかば、一の舍利ありき、佛法流布のために權化し給へる事疑ひなし、この佛舍利は、今に大倭の法隆寺に崇め奉る、天皇天下を治め給ふ事十四年、六十一歲おはしまし〳〵き、

第三十二代用明天皇は、欽明第四の子、御母は堅塩姬、蘇我稻目の大臣の女なり、豊日尊と申す、厩戸皇子の父におはします、丙午の年即位、大倭の池邊列槻の宮にましします、佛法をあがめて、わが國に流布せんとし給ひけるを、弓削の守屋の大連傾け申す、終に叛逆に及びぬ、厩戸皇子蘇我の大臣と心を一にして誅戮せらる、則ち佛法を弘められにけり、天皇天下を治め給ふ事二年、四十一歲おはし〳〵き、

第三十三代崇峻天皇は、欽明第十二の子、御母は小姉君娘、これも稻目の大臣の女なり、戊申の年即位、大倭の倉橋の宮にましまします、天皇横死の相見え給ふ、愼みますべき由を、厩戸皇子奏し給ひけりとぞ、天下を治め給ふ事五年、七十二歳おはし〳〵き、ある人いはく、外舅蘇我馬子の大臣と御中あしくて、かの大臣のために殺され給ひきともいへり、

第三十四代推古天皇は、欽明の御女、用明同母の御妹なり、御食炊屋姫の尊と申す、敏達天皇皇后とし給ふ、仁德も異母の妹を妃とし給ふことありき 崇峻隱れ給ひしかば、癸丑の年即位、大倭の小墾田の宮にましまします、昔神功皇后、六十餘年天下を治め給ひしかども、攝政と申して、天皇とは號し奉らざるにや、この御門は正位に即き給ひける子未だ皇子にてましく〳〵し時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法始めて流布しにこそ、即厩戸皇子を皇太子として萬機の政を任せ給ふ、攝政と申しき、太子のきましく〳〵しかば天下の人、仰ぐ事日のごとく、つくこと雲のごとし、太監國と云ふ事もあれど、それは暫くの事なり、これは偏に天下を治め給ひけり、位、大倭の小墾田の宮にましまします、昔神功皇后、六十餘年天下を治め給ひしかども、攝政と申して、天皇とは號し奉らざるにや、この御門は正位に即き給ひける子未だ皇子にてましく〳〵し時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法始めて流布しにこそ、即厩戸皇子を皇太子として萬機の政を任せ給ふ、攝政と申しき、太子の監國と云ふ事もあれど、それは暫くの事なり、これは偏に天下を治め給ひけり、太子聖德ましく〳〵しかば天下の人、仰ぐ事日のごとく、つくこと雲のごとし、太子未だ皇子にてましく〳〵し時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法始めて流布しき、ましまして政をしらせ給へば、三寶を敬ひ正法を弘め給ふ事、佛世にも異ならず、

倉橋の宮○十市郡倉橋村に在り

殺され給ひきともいへり○日本書紀に、崇峻天皇五年冬十月丙子、有獻山猪天皇指猪詔曰、何時如斷此猪之頸、斷朕所嫉之人云々、壬午蘇我馬子宿禰使天皇所遣、恐懼於已、招聚儲兵、謀弑天皇、十一月乙巳、馬子宿禰云々、乃使東漢直駒弑天皇、云見ゆ、未曾有のなり、

小墾田の宮○高市郡に在り

監國○左傳に閔公二年晉侯使太子申生伐東山皐落氏、里克諫曰、大子奉冢祀社稷之粢盛、以朝夕視君膳者也、故曰冢子、君行則守、有守則從、從曰撫軍、守曰監國、古之制也云々

仰くこと云々○花山院本等の諸本、つくことの日の如く、仰くこと雲の如しに作る、

佛世○釋迦の時代なり

伽藍○梵語なり、譯して衆園といふ、道場都梁香を生殖するといふ義なり、

この國には○百濟記に、この國よりに作る、

彼國より始めて使を送りし云々○この御代の十六年四月、聘主裴世清等を遣はして來朝せしむ、

又神通自在にましく〳〵き、御自も法服を着して、經を講じ給ひしかば、天より花をふらし、放光動地の瑞ありき、天皇群臣たうとみあがめ奉る事佛の如し、伽藍をたてらるゝ事四十餘ヶ所に及べり、又この國には、昔より人すなほにして法令なども定らず、十二年甲子に始めて冠位といふ事を定め、冠のしなによりて上下をさだむるに十二階あり、十七年己巳に憲法十七ヶ條を作り奏し給ふ、内外典の深き道をさぐりて、むねを約にして作り給へるなり、天皇喜びて天下に施行せしめ給ひき、このころほひは唐には隋の世なり、南北朝相分れしが、南は正統をうけ、北は戎狄よりおこりしかども、中國をは北朝にてぞ治めける、隋は北朝の後周といひしが讓をうけたりき、後に南朝の陣を打ち平げて一統の世となれり、この天皇の元年癸丑は、文帝一統の後四年なり、十三年乙丑は、煬帝の即位元年に當れり、かの國より始めて使を送り好を通じけり、隋帝の書に、皇帝恭問倭皇とありしを、これは唐の天子の諸侯王につかはす禮儀なりとて、群臣あやしみ申けるを、太子の給ひけるは、皇の字はたやすく用ゐざることばなれはとて、返報をもかゝせ給ふ、さま〴〵饗祿を給ひて、使を返し遣さる、これよりこの國よりも常に使を遣さ

る、その使をば遣隋大使となん名付られしに、二十七年己卯の年、隋滅びて唐の世に移りぬ、二十九年辛巳の年、太子隠れ給ふ、御年四十九、天皇を始め奉りて天下の人悲み惜み申す事、父母に喪するが如し、皇位をもつぎ給ふべかりしかども、權化の御事なれば定めて故有りけんかし、御諡を聖徳と名付け奉る、この天皇天下を治め給ふ事三十六年、七十歳おはしまし〳〵き、

第三十五代第二十四世舒明天皇は、忍坂大兄の皇子の子、敏達の御孫なり、御母は糠手姫の皇女、これも敏達の御女なり、推古天皇は、聖徳太子の御子に傳へ給はんと思し召しけるにや、されどまさしき敏達の御孫欽明の嫡曾孫にましまず、又太子御病に臥し給ひし時、天皇この皇子を御使としてとぶらひましゝに、天下の事を太子の申つけ給へりけるとぞ、己丑の年即位、大倭の高市の郡岡本の宮にまします、この即位の年は、もろこしの唐の太宗の始貞觀三年に當れり、天下を治め給ふ事十三年、四十九歳おはしまし〳〵き、

第三十六代皇極天皇は、茅渟王の女、忍坂大兄の皇子の孫、敏達の曾孫也、御母は吉備姫の女王と申しき、欽明天皇皇后とし給ふ、天智天武の御母なり、舒明か

御陵○白山本類從本慶安本御陵に作る

岡本の宮○高市郡岡村にあり

明日香河原の宮○高市郡岡村と飛鳥村との間にあり

聖徳太子の御子達云々○山背大兄王等をいふ

入鹿を殺しつ○四年六月戊申三韓貢過の時なり

蝦夷も家に火をつけて云々○日本紀に、四年六月己酉蘇我臣蝦夷等誅滅悉燔天皇記國記珍寶、船史恵尺即疾取二所焼國記一而奉二中大兄一とあり、

勅をうけて云々○古語拾遺に、又勅曰云々、汝天兒屋命太玉命二神云々、共侍二殿内一能防二御衛一と見ゆ、

くれまして皇子をさなくおはしましゝかば、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮にまします、この時に蘇我蝦夷の大臣、馬子の大臣の子 并にその子入鹿、朝權を專らにして皇家をないがしろにする心あり、その家を宮門と云ひ、諸子を王子となむ云ひける、上古よりの國記重寶皆私の家に運び置きてけり、中にも入鹿悖逆の心甚し、聖徳太子の御子達の科なくましゝをもほろぼし奉る、爰に皇子中大兄と申すは、舒明の御子や、がてこの天皇の御所生なり、中臣の鎌足の連と云ふ人と、心を一にして入鹿を殺しつ、父蝦夷も家に火をつけてうせぬ、國記重寶みな焼けにけり、蘇我の一門久しく權をとれりしかども、積惡の故にや、皆滅びぬ、山田石川丸と云ふ人ぞ、皇子と心をかよはし申しければ滅びざりける、この鎌足の大臣は、天兒屋根命の二十一世の孫なり、昔天孫あまくだり給ひし時、諸神の上首にて、この命殊に天照大神の勅をうけて、輔佐の神にましまず、中臣といふ事も、二神の御中にて、神の御心をやはらげ申し給ひける故とぞ、その孫天種子の命、神武の御代に祭事をつかさどる、上古は神と皇と一にましゝかば、祭をつかさどるは即政をとれる也、政の字の訓にてもしるべし、その後天照大

神始めて伊勢の國にしづまりましゝ時、種子命の末大鹿島命祭官になりて、鎌足大臣の父小德冠御食子(みけこ)までも、その官にて仕へたり、鎌足に至りて大勲をたて世に寵せられしによりて、祖業を起し先烈をさかやかされける、無止事なり、且は神代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺え侍れ、後に內臣に任し、大臣に轉じ、大織冠となる正一位の名也、又中臣をあらためて藤原の姓を給へり、內臣に任ぜらるゝ事はこの御代にはあらず、事の次にしるしのす、この天皇天下を治め給ふ事三年ありて、同母の御弟輕(かる)の王に讓り給ふ、御名を皇祖母の尊とぞ申ける、

第三十七代孝德天皇は、皇極同母(おなじはら)の弟なり、乙巳の年即位、攝津國長柄豊崎(ながらのとよさき)の宮にましまします、この御時始めて大臣を左右にわかたる、大臣は成務の御時、武內宿禰始めてこれに任ず、仲哀の御代に又大連の官をもおかる、大臣大連並びて政をしれり、この御時大連をやめて左右の大臣とす、又八省百官を定めらる、中臣鎌足を內臣になし給ふ、天下を治め給ふ事十年、五十九歲おましく、

第三十八代齊明天皇は、皇極の重祚なり、重祚と云ふ事は、本朝にはこゝに始まれり、異朝には殷の太甲不明なりしかば、伊尹これを桐宮に退けて、三年政をとれりき、されど帝位をすつるまではなきにや、太甲あやまちを悔いて德をほどこしかば、本の如く天子とす、晉の世に桓玄と云ひし者、安帝の位を奪ひて、八十日ありて、義兵のために殺れしかば、安帝位に歸り給ふ、唐の世となりて則天皇后世を亂られし時、わが所生の子なりしかども、中宗を捨てゝ盧陵王とす、同じ御子豫王を立てられしをも、又捨てゝ自位に居給ふ、後に中宗位に歸りて、唐の祚たえず、豫王も又重祚あり、これを睿宗と云ふ、これぞまさしき重祚なれど、二代にはたてず、中宗睿宗とぞ連ねたる、わが朝に皇極の重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱德と號す、異朝にかはれり、これ天日嗣を重くする故か、先賢の義定めて由あるにや、乙卯の年即位、この度は大倭の岡本にまします、後の岡本の宮と申す、この御世はもろこしの唐の高宗の時に當れり、高麗をせめしによりて、救の兵を申し請しかば、天皇皇太子筑紫まで向はせ給ふ、されども三韓終に唐に屬(つ)にしかば、軍をかへさるゝまではなかりけり、皇太子と申すは、中大兄皇子の御事なり、孝德の御代より太子に立ち給ふ、この御時は、攝政し給ふと見えたり、天皇天下を治め給ふ事七年、六十八歲おま

長柄豊崎の宮○四成郡本莊村にあり

出御時云々○左右の大臣をおかれしは大化元年、八省百官を置かれしは大化二年なり、八省は中務、式部、民部、治部、兵部、刑部、大藏、宮內なり、百官は、百は數の多きをいひ、官は大臣以下藏人以上をいふ、

八十日○攝津本十日に作る

岡本の宮○高市郡岡村にあり

筑紫まで向はせ給ふ○七年の事なり

し〳〵き、

第三十九代第廿五世天智天皇は、舒明の御子、御母は皇極天皇なり、壬戌の年即位、近江の國大津の宮にましまします、即位四年八月に、內臣鎌足を內大臣大織冠と す、又藤原朝臣の姓を給ふ、昔の大勲を賞し給ひければ、朝奬ならびなし、前後封を給ふ事一萬五千戸なり、病の間にも御幸してとぶらひ給ひけるとぞ、この天皇中興の祖にましまします、光仁の御祖也 國忌は時に隨ひて改まれども、これは長くかはらぬ事になりにき、天下を始め給ふ事十年、五十八歲おはし〳〵き、

第四十代天武天皇は、天智同母の弟なり、皇太子に立ちて大倭にまし〳〵き、天智は近江にましまします、御病ありしに太子を呼び申し給ひけるを、近江の朝廷の臣のなかに告げしらせ申す人ありければ、御門の御意の趣にやありけん、太子の位を自退きて、天智の御子太政大臣大友の皇子に讓りて、芳野の宮に入り給ふ、天智かくれ給ひて後、大友の皇子猶危まれけるにや、軍を召して芳野を襲はんとぞはかり給ひける、天皇密に芳野を出で、伊勢にこえ、飯高の郡に至りて、大神宮を遙拜し、美濃へかゝりて、東國の軍を召す、皇子高市參り給ひしを、大將軍として美濃の不破の關を守らしめ、天皇は尾張の國にぞ越え給ひける、國々皆隨ひ申ししかば、不破の關の軍にうちかち、則ち勢多に臨みて合戰あり、皇子の軍破れて、皇子殺され給ひぬ、大臣以下或は誅に伏し、或は遠流せらる、軍に隨ひ申す輩、しな〳〵に依りてその賞を行はる、壬申の年即位、大和の飛鳥淨御原の宮にましまします、朝廷の法度多く定められにけり、上下漆ぬりの頭巾をきる事も、この御時より始まる、天下を治め給ふ事十五年、七十三歲おはし〳〵き、

第四十一代持統天皇は、天智の御女なり、御母は越智娘（おちのいらつめ）、蘇我の山田石川丸の大臣の女なり、天武天皇太子にましまし〳〵しより妃とし給ふ、後に皇后とす、皇子草壁若くまし〳〵しかば、皇后朝にのぞみ給ふ、戊子の年なり、庚寅の春正月一日即位、大和の藤原の宮にましまします、草壁の皇子は 太子に立ち給ひしが、世を早くし給ふによりて、その御子輕の王を皇太子とす、文武にましまします、前の太子は後に追號ありて長岡の天皇と申す、この天皇天下を治め給ふ事十年、位を太子に讓りて太上天皇と申しき、太上天皇といふことは、異朝に漢の高祖の父を大公と云ふ尊號ありて太上皇と號す、その後後魏の顯祖、唐の高祖玄宗睿宗等也

大津宮○滋賀郡錦織村にあり
朝奬○奬はスヽムなり、朝廷にすゝむ意なり、
岡忌○先帝崩御の日をいふ
近江の朝廷の臣のなかに云々○日本書紀に、親賀安麻呂宍人臣大麻呂所奸、密啓二東宮一曰、有レ變而皆矣、東宮於レ是謹レ有二警戒一而備レ之と見ゆ、
勢多○近江國に在り
皇子殺され給ひぬ○皇子は山前にて自縊れ給ひぬ、明治三年七月諡を奉りて弘文天皇と申す、
大臣以下云々○左大臣赤兄は流刑に、右大臣金は死刑に處せられ、其他數名流刑に處せらる、
飛鳥淨御原の宮○高市郡上居村に在り
上下うるしぬりの頭巾云々○日本書紀に、十一年六月丁卯、男女始結髮仿書漆沙冠とあり、
草壁わかくましましかば○持統天皇元年草壁皇子二十二歲にましまします
藤原の宮○高市郡小原村の藤原非の地なり
長岡天皇と申す○淳仁天皇天平寶字二年八月に岡宮御宇天皇と追號を奉りし事あり、それをいふにや、

本朝にては昔その例なし、皇極天皇位を遁れ給ひしも、皇祖母の尊と申しき、この天皇よりぞ、太上天皇の號は侍りける、五十八歳おましく、き、

第四十二代文武天皇は、草壁の太子第二の子、天武の嫡孫なり、御母は阿閉の皇女、天智の御女なり、後に元明天皇と申す丁酉の年即位、猶藤原の宮にまします、この御時唐國の禮をうつして、宮室の作り、文武官の衣服の色までも定められき、又即位五年辛丑より始めて年號あり、大寶といふ、これよりさきに孝徳の御代に大化白雉、天智の御時白鳳、天武の御代に朱雀朱鳥など云ふ號ありしかども、大寶よりの後にぞ絶えぬ事にはなりぬる、依て大寶を年號の始とするなり、又皇子を親王といふ事この御時に始まる、又藤原の内大臣鎌足の子不比等の大臣執政の臣にて、律令などをも撰び定られき、藤原の氏この大臣よりいよ〳〵盛になれり、四人の子おはしき、これを四門と云ふ、一門は武智丸の大臣の流、南家と云ふ、二門は參議中衛の大將房前の流、北家といふ、今の攝政大臣及びさるべき藤原の人々は皆この末なるべし、三門は式部卿宇合の流、式家と云ふ、四門は左京大夫麻呂の流、京家といひしが、早く絶えにけり、南家式家も儒胤にて、今に相續す

衣服の色云々○大寶元年の事なり

皇子を親王といふ事云々○大寶元年よりなり

律令などをも撰び定められき○大寶元年八月、律六卷令十一卷を撰定す、これを大寶の律令といふ、

此大臣平城に移さる云々○元明天皇和銅三年三月興福寺を平城に移す

支肪といふ僧云々○支肪の入唐は靈龜二年なり、天平七年歸朝す、

丁未○慶雲四年なり

戊申に改元○和銅を改元す

平城の宮に都を定めらる○和銅三年三月辛酉都を平城に遷す、今の添上郡奈良町なり、

といへども、唯北家のみ繁昌す、房前の大將人に異なる陰德こそおはしけめ、又不比等の大臣は、後に淡海公と申すなり、興福寺を建立す、この寺は大職冠の建立にて、山背の山科に在しを、この大臣平城に移さる、仍て山科寺とも申す也、後に支肪と云ふ僧唐へ渡りて、法相宗を傳へて、この寺に弘められしより、氏の神春日明神も殊にこの宗を擁護し給ふとぞ、春日神は天兒屋根神を本とす、本社は河内の平岡にます、春日に移り給ふ事は、神護景雲年中の事なり云々、然らはこの大臣以後の事なり、又春日の第一の御殿は常陸の鹿島神、第二は下總の香取の神、第三は平岡、第四は姫御神と申す、さがれば藤原の氏の神は三の御殿にましますなり、この天皇天下を治め給ふ事十一年、二十五歳おましく、き、

第四十三代元明天皇は、天智第四の女、持統異母の妹、御母は蘇我嬪、これも山田石川丸の大臣の女也、草壁太子の妃、文武の御母にまします、丁未の年即位、戊申に改元、三年庚戌始めて大倭の平城の宮に都を定めらる、古には代毎に都を改め、則ちその御門の御名によび奉りき、持統天皇藤原の宮にましくを、文武始めて改め給はず、この元明天皇平城に移りましくより、又七代の都になれりき、天下を治め給ふ事七年、禪位ありて太上天皇と申しくが、六十一歳おましく、き、

第四十四代元正天皇は、草壁太子の御女、御母は元明天皇、文武同母の姉なり、乙卯の年正月に攝政、九月に受禪、その日即位、十一月に改元、平城の宮にましまし、この御時百官に笏をもたしむ、五位以上は牙の笏、六位は木笏、天下を治め給ふ事九年、禪位の後二十年、六十五歳おましく〳〵き、

第四十五代聖武天皇は、文武の太子、御母は皇太夫人藤原の宮子、淡海公不比等の大臣の女也、豐櫻彦の尊と申す、をさなくましくによりて、元明元正まづ位に居給ひき、甲子の年即位改元、平城の宮にまします、この御代大きに佛法を崇め給ふ事先代に超えたり、東大寺を建立し、金銅十六丈の佛を作らる、又諸國に國分寺及び國分尼寺を立て、國土安穩の爲に、法花最勝兩部の經を講ぜらる、又多くの高僧他國より來朝す、南天竺の波羅門僧正、菩提と云ふ、林邑の佛哲、唐の鑑眞和尚等これなり、眞言の祖師中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが、密機未だ熟せずとて歸り給ひにけりともいへり、この國にも行基菩薩、朗辨僧正などは權化の人なり、天皇、波羅門僧正、行基、朗辨をば四聖とぞ申し傳へたる、この御時大宰少貳藤原廣繼と云ふ人、式部卿宇合の子也、謀叛の聞え有りて追討せらる、玄昉僧正の讒によれりともいへり、依

乙卯○和銅八年なり
十一月に改元○璽鞆と改元す
百官に笏をもたしむ○養老三年二月壬戌、百官に始めて笏を把らしむ、
六位は木笏○六位以下は木笏なり、六位のみと思ふべからず、職事主典已上並に散位は皆把笏を聽るされき、
甲子の年即位改元○養老八年神龜と改元す
藤國に國分寺云々○天平十三年三月なり
藤原廣繼と云ふ人云々○天平十二年九月なり
神宮に行幸ありき○天平十二年十月なり
長屋王即ありて云々○讒言によりて殺されしなれば、其實は即なきなり、
黄金を奉る○天平廿一年二月なり
國の司の王云々○百濟王敬福なり、從五位上なりしを、この賞として從三位になさる、王はコニキシと訓みてカバネなり、
知太政官事といふ職を授けられ○文武天皇養老四月八月なり
己丑○天平勝寶元年なり

て盛となる、今の松浦の明神なり、祈禱のため伊勢の神宮に行幸ありき、左大臣長屋王太政大臣高市王の子、天武の御孫也、罪ありて誅せらる、又陸奥の國より始めて黄金を奉る、この朝に金ある始めなり、國の司の王賞有て三位に叙す、佛法繁昌の感應なりとぞ、天下を治め給ふ事二十五年、天位を御女高野姫の皇女に讓りて太上天皇と申す、後に出家させ給ふ、天皇出家の始めなり、昔天武東宮の位を遁れて御くしおろし給へりしかど、それは暫くの事なりき、皇后光明子も同じく出家せさせ給ふ、この天皇五十六歳おましく〳〵き、

第四十六代孝謙天皇は、聖武天皇の御女、御母は皇后光明子、淡海公不比等の大臣の女なり、聖武の皇子安積の親王世を早くして後男子ましまさず、仍りて此皇女立ち給ひき、己丑の年即位改元、平城宮にまします、天下を治め給ふ事十年、大炊の王を養子として皇太子とす、位を讓りて太上天皇と申す、出家せさせ給ひて平城の西宮になむましく〳〵ける、

第四十七代淡路廢帝は、一品舍人親王の子、天武の御孫也、御母は上總介當麻の老が女なり、舍人親王は皇子の中に御身のオもましけるにや、知太政官事と云

ふ職を授けられ、朝務を輔佐し給ひけり、日本紀もこの親王勅を承りて撰び給ふ、後に追號ありて盡敬天皇と申す、孝謙天皇御子ましまさず、亦御兄弟もなかりければ、廢帝を御子にして讓り給ふ、但年號なども改められず、女帝の御まゝなりしにや、戊戌の年即位、天下を治め給ふ事六年、事有りて淡路の國に移され給ふ、三十三歲おまし〳〵き、

第四十八代稱德天皇は、孝謙の重祚也、庚戌の年正月一日更に即位、同七日改元、太上天皇密に藤原の武智丸の大臣の第二の子押勝を幸し給ひき、大師（その時太政大臣を改めて大師と云ふ）正一位になる、見給へばゝまし〳〵きとて、藤原に二字をゝへて惠美の姓を給ひき、天下の政しかしながら委任せられにけり、後に道鏡と云ふ法師（弓削の氏の人なり）又寵幸ありしに、押勝慾をなし、廢帝をすゝめ申して、上皇の宮を傾けんとせしに、事顯はれて誅に伏しぬ、帝も淡路に移され給ふ、かくて上皇重祚あり、さきに出家せさせ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ、非常の極也けんかし、唐の則天皇后は太宗の女御にて、才人と云ふ官に居給へりしが、太宗かくれ給ひて尼に成りて、感業と云ふ寺におはしけるを、高宗見給ひて、長髮せしめて皇后とす、諫め申す人多かりしかども用ゐられず、高宗崩じて、中宗位に居たまひしを退け、睿宗を立られしをも又退けて、自帝位に即き國を大周と改む、唐の名を失はんとおもひ給ひけるにや、中宗睿宗もわが生み給ひしかども、捨て諸王とし、自のやから武氏の輩を以て、國を傳へしめんとさへし給ひき、その時にぞ法師も宦者もあまた寵せられて、世に譏らるゝ始めし多く侍りしか、この道鏡始めは大臣に准して、（日本准大臣のはじめにや）大臣禪師といひしを、太政大臣になし給ふ、それによりてつき〳〵納言參議にも法師を交へなされにき、道鏡世を心のまゝにしけれは、爭ふ人のなかりしにや、大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川などありき、されども力及はざりけるにこそ、法師の官に任ずる事は、唐より始て僧正僧統など云ふ事のありし、それすら出家の本意には非ざるべし、況や俗官に任する事有べからぬ事にこそ、されどもろこしにも南朝の宋の世に惠琳と云ひし人、政にもまじらひしを黑衣宰相といひき、（但これは官に任ずとは見えず）梁の世に惠超と云ひし僧、學士の官になりき、北朝魏の明元帝の代に法果と云ふ僧、安城公の爵を給はる、唐の世となりてはあまた聞えき、肅宗の朝に道平といふ人、帝

日本紀○養老四年五月撰進す
後に追號ありて云々○天平寶字三年六月、追尊して盡道鏡敬皇帝と云ふ、
戊戌○天平寶字二年なり
事ありて○押勝の亂なり
天平神護元年十月淡路國にて崩す、明治三年七月陵を修りて淳仁といふ、
庚戌○乙巳の誤ならん、庚戌は寶龜元年にして光仁即位の年なり、乙巳は天平神護元年にして稱德即位の年なれは、乙巳の誤なる事明なり、
ありしに○菅原院本ありしかばに作る
上皇の宮を傾けんとせしに云々○天平寶字八年九月乙巳藤原惠美押勝反す
にぞ○こその誤なるべし、
太政大臣になし給ふ○天平神護元年閏十月庚寅、道鏡を太政大臣禪師とす、
つぎ〳〵○花山院本つぎ〳〵のに作る
納言參議にも云々○國典を法曹職にも云々○國典を法曹職大律師に任ぜられし類なり、
眞備○白山本眞吉備に作る

と心を一にして、安祿山が亂を平けし故に、金吾將軍になされにけり、代宗の時天竺の不空三藏をたうとび給ふあまりにや、特進試鴻臚卿を授けらる、後に開府儀同三司肅國公とす、歸寂ありしかば、司空の官をおくらる、司空は大臣の官あり則天の朝よりこの女帝の御代まで六十年ばかりにや、兩國の事相似たりとぞ、天下を治め給ふ事五年、五十七歳おましく、天武、聖武國に大功あり、佛法をも弘め給ひしに皇胤ましまさず、この女帝よて絶え給ひぬ、女帝かくれ給ひしかば、道鏡をば下野の講師よなして流し下されよき、抑この道鏡は、法王の位を授けられたりしを、猶あかずして皇位よつかんと云ふ志有りけり、女帝さすがよ思ひ煩ひ給ひけるよや、和氣の清丸と云ふ人を勅使よ差して、宇佐の八幡宮に申されける、大菩薩さまく託宣ありて更に許されず、清丸歸參して有のまゝよ奏聞す、道鏡いかりをなして、清丸がよぼろ筋を斷ちて、土佐の國に流し遣はす、清丸愁へ悲みて、大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇出で來てその疵をいやしてけり、光仁位に即き給ひしかば、則召し歸へさる、神威をたうとび申して、河内國に寺を立て神願寺といふ、後よ高雄の山に移し立つ、今の神護寺これなり、件の比までは神威もかくいちじるき事なりき、道鏡終よ望をとげず、女帝も亦程なくかくれ給ふ、宗廟社稷をやすくする事は、八幡の冥慮たりし上に、皇統を定め奉る事は、藤原の百川の朝臣の功なりとぞ、

第四十九代第二十七世光仁天皇は、施基皇子の子、天智天皇の御孫なり、皇子は第三の御子なり、追號ありて田原の天皇と申す、御母は贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人の女なり、白壁王と申しき、天平年中に御年二十九にて從四位下に叙し、次第に昇進せさせ給ひて、正三位勳二等大納言に至り給ひき、稱德かくれましく、しかは、大臣以下、皇胤の中を撰び申しけるに、各異議ありしかども、參議百川と云ひし人この天皇に心ざし奉りてばかりごとをめぐらして定め申してき、天武世をしり給ひしより爭ひ申す人なかりき、然れども天智御兄にて先日嗣をうけ給ひ、そのかみ逆臣を誅し國家をも安じ給へり、この君のかく繼躰に備り給ふ、猶正にかへるべきいはれなるにこそ、先皇太子に立ち則受禪、御年六十二 今年庚戌の年なり、十月に即位、十一月に改元、平城宮にましますす、天下を治め給ふ事十二年、七十三歳おましく、き、

下野の講師になして云々○寶龜元年八月道鏡を下野國藥師寺別當とす

託宣ありて云々○續日本紀に、大神託宣曰、我國家、開闢以來、君臣定矣、以臣爲君未之有也、天之日嗣必立皇緒、無道之人宜早掃除云々と見ゆ、神護景雲三年九月の事なり、よぼろ○醫和名與保呂、曲脚中也と和名抄に見えたり、

土佐の國に流し遣はす○清慶を流せるは大隅國なり、同下時土佐國へ遣はせば混てひく誤れるにや、高雄の山○山城國葛野郡なり

異議○花山院本、實躰院本、白山本、異儀に作る、今大澤本、慶安本に從ふ、

そのかみ逆臣を誅し○蘇我入鹿誅戮事を誅し給ひし事をいふ

六十二○白山本六十三に作る

十一月に改元○寶龜と改元す

第五十代第二十八世桓武天皇は、光仁第一の子、御母は皇太后高野の新笠、贈太政大臣乙繼の女なり、光仁即位の始、井上の内親王（聖武の御女）を以て皇后とす、かの所生の皇子早良親王太子に立ち給ひき、然るを百川の朝臣、この天皇にうけつがしめ奉らんと心さして、又はかりごとをめぐらし、皇后及び太子を捨てゝ、終に皇太子にする奉りき、その時暫く不許なりければ、四十日まで殿の前に立ちて申しけりとぞ、類なき忠烈の臣なりけるにや、皇后前太子せめられて失せ給ひにき、死靈を安められんためにや、太子は後に追號ありて崇道天皇と申す、辛酉の年即位、壬戌に改元、始めは平城にましまします、山背の長岡に移りて十年計都なりしが、又今の平安城に移さる、山背の國をも改めて山城といふ、永代にかはるまじくなんはからはせ給ひける、昔聖徳太子蜂岡（太泰とれなり）にのぼり給ひて、今の城を見廻らして、四神相應の地なりと申し傳へたる、その年紀もたがはず、又數十代まじき所なりと、の給ひけるとぞ申し傳へたる、百七十餘年ありて、都を移されてかばる不易の都と成ぬる、誠に王氣相應の福地たるにや、この天皇大きに佛法をあがめ給ふ、延暦二十三年傳教弘法勅を受けて唐へ渡り給ふ、その時則唐朝へ使を遣はさる、大使は參議左大辨兼越前守藤原の葛野丸の朝臣なり、傳教は天台の道邃和尚にあひて、その宗をきはめて、同じき二十四年大使と共に歸朝せらる、弘法は猶かの國に留りて、大同年中に歸り給ふ、この御時東夷叛亂しければ、坂上の田村丸を征東大將軍になして遣はされしに、悉く平ひて歸りまうでけり、との田村丸は武勇人に勝れたりき、初は近衛の將監になり、少將にうつり、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將にあがりぬ、大納言をかけたり、文をも兼ねたれはにや、納言の官にものぼりにける、子孫は今に文士にてぞ傳はれる、天皇天下を治め給ふ事二十四年、七十歳おはしまし〳〵き、

彼所生の皇子早良親王太子に立ち給ひき○早良親王の母は高野新笠なれば、こゝは他戸親王の誤なるべし、

太子は後に追號云々○延暦十九年七月早良親王を追號して崇道天皇と稱す

辛酉○天應元年なり

壬戌に改元○延暦と改元す

長岡○乙訓郡なり

又今の平安城に移る云々○延暦十三年十月廿一日遷都を平安城に遷さる、同十四年山背國を改めて山城國とす、

山背の國をも○國背遠院本等に作る

蜂岡○山城國葛野郡なり、今大泰と云ふ、

四神○左は青龍、右は白虎、前は朱雀、後は玄武、これを四神といふ、

子孫は今に文士にてぞ云々○後世坂上家にて、明法道にては、中原家と並び稱せられたり、

二十四年七十歳○青蓮院本二十五年七十七歳に作る

校正 標註神皇正統記卷之四

准后源親房撰　内藤耻叟校閲
佐伯有義　三木五百枝　校訂標註

第五十一代平城天皇は、桓武第一の子、御母は皇太后藤原の乙牟漏、贈太政大臣良繼の女なり、丙戌の年即位改元、平安宮にまします、これより遷都おきによりて、御在所をしるすべからず、天下を治め給ふ事四年、太弟に讓りて太上天皇と申す、平城の舊都に歸りてすませ給ひけり、尚侍藤原の藥子を寵しましけるに、その弟參議右兵衛督仲成等申し勸めて、逆亂の事ありき、田村丸を大將軍として追討せられしに、平城の軍破れて、上皇出家せさせ給ふ、御子東宮高岳の親王も捨てられて同じく出家、弘法大師の弟子になり、眞如親王と申すはこれなり、藥子仲成等は誅にふしぬ、上皇五十一歳おはしく〳〵き。

第五十二代第二十九世嵯峨天皇は、桓武第二の子、平城同母の弟なり、太弟に立ち給へりしが、己丑の年即位、庚寅に改元、この天皇幼年より聰明にして、讀書

丙戌の年即位改元○改元して大同といふ

仲成等申し勸めて逆亂の事ありき○弘仁元年九月藤原仲成等反す、藥子酒を飲みて死し仲成誅せらる、

己丑○大同四年なり庚寅に改元○弘仁と改元す

を好み諸藝を習ひ給ふ、又謙讓の大度ましく〳〵けり、桓武の帝鍾愛無雙の御子になんおはしける、儲君に居給ひけるも、父の御門繼躰のために顧命しましく〳〵けるにこそ、格式などもこの御時より撰び始められにき、又深く佛法を崇め給ふ、先世に美濃の國神野と云ふ所に貴き僧ありけり、橘太后の先世にねんごろに給仕しけるを感じて、相共に再誕ありとぞ、御諱を神野と申しけるも自然に叶へり、傳教御名最澄弘法御名空海兩大師唐より傳へ給ひし天台眞言の兩宗も、この御代よりこそ弘まり侍りけれ、この兩大師たゞなる人にはおはせず、傳教入唐以前より、比叡山を開きて練行せられけるに、八の舌ある鍮を求め出で、唐までもたれたり、天台山にのぼりて、智者大師天台の宗おこりて四代の祖なり、天台大師とも云ふ、六代の正統道邃和尚に謁して、その宗を習はれしに、かの山に智者歸寂より以來、鍮を失ひて開かざる一の藏ありき、試にこの鍮にてあけらるゝにとゞこほらず、一山こぞりて渦仰しけり、依りて一宗の奥義のこる所なく傳へられたりとぞ、その後慈覺智證兩大師又入唐して、天台眞言を究め習ひて、叡山に弘められしかば、かの門風いよ〳〵盛になりて、天下に流布せり、唐國亂れしより、經敎多く失せぬ、道邃より四代に當れる義寂と云ふ人まで、唯觀心を傳へて、宗義を明らむる事絶えにけるにや、吳越國の忠懿王、姓は錢、名は俶、唐の末つかたより、東南の吳越を領して偏霸の主たり、此宗の衰へぬる事を歎きて、使者十人を差してわが朝より迎へ、教典を求めしむ、悉く寫し畢りて歸りぬ、義寂これを見明めて、更にこの宗を再興す、もろこしには五代の中後唐の末樣なりけれは、わが朝には朱雀天皇の御代にや當りけん、日本より返し渡したる宗なれは、この國の天台宗はかへりて本となれるなり、凡傳敎かの宗の秘密を傳へられたる事も、釋志磐が佛祖統紀にのせたり、唐の台州刺史陸淳が印記の文あり、悉く一宗の論疏を寫し國に歸れる事も、異朝の書に見えたり、弘法は母懷胎の始め、夢に天竺の僧來りて、宿を借り給ひけりとぞ、寶龜五年甲寅六月十五日に誕生、この日唐の大曆九年六月十五日に當れり、不空三藏入滅す、依てかの後身と申すなり、且は惠果和尚の告にも、われと汝と久しき契約あり、誓ひて密藏を弘めむとあるもこの故にや、渡唐の時にも、或は五筆の藝を施し、樣々の神異ありしかは、唐の主順宗皇帝殊に仰ぎ信じ給ひき、かの惠果は眞言第六の祖師也、不空の弟子 和尚六人の附法あり、劒南の惟上、河北の義圓、金剛一昇を傳ふ 新羅の惠日、

格式なども云々○弘仁十一年藤原冬嗣等勅を奉りて弘仁格式を選進す、後貞觀年中及び延喜年中格式を撰す、故にたゞび始められにきといふ、

橘太后○姓は橘氏天皇の后、名は嘉智子檀清友の女なり、

天台眞言の兩宗も云々○弘仁三年七月傳敎大師叡山に法華堂を建て、仝七年弘法大師高野山に金剛峯寺を建つ、

陸淳○慶安本點從本陸絳に作る

印記の文○大澤本文の下にの字あり

志磐○白山本盤に作り、點從本繁に作る、今花山院本宮內廳本大澤本に從ふ、

五筆の藝○古今著聞集に、弘法大師は筆を口にくはへ、左右の手に持ち、左右の足にはさみて、一同に眞草の字をかゝれけり、さて五筆和尚とも申すなるとかや、ふしぎなることなり、

訶陵の辨弘、胎藏一界青龍の義明、日本の空海、兩部を傳ふ義明は唐朝におきて灌頂の師たるへかりしが、世を早くす、弘法六人の中に瀉瓶たり、惠果の俗弟子呉殷か纂の詞有り然れは眞言の宗には正統なりといふべきにや、これ又異朝の書に見えたるなり、傳教も不空の弟子順曉に逢ひて、眞言を傳へられしかど、在唐幾もなかりしかは、深く學せられざりしにや、歸朝の後弘法にもとふらはれけり、又今はこの流絶えにたり、慈覺智證は惠果の弟子、義操法潤と聞えしが弟子法全に逢ひて傳へらる、凡本朝流布の宗今は七宗なり、この中にも眞言天台の二宗は、祖師の意巧專ら鎭護國家のためと心ざしくれけるにや、比叡山には比叡と云ふ事、桓武傳教と心を一にして興隆せられし故よ名付くと、彼山の鐘これを稱す、然れど務事本紀に比叡の神の御事見えたり、顯密並びて紹隆す、殊に天子本命の道場を立てく、御願を祈る地なり、これは密に又根本中堂を止觀院と云ふ、法花の經文につき、天台の宗義によるに、かたく鎭護の深義ありとぞ、東寺は桓武遷都の始、皇城のつく鎭のためにこれを立てらる、弘仁の御時弘法に給ひて、永く眞言の寺とす、諸宗の雜住を許さゞる地なり、この宗を神通乘と云ふ、如來果上の法門にして、諸教に超えたる極秘密と思へり、就中わが國は神代よりの緣起、この宗の所說に符なりと見えたり、第六〇花山院本第七に作る瀉瓶〇瀉瓶とは水を瓶より移して餘れるところなきをいふ、宗師の法を殘りなく其身にうけ傳ふるをいふなり、

眞言院を立つ〇仁明天皇承和元年正月なり

三流の眞言〇延曆寺、園城寺、東寺の三流なり、

綱所〇僧綱の役所なり

寺門山門〇延曆寺、園城寺なり

四所戒壇〇東大寺、下野の藥師寺、筑前の觀世音寺、延曆寺、これを四所戒壇といふ、

合せり、この故にや、唐朝に流布せしは暫くの事にて、則日本に留まりぬ、相應の宗なりといふも理にや、大唐の內道場に准じて、宮中に眞言院を立つ、もとは勘解由使の廳なり大師奏聞して、每年正月この所にて御修法あり、國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の秘法なり、又十八日の觀音供、晦日の御念誦等も、宗に依て深意あるべし、三流の眞言何れと云ふべきならねど、眞言を以て諸宗の第一とする事も、むねと東寺によれり、延喜の御宇に綱所の印鎰を、東寺の一の阿闍梨に預けらる、仍りて法務の事を知行して諸宗の一座たり、山門寺門は天台をむねとする故にや、顯密を兼ねたれど、宗の長をも天台座主と云ふめり、この天皇諸宗をならべて興せさせ給ひける中にも、傳教弘法御歸依深かりき、傳教始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを、南京の諸宗表をあげて爭ひ申しかど、終に戒壇の建立を許され、本朝四ヶ所の戒壇となる、弘法は殊更師資の御約ありければ、重くし給ひけるとぞ、この兩宗の外、花嚴三論は東大寺にこれを弘められ、かの花嚴は唐の杜順和尚より盛になれりしを、日本の朗辨僧正傳へて、東大寺に興隆す、この寺は則この宗に依りて建立せられけるにや、大花嚴寺と云ふ名あ

孝德の御世に高麗の僧惠觀云々○孝德紀には見えず、推古紀を按するに三十三年正月高麗王僧隆淮を貢す、扶桑略記に、天下旱厥疑淮者ニ青衣二眼論三眼一甘雨已降、仍賞住二僧正一住二元興寺一流二相三論法門一歟二井上寺一とあれば、孝德云々は誤にや、

思圓○慶安本思圓に作る、今花山院以下の諸

此三宗○諸嚴、三論、法相をいふ

り、三論は東晉の同時に、後秦と云ふ國に羅什三藏と云ふ師來りて、この宗を開きて世に傳へたり、孝德の御世に高麗の僧惠觀來朝して傳へ始めける、然らは最前流布の敎にや、その後道慈律師請來して大安寺に弘めき、今は花嚴と並びて東大寺にあり、法相は興福寺にあり、唐の玄奘三藏天竺より傳へて國に弘めらる、日本の定惠和尙大職冠の子也かの國に渡り、玄奘の弟子たりしかど、歸朝の後世を早くす、今の法相は玄昉僧正と云ふ人入唐して、泗州の智周大師玄奘二世の弟子に逢ひて、これを傳へて流布しけるとぞ、春日の神も殊更この宗を擁護し給ふなるべし、この三宗に天台を加へて四家の大乘と云ふ、俱舍成實など云ふは小乘なり、道慈律師同じく傳へて流布せられけれども、依學の宗にて、別にこの宗を立つる事なし、わが國大乘純熟の地なればにや、小乘を習ふ人のなきなり、又律宗は大小に通ずる也、鑒眞和尙來朝して弘められしより、東大寺及び下野の藥師寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立て、この戒を受けぬ者は、僧籍につらならぬ事に成りにき、中古よりこのかた その名はかりにて、戒躰を守る事だにも絶えにけるを、南都の思圓上人等章疏を見明めて戒師となる、北京には我禪上人入宋し

本に從ふ、又類從本南都の上與正等隨の四字あり、

北京○南都奈良に對して平安城を北京といふ

武帝機に叶はす○貞觀院本慶安本武帝に機叶はすに作る

異朝○慶安本我朝に作る

この兩師○類從本彼兩大師に作る

て、かの土の律法を傳へてこれを弘む、南北の律再興して、かの宗に入る輩は、威儀を具することふるきが如し、禪宗は佛心宗とも云ふ、佛の敎外別傳の宗なりとぞ、梁の代に 天竺二の達磨大師來りて 弘められしに、武帝機に叶はす、江を渡りて北朝に至る、嵩山と云ふ所に留まり、面壁して 年を送られけり、後に惠可これを嗣く、惠可より下四世に弘忍禪師と聞えし嗣法南北に相わかる、北宗の流をは、傳敎慈覺傳へて歸朝せられき、安然和尙慈覺の孫弟子 敎時諍論と 云ふ書に、敎理の淺深を判するに、眞言、佛心、天台とつらねたり、されどうけ傳ふる 人なくて絶えにき、近代となりて 南宗の流多く傳はる、異朝には南宗の下に五家あり、その中臨濟宗の下より又二流となる、これを五家七宗と云ふ、本朝には榮西僧正黃龍の流を汲みて傳來の後に、聖一上人石霜の下つかた虎丘の流れを無準にうく、かの宗の弘まる事は、この兩師よりの事なり、打ちつゞき異朝の僧もあまた來朝し、この國よりも渡りて傳へしかは、諸家の禪多く流布せり、五家七宗とはいへども、以前の顯密權實等の 不同には相似べからず、いづれも直指人心見性成佛の門をは出でざるなり、弘仁の御宇より眞言天台の盛になれる事を、

聊しるし侍るにつきて、大方の宗に傳來の趣きを載せたり、極めて誤り多く侍らん、但君としては、いづれの宗をも大概しろしめして捨てられざらん事ぞ、國家擾災の御計なるべき、菩薩大士もつかさどる宗あり、わが朝の神明も取り分き擁護し給ふ教へあり、一宗に志ある人、餘宗を謗り賤しむ、大きなる誤りなり、人の根機品々なれば敎法も無盡なり、況やわが信する宗をだに明めずして、未だ知らざる教を謗らんは、極めたる罪業にや、われはこの宗に歸すれども、人はまたかの宗に心ざす、共に隨分の益あるべし、これ皆今生一世の値偶にあらず、國の主となり、輔政の人となりなば、諸教を捨てず、機を漏さずして、得益の廣からん事を思ひ給ふべきなり、且は佛教にかぎらず、儒道の二教乃至諸子道、賤しき藝までもおこし用ゐるを、聖代と云ふべきなり、凡男夫は稼穡を勤めて己も食し、人に與へても飢ゑざらしめ、女子は紡績を事として自も衣、人をもあたゝかならしむ、賤しきに似たれども人倫の大本なり、天の時に隨ひ、地の利によれり、この外商沽の利を通ずるもあり、工巧の態を好むもあり、仕官に心ざすもあり、これを四民と云ふ、仕官するにとりて文武の二道あり、座して以て

宗に○一本宗もに作る

根機○命根の機關なり

儒道の二教○孔子老子の教をいふ

飢ゑざらしめ○花山院青蓮院二本めの下すの字あり

道を論ずるは文士の道なり、この道に切かならは相とするに堪へたり、征て以て功を立つるは武人のわざあり、このわざに譽あらは將とするに足れり、されは文武の二は暫くも捨て給ふべからず、世亂れたる時は、武を右にし、文を左にす、國治まれる時は、文を右にし、武を左にすともいへり、古に右を上にす、よりてしかいふなり、かくの如く樣々なる道を用ゐて、民の愁をやすめ、各あらそひなからしめん事を本とすべし、民の賦斂を厚くして、自の心をほしきまゝにする事は、亂世亂國の基なり、わが國は王種のかはる事はなけれども、政亂れぬれは曆數も久しからず、繼躰も違ふためし所々にしるし侍りぬ、況や人の臣としてその職を守るべきにおきてをや、抑民を導くにつきて、諸道諸藝皆要樞なり、古には詩書禮樂を以て國を治むる四術とす、本朝は四術の學を立てらるゝ事慥かならざれども、紀傳明經明法の三道に、詩書禮を摂すべきにこそ、算道を加へて四道と云ふ、代々に用ゐられ、其職を置かるゝ事なれば、くはしくしるすにあたはず、醫陰陽の兩道、又これ國の至要なり、金石絲竹の樂は四學の一にて、專ら政をする本なり、今は藝能のことくに思へる無念の事なり、風を移し俗をかふるには、樂よりよき

四道といふ○四道各博士ありて大學寮にて書生に教授するなり、令義解延喜式職原鈔等に詳なり、しるす○花山院本白山本大澤本するに作る

五聲○宮、商、角、徴、羽なり、幣には五音といふ、

十二律○六律六呂をいふ、六律とは黄鐘、大簇、姑洗、蕤賓、夷則、無射をいひ、六呂とは大呂、夾鐘、仲呂、林鐘、南呂、應鐘をいふ、

衛なからん○大潴本類從本衛ならんに作る、今花山院以下の諸本に從ふ、

輪扁が輪を削りて云々○莊子天道篇に桓公讀書於堂上、輪扁斲輪於堂下、釋椎鑿而上問桓公曰、敢問公之所讀者何言邪、公曰聖人之言也、曰、聖人在乎、公曰已死矣、曰、然則君之所讀者、古人之糟魄已夫、桓公曰、寡人讀書、輪人安得議乎、有說則可、無說則死、輪扁曰、臣也以臣之事觀之、斲輪徐則甘而不固、疾則苦而不入、不徐不疾、得之於手、而應於心、口不能言、有數存焉於其間、臣不能以喩臣之子、臣之子亦不能受之於臣、是以行年七十而老斲輪、古之人與其不可傳也死矣、然則君之所讀者、古人之糟魄已夫云々見ゆ、

はなしといへり、一音より五聲十二律に暢じて、治亂を辨へ興衰をしるべき道とこそ見えたれ、又詩賦歌詠の風も、今の人の好む所、詩學の本には異也、然れども一心より起りて、よろづの言の葉となる、末の世なれども、人を感ぜしむる道なり、これをよくせば、僻をやめ邪を防ぐ教なるへし、かゝれはいづれか心の源を明め正に歸る術なからん、輪扁が輪を削りて、齊の桓公を教へ、弓工が弓をつくりて、唐の太宗をさとらしむる類もあり、乃至圍碁彈碁の戲までも、愚なる心を治め、輕々しきわざを留めんがためなり、但その源にもとづかずとも、一藝は學ぶべき事にや、孔子も飽食終日心を用ゐる所なからんよりは、博奕をだにせよと侍るめり、まして一道をうけ、一藝にもたづさはらん人、本を明め理をさとる志あらば、これより理世の要ともなり、出離のはかりごとゝもなりなん、一氣一心にもとづけ、五大五行により、相剋相生をしり、自もさとり、他にもさとらしめん事、萬の道その理一つなるべし、この御門詠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學も明らかに、文章も巧みに、書藝も勝れ給へりし、宮城の東面の額も、御みづからかゝしめ給ひき、天下を治め給ふ事十四年、皇太弟に

弓工が弓○以上諸本に「つくり云々」を「つくりて」に作る、○貞觀初、太宗謂二侍臣一曰、朕少好二弓矢一、自謂二能盡一其妙一、以近得二二張一、乃曰皆非二良弓一、工人曰、木心不正則脉理皆邪、弓雖二剛勁一而遺箭不直、非良弓也、朕始悟二此理一、今花山院の二木に從ふ、

新帝の御子○新帝とは淳和天皇をいふ、

癸卯○弘仁十四年なり、

甲辰に改元○天長と改元す、

故ありて云々○承和九年伴健岑橘逸勢等謀反す、皇太子も亦其罪に坐し、廢せられ給ひしなり、

讓りて太上天皇と申す、帝都の西嵯峨山と云ふ所に、離宮をしめてぞまし〳〵ける、一旦國を讓り給ひしのみならず、行末迄も授けましまさんの御心さしにや、新帝の御子恒世親王を太子に立て給ひしを、親王又かたく辭退して、世をそむき給ひけるこそありがたけれ、上皇深く謙讓しましけるに、親王又かく遁れ給ひけるこそありがたけれ、上皇深く謙讓しましけるに、親王又かく遁れなり、五十七歳おまし〳〵き、

第五十三代淳和天皇、西院の帝とも申す、桓武第三の子、御母は贈皇太后藤原旅子、贈太政大臣百川の女なり、癸卯の年即位、甲辰に改元、天下を治め給ふ事十年、太子に讓りて太上天皇と申す、この時兩上皇ましまけれは、嵯峨をは前太上天皇、この御門をは後太上天皇と申しき、嵯峨の帝の御掟にや、東宮にすてられ給ひき、五十七歳おまし〳〵き、

第五十四代第三十世仁明天皇、諱は正良、これよりさき御諱忌ならず、多くは乳母の姓などを諱に用ゐられき、是より二字たいしくましませばの世なり、深草の帝とも申す、嵯峨第二の子、御母は皇太后橘の嘉智子、贈太政大

臣清友の女なり、癸丑の年即位、甲寅に改元、この天皇は西院の御門の猶子の義にまし〳〵ければ、朝覲も兩皇にせさせ給ふ、或時は兩皇同所にして覲禮も有りけりとぞ、わが國のさかりなりし事は、この比ほひにや有りけん、遣唐使も常にあり、歸朝の後建禮門の前にかの國の寶物の市を立て、、群臣に給ハする事もありき、律令は文武の御代より定められしかど、この御代にぞ撰び調へられにける、天下を治め給ふ事十七年、四十一歳おまし〳〵き、

第五十五代文徳天皇、諱は道康、田村の帝とも申す、仁明第一の子、御母は太皇大后藤原の順子、五條の后と申す　左大臣冬嗣の女なり、庚午の年即位、辛未に改元、天下を治め給ふ事八年、三十三歳おまし〳〵き、

第五十六代清和天皇、諱は惟仁、水尾の帝とも申す、文徳第四の子、御母は皇太后藤原の明子、染殿の后と申す　摂政太政大臣良房の女なり、わが朝は幼主位に居給ふ事まれなりき、この天皇九歳にて即位、戊寅の年なり、己卯に改元、踐祚ありしかは、外祖良房の大臣始めて摂政せらる、摂政と云ふ事は、もろこしには唐堯の時、虞舜を登け用ゐて政を任せ給ひき、これを摂政といふ、かくて三十年ありて

癸丑○天長十年なり　甲寅に改元○承和と改元す

此御代にぞ撰び調へられにける○天長十年十二月令義解成りたればそれをいふにや

庚午○嘉祥三年なり　辛未に改元○仁壽と改元す

戊寅○天安二年なり　己卯に改元○貞觀と改元す

外祖良房の大臣云々○三代實錄に貞觀八年八月十九日、攝二天政一大臣二爺天下之政一とあり、されど攝關補任其他の諸書を參考するに、天安二年より攝政せられたる事明なり、阿衡○毛經太甲註ニ、阿倚衡平也、商之官名也、言天下之所倚平一とあり、

臨朝○玉篇に貶見衣也と見えたり、幼少なるをいふ、

正位をうけられき、殷の代に伊尹と云ふ聖臣あり、湯及び太甲を輔佐す、これは保衡といふ、阿衡ともいふ　その心は摂政なり、周の世に周公旦又大聖なりき、文王の子武王の弟成王の叔父なり、武王の代には三公につらなり、成王若くて位につき給ひしかは、周公自南面して摂政す、成王をおきて南面せられたりともみえたり、漢の昭帝又幼にして即位、武帝の遺詔により博陸侯霍光と云ふ人、大司馬大將軍にて摂政す、中にも周公霍氏をそ先蹤にも申すめる、本朝には應神生れ給ひて襁褓にまし〳〵しかは、神功皇后天位に居給ふ、然れども摂政と申し傳へたり、これは今の義には異なり、推古天皇の御時、厩戸の皇太子摂政し給ふ、これぞ帝は位に備りて、天下の政しかしながら摂政の御まゝなりけり、齊明天皇の御代に、御子中大兄の皇太子摂政し給ふ、元明の御代の末つ方、皇女淨足姫の尊、元正天皇の御事也　皆く摂政し給ひき、この天皇の御時、良房の大臣の摂政よりしてぞ、まさしく人臣にて摂政する事は始まりにける、但この藤原の一門神代より故ありて、國主を輔け奉る事は、さきにも所々にしるし侍りき、淡海公の後、參議中衛大將房前、その子大納言眞楯、その子右大臣內麻呂の三代は、上二代の如くさかえずやありけん、內麻呂

の子冬嗣の大臣、閑院の左大臣と云ふ、藤原の衰へぬる事をなげきて、弘法大師に申し合せて、興福寺に南圓堂を立てゝ、祈り申されけり、この時明神役夫に交りて、補陀落の、南の岸に、堂立てゝ、今ぞさかえん、北の藤波、と詠じ給ひけるぞ、この時に源氏の人數多失せにけりと申す人あれども、大なるひが事なり、皇子皇孫の源の姓を給ひ、高官高位に至る事は、この後の事なれば、誰人か失せ待るべき、されどもかの一門の榮え し事、誠に祈請にこたへたりとはみえたり、大かたこの大臣遠きおもむはかりおはしけるにこそ、子孫親族の學問を勸めんために、勸學院を建立す、大學寮に東西の曹司あり、菅江の二家これをつかさどりて人を教ふる所なり、かの大學の南に、この院を立てられしかは、南曹とぞ申すめる、氏の長者たる人旨とこの院を管領して、興福寺及び氏の社の事を取り行はる、良房の大臣攝政せられしより、かの一流に傳はりて、絶えぬ事になりにけり、幼主の時ばかりかとおぼえしかど、攝政關白も定まれる職になりぬ、*自攝關と云ふ名をとゞめらるゝ時も、内覽の臣を置かれたれは、執政の義かはる事なし、天皇おとなび給ひければ、攝政まつりごとを歸し奉りて、太政大臣に

藤原○花山院曾祖院二本藤氏に作る

南圓堂を立て○南圓堂建立は弘仁四年なり

補陀落の南の岸に云々○ふたらく山は觀音の淨土なるを、今興福寺の南の岸に此南圓堂をたて、觀音の像を安置せられしを、なぞらへてかくよみ給ふなるべし、北の藤波は、冬嗣公は北家なれば、其意をもてよまれたるなり、こたへ○白山本腰安本こたに作る

勸學院○三後の北壬生の四にありき、經歷天皇弘仁十二年之を建つ、

氏の長者たる人云々○氏の長者とは氏中にて官位段第一の人をいふ、こゝは藤原氏の長者なり、

氏の社○春日の社なり

先應天門を燒かしむ○貞觀八年伴男中庸等應天門をやく、事顯はれて伴男を伊豆に流す、

烏帽子直衣を着ながら○烏帽子直衣は晝服なり、晝服のまゝにての意なり、

在位の帝云々○崇道といふは、元慶三年五月落飾後の法名なるべし、然らば在位の帝法號を付け給ひしにはあらず、

八幡大菩薩云々○男山の鎭座は貞觀元年九月なり

て白河に閑居せられにけり、君は外孫にましませは、猶も權を專らにせらるゝも、爭ふ人あるまじくや、されど謙退の心深く、閑適を好みて、常に朝參などもせられざりけり、その比大納言伴善男と云ふ人寵ありて、大臣を望む志なんありける、時に三公闕なかりき、太政大臣良房、左大臣信右大臣良相、信の左大臣を失ひて、その闕に望み任ぜんと相計りて、先應天門を燒かしむ、左大臣世を亂らんとする企なりと讒奏す、天皇驚き給ひて、糺明に及ばず、右大臣に召し仰せて、既に誅せらるべきになりぬ、太政大臣この事を聞きて、驚き遽てられける餘に、烏帽子直衣を着ながら、白晝に騎馬して馳參じて申なだめられにけり、その後善男が陰謀顯れて流刑に處せらる、この大臣の忠節誠に無止事になん、天皇佛法に歸し給ひて、常に脫屣の御志有りき、慈覺大師に受戒し給ふ、法號を授け奉らる、素眞と申す、在位の帝法號をつぎ給ふ事、よのつねならぬにや、昔隋の煬帝の晉王といひし時、天台の智者に受戒して總持と云ふ名をつがれたりし、よからぬ君の例なれど、智者の昔の跡なれば、なぞらへ用ゐられにけるにや、又この御時宇佐の八幡大菩薩、皇城の南男山石清水に遷り給ふ、天皇きこしめして、勅使を遣しその所を

丁酉○貞觀十九年也、元慶と改元す、忠仁公○良房なり

黜し、諸の工に仰せて、新宮をつくりて宗廟に擬せらる、鎮座の次第は上に見えたり　天皇天下を治め給ふ事十八年、太子に譲りて退かせ給ふ、中三年計ありて出家、慈覺の弟子にて灌頂うけさせ給ふ、丹波の水尾と云ふ所に遷らせ給ひて練行しましましが、程なくかくれ給ふ、御年三十一歳おはしましき、

第五十七代陽成天皇、諱は貞明、清和第一の子、御母は皇太后藤原の高子、二條の后と申す　贈太政大臣長良の女也、丁酉の年即位改元、右大臣基經攝政して太政大臣に任ず、この大臣は良房の養子なり、實は中納言長良の男、この天皇の外舅なり、忠仁公の故事の如し、この天皇性惡にして、人主の器に堪へず見え給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定められけり、昔漢の霍光昭帝をたすけて攝政せしに、昭帝世を早くし給ひしかば、昌邑王を立てて天子とす、昌邑不德にして器にたへず、即廢立を行ひて、宣帝を立て奉りき、霍光が大功とこそしるし傳へ侍るめれ、この大臣もまさしき外戚の臣にて、政を專らにせられしに、天下のため大義を思ひて、定め行はれける、いとめでたし、されは一家にも人こそ多く聞えしかども、攝政關白はこの大臣の末のみぞ、絶えせぬ事になりにける、つぎ〳〵大臣大將にのぼる藤原の人々も、皆この大臣の苗裔なり、積善の餘慶なりとこそ覺え侍れ、天皇天下を治め給ふ事八年にて退けられ、八十一歳おはし〳〵き、

甲辰○元慶八年なり

乙巳に改元○仁和と改元す

第五十八代光孝天皇、諱は時康、小松の帝とも申す、仁明第二の子、御母は贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女おはり、陽成退けられ給ひし時、攝政昭宣公諸の皇子を相し申されけり、この天皇一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年たかくて小松の宮にましましけるに、俄にまうでゝ見給ひければ、人主の器量餘の皇子達に勝れましけるによりて、即儀衛をとゝのへて迎へ申されけり、本位の服を着しながら、繼興に駕して大內に入らせ給ひにき、今年甲辰の年なり、乙巳に改元、賤祚の始め攝政を改めて關白とす、これわが朝の關白の始なり、漢の霍光攝政たりしが、宣帝の時政を返して退きけるを、萬機の政猶光に關り白さしめよとありし、その名を取りて授けられにけり、この天皇昭宣公の定に依りて立ち給ひしかば、御志も深かりしにや、その子を殿上にめして元服せしめ、御みづから位記をあそばして、正五位下になし給ひけりとぞ、久しく絶えにける芹川の御幸など有りて、古き跡をれこさるゝ事も聞えき、天下

其子を殿上にめして云々○長子時平の事なり　芹川の行幸○類聚國史に、延暦十五年正月甲辰遊獵于芹川野とみえたり、仁明天皇承和の頃までは屢行幸ありしが、其後凡五十年程

を治め給ふ事三年、五十七歳おはし〳〵き、大かた天皇の世つぎをしるせる文、昔より今に至るまで家々にあまたあり、かくしるし侍るも更に珍しからぬ事なれども、神代より繼躰正統の違はせ給はぬ一はしを申さんがためなり、わが國は神國なれば、天照大神の御はからひにまかせられたるにや、されどその中に御誤あれば、曆數も久しからず、又終には正路に歸れども、一旦もしづませ給ふ御科也、冥助の空しきにはあらず、佛も衆生を導きつくし、神も萬姓をすなはならしめんとこそし給へど、衆生の果報しなく〳〵に、うくる所の性おなじからず、十善の戒力にて天子とはなり給へども、代々の御行迹善惡又まち〳〵なり、かゝれは本を本として正に歸り、元を元として邪を捨てられん事ぞ、祖神の御心には叶はせ給ふべき、神武より景行まで十二代は、御子孫そのまゝに續がせ給へり、疑はしからず、日本武尊世を早くしましゝに依りて、御弟成務へだゝり給ひしかど、日本武の御子にて仲哀傳へましく〳〵ぬ、仲哀應神の御後に、仁德傳へたまへりしが、武烈惡王にて日嗣絕えまし〳〵し時、應神五世の御孫にて、繼躰天皇撰ばれ立ち給ふ、これなん珍敷

絕えたりしを、此御代の仁和二年に至りて之を起さる、芹川は山城國紀伊郡なり、本も開えき○慶安本類從本等と開えきに作る、今白山本青蓮院本に從ふ、

十善○上に見えたり

たゞしに侍る、されど二つをならべて爭ふ時にこそ傍正の疑もあれ、群臣皇胤なき事を愁へて、求め出で奉りし上に、その御身賢にして天の命をうけ、人の望に叶ひまし〳〵ければ、とかくの疑有るべからず、その後相續ぎて天智天武御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の御流久しく傳へられしに、稱德女帝にて御嗣もなし、又政も亂りがはしく聞えしかば、愷なる御譲なくて絕えにき、光仁又傍より撰ばれて立ちたまふ、是なん又繼躰天皇の御事に似給へる、然れ共天智は正統にてまし〳〵き、第一の御子大友こそ誤りて天下をえ給はざりしかど、第二の皇子にて施基の御子御科なし、その御子なれば、この天皇の立ち給へる事、正理に歸るとぞ申し侍るべき、今の光孝又昭宣公の撰にて立ち給ふといへども、仁明の太子文德の御流なりしかど、陽成惡王にて退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、しかも賢才諸親王に勝れまし〳〵ければ、疑ひなき天命とこそ見え侍れ、かやうに傍より出で給ふ事これまで三代なり、人のなせる事とは心得奉るまじきなり、さきにしるし侍る理をよく辨へらるべき者哉、光孝より上つ方は一向上古なり、よろづの例を勘ふるも仁和より下

忌まで三代なり○昭儀、光仁、光孝の三天皇にます、

つ方をぞ申すめる、古すら猶かゝる理にて天位を嗣ぎ給ふ、まして末の世には
まさしき御譲なくては、たもたせ給ふまじき事と心得奉るべきなり、この御代
より藤氏の攝籙の家も他流に移らず、昭宣公の苗裔のみぞたゞしく傳へられ
にたる、上は光孝の御子孫、天照大神の正統と定り、下は昭宣公の子孫、天兒屋
命の嫡流となり給へり、二神の御誓違はずして、上は帝王三十九代、下は攝關四
十餘人、四百七十餘年にもなりぬるにや、

第五十九代第三十二世宇多天皇、諱は定省、光孝第三の御子、御母皇太后班子の
女王、仲野親王桓武の御子の女なり、元慶の比孫王にて、源氏の姓を給はらせましま
す、そのかみ常に鷹狩を好ませ給ひけるに、或時賀茂の大神顯れて、皇位につか
せ給ふべき由を示し申されけり、踐祚の後かの社の臨時の祭を始められしは、
大神の申しうけ給ひける故とぞ、仁和三年丁未の秋、光孝御病ありしに、御兄の
御子達を置きて譲をうけ給ふ、先親王とし、皇太子に立ち即受禪、同年の冬即
位、中一年ありて己酉より改元、踐祚の始より太政大臣基經又關白せらる、この關
白薨じて後は暫くその人なし、天下を治め給ふ事十年、位を太子に譲りて太上

賀茂の大神○白山本有
鹿院本大澤本賀茂大明
神に作る
彼社の鹿時の祭云々○
寛平元年十一月廿一日
賀茂臨時祭を行ふ

己酉に改元○寛平と改
元す

なくて○花山院本慶安
本ならでに作る

上は帝王云々○光孝よ
り後村上までをいふ

四代○白山本類従本三
代に作る、山科往來に
左の如く見ゆ、
弘法—流行—源行—
—益信—寛平法皇

色衆○慶安本有衆に作
り、類従本職衆に作る、
今花山院本白山本等に
従ふ、

知法○慶安本智法に作
る

天皇と申す、中一年計ありて出家せさせ給ふ、御年三十三にや、若きよりその御
志有りきとぞ仰せ給ひける、弘法大師四代の弟子益信僧正を御師にて、東寺に
して灌頂せさせ給ふ、又智證大師の弟子增命僧正にも（于時法橋なり、後證云云）、比叡山に
てうけさせ給へり、弘法の流を宗とせさせ給ひけれは（その御法流とて今にた
えず、仁和寺に傳へ侍るはこれなり）、凡弘法の流に、廣澤仁和寺小野醍醐並勤修寺の二
つあり、廣澤は法皇の御弟子寛空僧正、寛空の弟子寛朝僧正、敦實親王法皇御孫寛朝廣澤
にすまれしかは、かの流といふ、その後代々の御室相傳へて、たゞ人はあひまじ
はらず、法流をあづけられて師範となる事は兩度あり、されども御室は代々親王也、小野の流は益信の相弟子に、聖寶僧正と
て知法無雙の人ありき、大師の嫡流と稱する事の有るにや、しかれども年戒劣
られける故にか、法皇御灌頂の時は、色衆につらなりて、嘆德と云ふ事を勤めら
れたりき、延喜の護持僧にて殊に崇重し給ひき、その弟子觀賢僧正も相つぎて
護持申し、同じく崇重ありき、綱中の法務を東寺の一阿闍梨に付けられしも、こ
の時より始まる、正の法務はいつも東寺の一の長者なり、諸寺になるはみな權の法務なり、又仁和寺の御室は總の法務にて、綱所を召仕はるゝ事は後白河院以來の事か、
の僧正は高野に詣でゝ、大師入定の嵐を開きて、御髪を剃り、法服など着せかへ

寛平の御誡〇今に世に鄙にれり
仰きて見奉る〇花山院
菅原院二本仰き云立るに作る

申し〳〵人也、その弟子淳祐石山の内供と云ふ、相伴ひけれども、終に見奉らず、師の僧正その手を取りて、御身にふれしめけりとぞ、淳祐罪障の至りを歎きて、卑下の心ありけれは、弟子元果僧都に延命院と云ふ許可はかりにて、授職を許さず、勅定に依りて、法皇の御弟子寛空にあひて、授職灌頂を遂ぐ、彼元果の弟子仁海僧正又知法の人なりき、小野と云ふ所にすまれけるより、小野の流といふ、然れは法皇は兩流の法主にましますなり、王位を去て釋門に入る事は、その例おほしといへども、かく法流の正統となり、しかも御子孫繼躰し給へる、ありがたきためしにや、今の世までも賢かりし事には、延喜天暦と申しならはしたれど、この御世こそ上代によれらは、無爲の御政なりけんとおしはかられ侍る、菅氏の才名に依りて、大納言大將まで登用し給ひしもこの御時なり、又讓國の時さま〴〵教へ申されし、寛平の御誡とて、君臣仰きて見奉る事も有り、昔もろこしにも、天下の明徳は虞舜より始まると見えたり、唐堯の用ゐられ給ひしに依りて、舜の徳も顯れ、天下の道も明かになりにけるとぞ、二代の明徳を以て、この事おしはかり奉るべし、御壽も長くて、朱雀院の御代にぞ、かくれさせ給ひける、七十六歳おまし

丁巳〇寛平九年なり
戊午に改元〇昌泰と改元す

譜代〇代々系圖正しくして官位の次第亂れず功ある〻を譜代といふ

經に傾け奉る云々〇延喜元年正月廿五日、道眞を大宰權帥となし、筑前に左遷す、
菅相公清行〇三善清行なり、菅相公は其稱號なり、

〳〵き、

第六十代第三十三世醍醐天皇、諱は敦仁（もつひと）、宇多第一の子、御母は贈皇太后藤原の胤子、内大臣高藤の女也、丁巳の年即位、戊午に改元、大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人上皇の勅を受けて輔佐し申されき、後に左右の大臣に任じて、共に萬機を內覽せられけりとぞ、御門御年十四にて位につき給ふ、をさなくましく〳〵しかども、聰明叡哲に聞えたまひき、兩大臣天下の政をせられしが、右相は年もたけ才も賢くて、天下の望む所也、左相は譜代の器なりければ、捨てられがたし、或時上皇の御在所朱雀院に行幸、猶右相に任せらるべしと云ふ定ありて、既にめし仰せ給ひけるを、右相固く遁れ申されてやみぬ、その事世にもれにけるにや、左相憤を含み、樣々の讒をまうけて、終に傾け奉りし事こそあさましけれ、この君の御一失と申し傳へ侍り、但菅氏は權化の御事なれば、末世のためにもや有りけん、はかりがたし、菅相公清行朝臣は、この事未だ萌さゞりしに、かねてさとりて、菅氏に災を遁れ給ふべき由を申しけれど、沙汰なくてこの事出來にき、さきにも申し侍りし、わが國には幼主の立ち給ふ事、昔はな

かりしことなり、貞觀元慶の二代始めて幼にて立ち給ひしかば、忠仁公昭宣公攝政にて天下を治めらる、この君ぞ十四にてうけつぎ給ひて、攝政もなくて御みづから政をしらせましく〳〵ける、猶御幼年の故にや、左相の諫にも迷はせ給ひけん、聖も賢も一失はあるべきにこそ、その趣き經書にみえたり、されば曾子は我日三省吾躬といふ、季文子は三思ともいふ、聖德のほまれもましまさんにつけても、いよ〳〵愼みますべき事なり、昔應神天皇も諫を聞かせ給ひて、武內の大臣を誅せられんとし給ひき、かれはよく遁れて明められたり、この度の事凡慮に及びがたし、程なく神と顯れて、今に至るまで靈驗無双なり、末世の益を施さんためにや、諫をいれし大臣は、後なくなりぬ、同心ありける類も皆神罰を蒙りにき、この君久しく世をたもたせ給ひて、德政を好み行はせ給ふ事、上代にこえたり、天下泰平民間安穩にて、本朝仁德の古き跡にもなぞらへ、異域堯舜の賢き道にもたぐへ申さき、延喜七年丁卯の年、もろこしの唐滅びて梁と云ふ國に遷りにけり、打ちつゞき後唐晉漢周となん云ふ五代ありき、この天皇天下を治め給ふ事三十三年、四十六歲おましく〳〵き、

貞觀元慶○貞觀は清和、元慶は陽成の年號なり、

曾子は云々季文子は云々○共に論語に見えたり

程なく神と顯れて○延喜五年味酒安行、太宰府の安樂寺に神殿を設け、號けて天滿大自在天神と云ふ、いれし○應安本いれしに作る

後なくなりぬ○昭平の子孫たえたるを云ふ、一本後ないのちに作るは非なり、

同心ありける類○菅原定國同官根等なり、皆神罰を蒙りて死す、

四十六歲○花山院本自山本首楞院本四十四に作るから前後に照らし

庚寅○延長八年なり

辛卯に改元○承平と改元す

三男○應安本二男に作るは非なり

使○檢非違使をいふ

叛逆をおこしけり○天慶二年十一月なり、下文分註に承平五年二月とするは誤なり、

第六十一代朱雀天皇、諱は寛明、醍醐十一の子、御母皇太后藤原の穩子、關白太政大臣基經の女なり、御兄保明の太子薨ぜしかば、保明一腹の御弟にて立ち給ふ、庚寅の年即位、辛卯に改元、外舅左大臣忠平に昭宣公薨じて後には、延喜御一代まで攝關なかりき、この君又幼主にて立ち給ふに依りて、故事に任せて萬機を攝行せられけるにこそ、この御時平の將門といふ者あり、上總介高望が孫なり、高望は葛原の親王の孫、平の姓を給はる、桓武四代の御苗裔なりと云ふ、執政の家につかうまつりけるが、使の宣旨を望み申しけり、不許なるによりて憤りをなし、東國に下向して叛逆をおこしてけり、先伯父常陸の國の大椽國香をせめしかば、國香は自殺しぬ、これより坂東をおしなびかし、下總の國相馬郡に居所をしめ都と名づけ、自平親王と稱し、官爵を成し與へけり、これによりて天下騷動す、參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を征東大將軍とし、源經基、清和の御末六孫王と云ふ、頼義義家等が先祖なり、藤原仲舒忠文の弟なりを副將軍として差遣さる、平貞盛、國香が子なり藤原秀鄕等、心を一にして將門をほろぼして、その首を奉りしかば、諸將は道より歸り參りにき、將門は承平五年二月に事をおこし、天慶三

丙午○天慶九年なり
丁未に改元○天暦と改元す

明主○慶安本類從本明王に作る

年二月に滅びぬ、其間六年なり、藤原の純友といふもの、かの將門に同意して、西國にて叛亂せしをば、少將小野の好古を遣はして追討せらる、天慶四年に純友はころされぬ　かくて天下しづまりにき、延喜の御代さしも安寧なりしに、いつしかこの亂れ出で來る、天皇もおだやかにまし〳〵けり、又貞信公の執政なりしかば、政の違ふ事は侍らじ、時の災難にこそとぞ覺え侍る、天皇御子ましまさず、一腹の御弟太宰の帥の親王を太弟に立てゝ、天位を讓りて尊號あり、後に出家せさせ給ふ、天下を治め給ふ事十六年、三十歳おまし〳〵き、

第六十二代第三十四世村上天皇、諱は成明（なりあきら）、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟なり、丙午の年即位、丁未に改元、兄弟相讓らせ給ひしかば、まめやかなる禪讓の禮儀ありき、この天皇賢明の御譽、先皇の跡をつぎ申させ給ひけれバ、天下安寧なる事も、延喜延長の昔に異ならず、文筆諸藝を好み給ふ事も、かはりまさゞりけり、萬のためしには延喜天暦の二代とぞ申し侍る、もろこしの賢き明王も、二三代と傳ふるハまれなりき、周にぞ文武成康、文王の正位につかず　漢には文、景なんどぞありがたき事に申しける、光孝傍より撰ばれ立ち給ひしに、打つゞいて明主の

天徳年中にや云々○天徳四年九月廿三日内裏炎燒す

御記にみえ侍る○天暦御記或は村上御記といふ、村上天皇の御撰なり、

具平親王○天皇の第七子、母は女御莊子なり、

傳へ給ひし、わが國の中興すべき故にこそ侍りけめ、又繼躰も唯この一流にのみぞ定まりぬる、末つ方天徳年中にや、始めて内裏に炎上ありて、内侍所もやけにしが、神鏡は灰の中より出し奉る、圓規損する事なくして分明にあらはれ出で給ふ、みたてまつる人、驚感せずといふ事なしとぞ、御記にみえ侍る、この時に神鏡の南殿の櫻にかゝらせ給ひけるを、小野宮實頼の大臣袖にうけられたりと申す事あれど、僻事をなん云ひ傳へ侍る也、應和元年辛酉の年、もろこしの後周滅びて宋の代に定まる、唐の後五代五十五年の間、かの國大に亂れて、五姓うつりかはりて國の主たり、五季とぞいひける、宋の代に賢王打つゞきて、三百二十餘年までたもてりき、この天皇天下を治め給ふ事二十一年、四十二歳おましゝき、御子多くまし〳〵し中に、冷泉圓融は天位に即き給ひしかば申すに及ばず、親王の中に具平（ともひら）親王六條の宮と申す、中務卿に任じ給ひき、前の兼明親王名譽おはしき、よりてこれをば後中書王と申す、賢才文藝の方代々の御跡を能く相つぎ申し給ひけり、一條の御代に、よろづ昔をおこし人を用ゐまし〳〵けれぼ、この親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて作文ありしに、中殿の作文と云ふ事これより始まる　所貴是賢才といふ題にて、韻を探らるゝ事あり、この親王の御ため

なるべし、凡そ諸道に明かに佛法の方までもくらからざりけるとぞ、昔より源氏多かりしかども、この御末のみぞ今に至るまで、大臣以上に至りて相つぎ侍る、源氏と云ふ事は嵯峨の御門、世の費を思しめして、皇子皇孫に姓を給ひて人臣となし給ふ、則御子あまた源氏の姓を給ばる、桓武の御子葛原の親王の男高棟平の姓を給ばる、平城の御子阿保親王の男行平、業平等在原の姓を給ばる事も、この後の事なれども、これはたま〳〵の義なり、弘仁以後代々の御後は皆源の姓を給ひしなり、親王の宣旨を蒙る人は才不才によらず、國々に封戸など立られて世の費なりしかば、人臣につらね、官學して朝要にかなひ、器に隨ひ昇進すべき御掟なるべし、姓を給ばる人は直に四位に叙す、皇子皇孫にとりての事也當君のは三位なるべしと云ふ、かれどもその例まれなり、嵯峨の御子大納言定かくて代々の間、姓を給ひし人百十餘人もや有りけん、然れど他流の源氏、大臣以上に至りて二代と相續する人の今まで聞えぬこそ、いかなる故ならんとおぼつかなけれ、嵯峨の御子、姓を給ばる人二十一人、この中大臣に昇る人、常の左大臣兼大將信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に姓を給ばる人十三人、大臣に昇る人、多の右大臣、

源氏多かりしかども○白山本源氏の姓を給人多かりしかどに作る

源氏と云ふ事は云々○嵯峨天皇弘仁五年五月皇子皇女の未だ親王と爲らざる者に源朝臣の姓を賜ふ、皇子信を第一の源氏となす、これ其始なり、

宮學して○慶安本官し學してに作る

光の右大臣、兼大將文徳の御子に姓を給ばる人十二人、大臣に昇る人、能有の右大臣、兼大將清和の御子に姓を給ばる人十四人、大臣に昇る人、十世の御末に實朝の右大臣、兼大將、これは貞純の親王の苗裔なり陽成の御子に姓を給ひる人三人、光孝の御子に姓を給ばる人十五人、宇多の御孫に姓を給はりて大臣に昇る人、雅信の左大臣、重信の左大臣、共に敦實親王の男なり醍醐の御子に姓を給ひる人二十人、大臣に昇る人、高明の左大臣、兼大將兼明の左大臣、後に親王とす、中務卿に任ず、前中書王これなり、この後は皇子の姓を給ひる事もたえにけり、皇孫にいあまたあり、任大臣を本とあるすに依りて悉く載せず、近くは後三條の御孫に有仁の左大臣、兼大將、輔仁の親王の男、白河院の御猶子にて直に三位せし人なり、二世の源氏にて大臣に昇れり、かやうにたま〳〵大臣に至りても、何れか二代と相續ける、はとんど納言以上にて傳へれるだに稀なり、雅信の大臣の末ぞ、自納言までも昇りて殘りたる、高明の大臣の後四代大納言にて有りしも早く絶えにき、いかにも故ある事かと覺えたり、皇胤の貴種より出でぬる人、蔭をたのみ、いと才なども なく、剩へ人におごり、物に慢ずる心もあるべきにや、人臣の禮に違ふ事ありぬべし、寛平の御記にそのはしの見え侍りしなり、後をも能く鑑みさせ給ひ

しるす○白山本するに作る、

けるにこそ、皇胤は誠に他に異なるべき事なれど、わが國は神代よりの誓にて、君は天照大神の御末國をたもち、臣は天兒屋の御流君をたすけ奉るべき器となれり、源氏はあらたにいでたる人臣なり、德もなく功もなく、高官に昇りて人におごらば、二神の御とがめ有りぬべき事ぞかし、中々上古には皇子皇孫多くて、諸國にも封ぜられ、將相にも任ぜられき、崇神天皇十年に、始めて四人の將軍を任じて、四道へ遣はされしも皆これ皇族也、景行天皇五十一年、始めて棟梁の臣を置きて、武內宿禰を任ず、成務天皇三年に大臣とす、（わが朝大臣是にはじまる）六代の朝に仕へて勢政たり、この大臣も孝元の曾孫なりき、然れど大織冠氏をさかやかし、忠仁公政を攝せられしより、專ら補佐の器として、立ち歸り神代の幽契のまゝになりぬるにや、閑院の大臣冬嗣、氏の衰へたる事を歎きて、善をつみ功を重ね、神に祈り、佛に歸せられけるその驗も相加はり侍りけんかし、この親王ぞ、誠に才も高く、德もおはしけるにや、その子師房姓を給りて、人臣に列せられし、才藝古にはぢず、名望世に聞えあり、十七歲にて納言に任じ、數十年の間朝廷の故實に練し、大臣大將に昇りて、驂車の齡までつかうまつらる、親王の女祇子の

この親王○具平親王をさす、

驂車の齡○八十なり

宇治の關白○藤原賴通なり

御堂の息女○御堂とは藤原道長なり、師房賴通の妹を娶る

誠○實は院本頭從本誠に作る

丁卯○康保四年なり　戊辰に改元○安和と改元す

女王は、宇治の關白の室なり、依りてこの大臣をば、かの關白の子よし給ひて、藤氏にかゝらず、春日の社にもまゐりつかふまつられけりとぞ、又やがて御堂の息女に相嫁せられしかば、子孫も皆かの外孫なり、この故に御堂宇治をば、遠祖の如くに思へり、それよりこのかた和漢の稽古を宗とし、報國の忠節をさきとする誠あるよりてや、この一流のみ絕えずして十餘代に及べり、その中にも行迹疑はしく貞節踈なる類は、自衰へて跡なきも有り、向後といふとも愼み思ひ給ふべき事なり、大かた天皇の御事をしるし奉る中に、藤原の起は所々に申し侍りぬ、源の流も久しくなりぬる上に、正路をふむべき一はしを心ざしてしるし侍るなり、君も村上の御流一通りにて、十七代に成らしめ給ふ、下もこの末の源氏ぞ相傳はりたれば、只この君の德勝れ給ひける故に、餘慶あるかとこそ仰ぎ申し侍れ、

第六十三代冷泉院、諱ハ憲平、村上第二の御子、御母ハ中宮藤原の安子、右大臣師輔の女なり、丁卯の年即位、戊辰に改元、この天皇邪氣おはしましければ、即位の時大極殿に出で給ふ事もたやすかるまじかりけるにや、紫宸殿にてその禮あ

りき、三年はかりして讓國、六十三歲おはしましき、この御門より天皇の號を申さず、又宇多より後諡を奉らず、遺詔ありて國忌山陵を置かれざる事ハ、君父の賢き道なれども、尊號を留められざる事ハ、臣子の義よあらず、神武以來の御號も皆後代の定めなり、持統元明より以來、遜位或ハ出家の君も諡を奉る、天皇とのみこそ申すめれ、中古の先賢の義なれども、心を得ぬ事よ侍る也、

第六十四代第三十五世圓融院諱ハ守平、村上第五の御子、冷泉同母の弟なり、己巳の年即位、庚午よ改元、天下を治め給ふ事十五年、禪讓尊號常の如し、翌年の程にや御出家、永延の比寛平の例を追ひて、東寺にて灌頂せさせ給ふ、御師ハ則寬平の御孫弟子寬朝僧正なり、三十三歲おましく〳〵き、

第六十五代花山院、諱ハ師貞、冷泉第一の御子、御母ハ皇后藤原の懷子、攝政太政大臣伊尹の女也、甲申の年即位、乙酉に改元、天下を治め給ふ事二年ありて、俄に發心して花山寺にて出家し給ふ、弘徽殿の女御（太政大臣爲光の女也）かくれて悲歎ましける折をえて、粟田の關白道兼の大臣の未だ藏人の辨と聞えし比にや、そゝのかし申してけるとぞ、山々を廻りて修行せさせましゝが、後ハ都に歸りてすませ給ひけり、これも御邪氣ありとぞ申しける、四十一歲おましく〳〵き、

第六十六代第三十六世一條院、諱ハ懷仁、圓融第一の子、御母ハ皇后藤原の詮子、後には東三條院と申す、后宮院號の始なり、攝政太政大臣兼家の女なり、花山院の帝神器をすてゝ宮を出で給ひしかハ、太子の外祖にて兼家の右大臣おはせしが、內に參り諸門をかためて、讓位の義を行はれき、新主をさなくましく〳〵しかハ、攝政の義古さが如し、丙戌の年即位、丁亥に改元、その後攝政病により嫡子內大臣道隆に讓りて出家、猶准三宮の宣を蒙らる、（執政の人出家の始めなり、その比出家の人なかりしかハ、入道殿となん申しける、）よりて源滿仲出家したりしをも憚りて新發とぞいひける、）この道隆始めて大臣を辭して、前官にて關白せられき、（前官の攝關もこれを始めとす）病ありてその子內大臣伊周暫く相替りて內覽せられしが、相續して關白たるべき由を存ぜられけるに、道隆かくれて、やがて弟の右大臣道兼ならるゝ七日といひしにあへなくうせられにき、その弟にて道長大納言にておはせしが、內覽の宣を蒙りて、左大臣まで至られしかど、延喜天曆の昔を思召しけるにや、關白はやめられにき、三條の御時にや關白して、後一條の御世の始外祖にて攝政せらる、兄弟多くおはせしに、この大臣の御流一に攝政關白はし給ふぞかし、昔もいかなる

丙戌○寬和二年なり　丁亥に改元○永延と改元す

准三宮○大皇太后宮、皇太后宮、皇后宮の三宮に准ふ、封戶を賜はるをいふ、

執政○白山本攝政に作る

神武以來の御諡も云々○恒武天皇の御代淡海三船、勅を奉して御諡を撰す、

己巳○安和二年なり　庚午に改元○天祿と改元す

皇后○類從本諸皇后に作る

甲申○永觀二年なり　乙酉に改元○寬和と改元す

弘徽殿の女御○名は低子なり

そゝのかし申しける云々○花山院なそゝのかし奉りしは、儲子の所生一條院を位に即け奉り、己等榮耀を恣にせんとてなり、

東三條の大臣○姉家なり

上達部○三位以上の人を云ふ

諸道の家々○紀傳明經明法等の家々をいふ

自歎○歎は嘆訳の意なり

辛亥○寛弘八年なり

壬子に改元○長和と改元す

丙辰○長和五年なり

丁巳に改元○寛仁と改元す

故にか、昭宣公の二男にて貞信公、貞信公の二男にて師輔、師輔の三男にて東三條の大臣、東三條の三男にて道綱の大將は一男かされど三弟にこさ れたるによりて道長を三男としるす、この大臣、皆父の立てたる嫡子ならで、自然に家をつがれたり、祖神のはからはせ給へる道にこそ侍りけめ、いづれも兄にこえて家をつたへらるべき故ありきと申す事のあれど、事しげくればしるさず、この御代にはさるべき上達部、諸道の家々、顯密の僧までも、勝れたる人多かりき、されば御門も、われ人を得たる事は延喜天暦にもまされりとぞ、自歎せさせ給ひける、天下を治め給ふ事二十五年、御病の程に讓位ありて出家せさせ給ふ、三十三歳おましく、き、

第六十七代三條院、諱は居貞、冷泉第二の子、御母は皇太后藤原の超子、これも攝政兼家の女なり、花山院世を遁れ給ひしかは、太子に立ち給ひしが、御邪氣の故にや、をりく御目のくらくおはしけるとぞ、辛亥の年即位、壬子に改元、天下を治め給ふ事五年、尊號ありき、四十二歳おましく、き、

第六十八代後一條院、諱は敦成、一條第二の子、御母は皇后藤原の彰子、後に上東門院と申す攝政道長の大臣の女也、丙辰の年即位、丁巳に改元、外祖道長の大臣攝政せられしが、後に攝政をは嫡子賴通の内大臣におはせしに讓り、猶太政大臣にて、天皇

心さのがれて云々○委しくは大鏡等に見えたり

正統○花山院本正流に作る

元方の民部卿云々○更衣藤原勤姫をいふ

この東宮○小一條院なり

丙子○長元九年なり

丁丑に改元○長暦と改元す

御元服の日、加冠理髮父子並びて、勤仕せられしとそめづらしく侍りしか、冷泉圓融の兩流かはるく、しらせ給ひしに、三條院かくれ給ひて後、御子の敦明の御子太子にる給ひしが、心とのがれて院號蒙りて、小一條院と申しき、これより冷泉の御流はたえにけり、冷泉は兄にて御末も正統とこそ申すべかりしに、昔天暦の御時元方の民部卿の女の御息所、一の御子廣平親王をうみ奉る、九條殿の女御參り給ひて、第二の皇子（冷泉にまします）いでき給ひし比より惡靈になりて、このみこも邪氣にやまされましき、花山院俄に世を遁れ、三條院の御目のくらく、この東宮のかく自退き給ひぬるも怨靈の故なりとぞ、圓融も一腹の御弟におはしませど、これまではなやまし申さゞりけるも、然るべき繼躰の御運ましましけるにこそ、東宮退き給ひしかは、この天皇同母の御弟、敦良親王立ち給ひき、天皇も御子なくて、かの東宮の御末に繼躰せさせ給ひける、天下を治め給ふ事二十年、二十九歳おましく、き、

第六十九代第三十七世後朱雀院、諱は、敦良、後一條同母の弟なり、丙子の年即位、丁丑に改元、天皇賢明にましく、けるとぞ、されどその比勢柄權を恣にせら

れしかば、御政の跡きこえず、無念なる事にや、長久の比、内裏に火ありて神鏡や
け給ふ、猶靈光を現し給ひければ、その灰をあつめて安置せられき、天下を治め
給ふ事九年、三十七歳おはしまし〳〵き、

第七十代後冷泉院、諱は親仁、御朱雀第一の子、御母は贈皇太后藤原の嬉子、本は倘侍
攝政道長の大臣第三の女なり、乙酉の年即位、丙戌に改元、この御代の末つ方、世
の中やすからず聞えき、陸奥にも貞任宗任など云ひし者、國を亂しければ、源頼
義に仰せて追討せらる、頼義陸奥の守に任じ、鎭守府の將軍を兼ぬ、かの家鎭守府將軍に任ずる始なり、曾祖父經基は征東副將軍たりき、十二年有り
てなん志づめ侍りける、この君の御子ましまさゞりしうへ、後朱雀の遺詔にて、
後三條東宮に居給へりしかば、繼躰はかねてより定まりけるにこそ、天下を治
め給ふ事二十三年、四十四歳おはしまし〳〵き、

長久の比云々○帝王編年記に、長久元年九月十日、皇居寢殿燒亡、神鏡爲二灰燼一と見ゆ、

乙酉○寛德二年なり　丙戌に改元○永承と改元す　陸奥にも○陸奥本陸奥のに作る、今花山院以下の諸本に從ふ、　十二年ありて云々○扶桑略記に、康平七年四三月、伊豫守源頼義從二陸奥一發洛、卒後節二之後一全經二十一箇年一歸來とあり、

准后源親房撰　佐伯有義校訂標註

三木五百枝

内藤耻叟校閱

第七十一代第三十八世後三條院、諱は尊仁、後朱雀第二の御子、御母は中宮禎子
内親王、陽明門院と申す　三條院の皇女なり、後朱雀の御素意にて太弟に立ち給ひき、又三
條の御末をも受け給へり、昔もかゝるためし侍りき、兩流を内外に受け給ひて、
繼體の主となりまし〳〵き、戊申の年即位、己酉に改元、この天皇東宮にて久し
くおはしましければ、志づかに和漢の文、顯密の教までも、闇からず知らせたま
ふ、詩歌の御製もあまた人の口に侍るめり、後冷泉の末さま、世の中あれて、民間
の愁ありき、四月より位に居給ひしかば、未だ秋のをさめにも及ばぬに、世の中
のなほりにける、有德の君にてもましまし〳〵けるとぞ申し傳へ侍る、始めて記錄所
と云ふ所を置かれて、國々の衰へたる事をなほされき、延喜天曆より以來には、
誠に賢き御事なりけんかし、天下を治め給ふ事四年、太子に讓りて尊號あり、後

後朱雀の御素意にて云々○扶桑略記に、後朱雀天皇覺德二年正月十六日癸酉、天皇讓二位於皇太子親王一同日第二皇子尊仁親王立二皇太子一、年十二歳とあり、昔もかゝるためし侍りき○欽明は繼體の嫡子にて、母は手白香皇女、仁賢の女也、故に繼體には子に當り、仁賢には孫に當る也、後三條院も後朱雀院には子に當り、三條院には孫に當らせらるる也、　戊申○治暦四年なり　己酉に改元○延久と改元す　記錄所○天下の訴訟を決斷する所なり、上卿、辨、職事、寄人等の官人あり、宣旨に依りて其事を行ふ、

に出家せさせたまふ、この御時よりぞ、執柄の權をおさへられて、君の御みづから政をしらせ給ふ事にかへり侍りにし、されどその頃までも、讓國の後、院中にて政務ありとは見えず、四十歳おましく〳〵き、

第七十二代第三十九世白河院、諱は貞仁、後三條第一の子、御母は贈皇太后藤原の茂子、贈太政大臣能信の女實は中納言公成の女なり、壬子の年即位、甲寅に改元、古の跡をおこされて、野の行幸などもあり、又白河に法勝寺をたて、九重の塔婆なども、昔の御願の寺々にも超え、ためしなき程にぞ造りとゝのへさせ給ひける、この後代毎にうちつゞき、御願寺をたてられしを、造寺熾盛の謗ありき、造作のために諸國の重任など云ふ事多くなりて、受領の功課もたゞしからず、封戸庄園あまたよせおかれて、誠に國の費とこそなり侍りにしか、天下を治め給ふ事十四年、太子に讓りて尊號あり、世の政を始めて院中にて御一期はすごさせましく〳〵き、おりゐにて出家せさせ給ひても、猶そのまゝにて御一期はすごさせましく〳〵き、おりゐにて世をおさへ給ふ事、昔はなかりしなり、孝謙脫屣の後にぞ、廢帝は位に居給ふばかりと見えたれど、古代の事なれば慥ならず、嵯峨淸和宇多の天皇も、たゞ讓

壬子○延久四年なり　甲寅に改元○承保と改元す

野の御幸○帝王編年記に、承保三年十月廿四日、行三幸大非河（原）と見ゆ　嵯峨野云々とあり、野とは嵯峨野をさす、

諸國の重任○國司の任期は四年なるを、國用を補助すれば其功によりて重ねて任ぜらるゝをいふ、この御代に定任者三十餘國ありきといふ、

受領の功課云々○受領とは國司をいふ、國用不足なりしかば、させる功勞才能なき者も貲用だに奉れば、父子三四人同時に、國司に任せられしもの也、もありき、國司等功課の法委しくは功課令に見えたり、

院宣廳の御下文○院宣とは上皇の宣旨なり、廳とは院の廳にて上皇の政務を行ふ所なり、大別當執事、牛車、判官代、主典代等の官人あり、

坊の御時○坊とは東宮をいふ

りてのかせ給ふ、圓融の御時は、やう〳〵ましませ給ふ事もありしにや、院の御前にて攝政兼家の大臣承りて、源の時仲の朝臣を參議になされたりとて、小野宮の實資の大臣などは、傾け申されけるとぞ、されは上皇ましませど、主上をさなくおはしますに、偏に執柄の政なりき、宇治の大臣の世となりては、三代の君の執政にて、五十餘年權を專にせらる、先代には關白の後は、如在の禮にて有りしに、餘りなる程に成りにければにや、後三條院坊の御時より、あしざまに思しめす由聞えて、御中らひ惡しくて、あやふみ思し召す程の事になむありける、踐祚の時即ち關白をやめて宇治にこもられぬ、弟の二條の教通の大臣關白せられしが、殊の外にその權もなくおはしき、まして此の御代には、院にて政をきかせ給へば、執柄はたゞ職に備はりたるばかりになりぬ、されどこれより又古き姿は一變するにや侍りけん、執柄世を行はれしかど、宣旨官符にてこそ、天下の事は施行せられしに、この御時より、院宣廳の御下文を重くせられしによりて、在位の君又位に備はり給へるばかりなり、世の末になれる姿なるべきにや、又城南の鳥羽と云ふ所に離宮を立て、土木の大なる營有りき、昔はおりゐの君は、朱

雀院にまします、これを後院と云ふ、又冷然院にも（然の字火事のはゐかりありて、泉の字に改む、おはしけるに、かの所々にはすませ給はず、白河より後には、鳥羽殿を以て、上皇御座の本所とは定められにけり、御子堀河の御門、御孫鳥羽の御門、御曾孫崇徳の御在位まで、四十餘年（在位にて十四年、院中にて四十三年、）世をまらせ給ひしかば、院中の禮など云ふ事も、これよりぞ定まりにける、すべて御心のまゝに久しくたもたせ給ひし御代なり、七十七歳おましく、き、

第七十三代第四十世堀河院、諱は善仁（よしひと）、白河第二の子、御母は中宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實の大臣の猶子なり、丙寅の年即位、丁卯に改元、この御門和漢のオましく、けり、殊に管絃郢曲（えいきょく）舞樂のかた明らかにましま す、神樂の曲など は、今の世まで地下に傳へたるもこの御說なり、天下を治め給ふ事二十一年、二十九歳おましく、き、

第七十四代第四十一世鳥羽院、諱は宗仁（むねひと）、堀河第一の子、御母は贈皇太后藤原の茨子、贈太政大臣實季の女なり、丁亥の年即位、戊子に改元、天下を治め給ふ事十六年、太子に讓りて尊號あり、白河世をまらせ給ひしかば、新院とて所々の御幸

四寅〇應德三年なり
丁卯に改元〇寬治と改元す
神樂の曲云々〇續古事談に、天皇伶人助忠より神樂の歌をうけ給ひしが、近方に數へ給ひし由見えたれば、それより傳はれるにや、

丁亥〇嘉承二年なり
戊子に改元〇天仁と改元す

雪見の御幸の日云々〇榮花世繼に、そのゝちいづれのとしにか侍りけん、雪の御幸せさせ給ひしに云々、四山舟岡のかた御覽じめぐりて一つ御車にたてまつりて、新院御直衣に紅のうち衣いださせ給ひて、御馬に乘りけるこそいとめづらしく、みにもかゝまほしく侍りけれさあり、百錬抄に、大治元年十二月の事とす、

二十餘年〇陵安本頗從本二十四年に作る、今花山院自山の二本及び其他の諸本に從ふ、

癸卯〇保安四年なり
甲辰に改元〇天治と改元す
戊申〇大治三年なり

にも、同じ御車にてありき、雪見の御幸の日、御烏帽子直衣に深沓をめし、御馬にて本院の御車のさきにまし〳〵ける、世にめづらかなる事なれば、こぞりて見奉りき、昔弘仁の太上皇、嵯峨の院に遷らせ給ひし日にや、御馬にて都より出でさせまして、宮城の內をも通らせ給へりと云ふ事見え侍りし、かやうの例にやありけん、御容儀目出度まし〳〵けれは、さらをも好ませ給ひけるにや、裝束のことはくなり、烏帽子の額なんど云ふ事も、その比より出來にき、花園の有仁の大臣、又容儀有る人にて、仰せ合せて、上下同じ風になりにけるとぞ申すめる、白河院かくれ給ひて後、政を知らせ給ふ、御孫ながら御子の義なれは、重服を着させ給ひけり、これも院中にて二十餘年、其間に御出家ありしかど、猶世をまらせ給ひき、されば院中の古きためしには、白河鳥羽の二代を申し侍るなり、五十四歳おましく、き、

第七十五代崇德院、諱は顯仁（あきひと）、鳥羽第二の子、御母は中宮藤原の璋子（待賢門院と申す）、入道大納言公實の女なり、癸卯の年即位、甲辰に改元、五年戊申の年、宋の欽宗皇帝靖康三年に當る、宋の政亂れしより、北狄の金國起りて、上皇徽宗並びに欽宗をと

りて北に歸りぬ、皇弟高宗江をわたりて、杭州と云ふ所に、都を立てゝ行在所とす、南渡といひしはこれなり、この天皇天下を治め給ふ事十八年、上皇と御中ら生御ひ心よからずして志りぞかせ給ひき、保元に事ありて、御出家ありしが、讃岐の國にうつされたまふ、四十六歳おはしまし〳〵き、

第七十六代近衛院、諱は體仁（なりひと）鳥羽第八の子、御母は皇后藤原得子（美福門院と申す）贈左大臣長實の女なり、辛酉の年即位、壬戌に改元、天下を治め給ふ事十四年、十七歳にて世を早くさましく〳〵き、

第七十七代第四十二世後白河院、諱は雅仁（まさひと）、鳥羽第四の子、崇徳同母の御弟なり、近衛は鳥羽の上皇鍾愛の御子なりしに、早世しまし〳〵ぬ、崇徳の御子重仁の親王つがせ給ふべかりしに、本より御中心よからでやみぬ、上皇思し召しわづらひけれど、この御門たゝせ給ふ、立太子もなくて、直に居させ給ふ、今はこの御末のみこそ繼體し給へば、然るべき天命とぞ覺え侍る、乙亥の年即位、丙子に改元、年號を保元といふ、鳥羽晏駕ありしかば、天下をさらせ給ふ、左大臣頼長と聞えしは、知足院の入道關白忠實の次郎なり、法性寺關白忠通の大臣、この大臣の

上皇と御中らひ云々○鳥羽上皇美福門院の所生御ちの近衛を位につけんがために、崇徳をして強ひて位を讓らしめ給ひしをいふ○讃岐の國に移され給ふ○永治元年也、二條院の長寛二年讃岐に崩す、

辛酉○永治元年也、壬戌に改元○庚治と改元す

乙亥○久壽二年なり　父親○崩御の事なり

大耶○白山本曾經院本大男に作る、今花山院本及び北德の勝本に從ふ、

藤氏の長者○職原抄に、藤氏長者、攝二攝政關白詔之人、爲二其仁一仍則不レ及二宣下一也、但宇治左大臣賴長公非二攝關一爲二長者一宣下之例初二於此一乎と見えたり、

父の法皇○鳥羽法皇也、保元元年七月二日崩ず、上皇白河の大炊殿に遷り給ひしは同月十日也、

西山の方に遷れ○如意山に遷れ給ふをいふ

兄にて、和漢の才高くて、久しく執柄にて仕へられき、この大臣も漢才は高く聞えしかど、本性あしくおはしけるとぞ、父の愛子にて、よこさまに申し請けられければ、關白をはおきながら藤氏の長者になり、内覽の宣旨を蒙らる、長者の他人にわたる事、攝政關白始まりてはその例なし、内覽は昔醍醐の御代の始めつかた、本院の大臣と菅家と政をたすけられし時、相並びてその號ありきと申すめれど、本院も關白にはあらず、その例違ふにや、兄の大臣は本性おだやかにおはしけれは、思ひいれぬ樣にてぞ過ぐされける、近衛の御門かくれ給ひし比より、内覽をやめられたりしに、恨をも含み、おほ方天下を我まゝにとはからはれけるにや、崇徳の上皇を申し勸めて、世を亂らる、父の法皇晏駕の後、七ヶ日ばかりやありけん、忠孝の道かけにける事と見えたり、法皇もかねて悟らせ給ひしにや、平清盛源義朝等に召し仰せて、内裏を守り奉るべき由、勅命ありきとぞ、上皇鳥羽より出で給ひて、白河の大炊殿と云ふ所にて、既に兵を集められけれは、清盛義朝等に勅して、上皇の宮をせめらる、官軍勝にのれりしかば、上皇は西山の方に遷れ、左大臣は流矢に當りて、奈良坂の邊までおちゆかれけるが、終に

害死せられぬ、上皇御出家ありぉかど、猶讃岐に遷され給ふ、大臣の子共國々へ遣さる、武士共も多く誅にふしぬ、その中に源の爲義と聞えしは、義朝の父なり、師長の子維長を土佐へ、隆長を伊豆へ、長範を安房へ流す由見えたり、武士共も多く誅にふしぬ○平家弘、源爲義、平忠正以下七十餘人を誅したるなり云ふ、御志○御恐くは皆ならん

大臣の子共國々へ遣さる○帝王紹運圖に、頼長の子維長を出雲へ、師長を土佐へ、隆長を伊豆へ、長範を安房へ流す由見えたり、

奈良坂の戰○嵯峨天皇弘仁元年仲侍從子の亂ありふ

都○類從本朝に作る

藤家の儒門より出でたり○通憲は、山非三位永頼卿五代の孫藤原貿孫の子也、實孫は文章博士なり故にしかいふ、

大内は云々○大内の遺營は保元二年十月なりたえたる公事云々○保元物語に、内裏相撲の節久しく絶えたる迹を興し、時歟管絃の遊折にふれて相催すと見えたり、

あはせ給ひしこそ淺猿けれ、五代の帝の父祖にて、六十六歳おまし〳〵き、第七十八代二條院、諱は守仁、後白河の太子、御母は贈皇太后藤原の懿子、贈太政大臣經實の女なり、戊寅の年即位、己卯に改元、年號を平治と云ふ、右衛門督藤原の信頼と云ふ人あり、上皇いみじく寵せさせ給ひて、天下の事をさへきかせらるゝまでなりにければ、おごりの心も崩して、近衛の大將を望み申しゝを、通憲法師諫め申してやみぬ、その時源義朝朝臣が清盛朝臣におさへられて、恨を含めりけるを相語らひて、叛逆を思ひ企てけり、保元の亂には、義朝が功高く侍りけれど、清盛は通憲法師が緣者になりて、殊の外にめしつかはる、通憲法師清盛等を失ひて、世を恣にせんとぞはからひける、清盛熊野にまうでける隙を窺ひて、まづ上皇御座の三條殿と云ふ所をやきて、大内に遷し申し、主上をも傍に押籠め奉る、通憲法師遁れがたくやありけん、自失せぬ、その子ども頓て國々へ流し遣す、通憲も才學あり、心もさかしかりけれど、已か非をさり未萌の禍を防くまでの智分やかけたりけん、信頼が非をは諫め申しけれど、わが子共は顯職顯官に登り、近衛次將などにさへなし、參議以上にあがるもありき、かくて失せに

近衛の大將を望み云々○平治物語に、或時信西に向ひて上臈何なりは、信頼か大將を望み申すは如何云々、信西申しけるは云々、信頼なども身を以て大將をかけがさば彌奢を究めて謀逆の臣さなり、天の爲に亡され候はんこと不便に思召れでは候へきさありなほ上皇元もなりさも思召されざりしかば、信西庶の安縣山が奢れる圖なりさて奉りし由見えたり、

通憲法師が緣者○通憲の子成範清盛の女を娶る、故に緣者さいふ、

清盛熊野にまうでける云々○百練抄に、平治元年十二月九日夜、右衛門督信頼頼朝前下野守義朝等謀反云々さあり、

彼に押籠め奉る○黒戸御所に押籠め奉りし也

國々へ流し遣す○通憲

の子俊寛を越後、成經を下野、康賴を隱岐、長賴を阿波、其外親子を諸國に配流せらる、

我子共は顯職顯官に登りぬ○北子俊寛に後れ、成經は近衛中將長賴は少將、康賴は右中辨などなりき、

心がはりする人々あり○藤原經宗惟方帝を勸めて清盛が六波羅の邸へ潛幸せさせ參り、藤原成賴上皇を勸めて仁和寺に潛幸せさせ參りし也、主上は共に清盛が第へ行幸せられしにはあらざる也、

石碏と云ふ人云々○左傳に、魯隱公四年九月、衛人使二右宰醜一殺二州吁于濮一、石碏使二其宰渠伯糾一殺二石厚于陳一、碏子曰、石碏純臣也、愛二州吁一而厚與焉、大義滅親、殺其愛之謂乎、州吁は其父を弑せし者なり、石厚は石碏の子にて州吁の友なりき、

尾張の國にてうたれぬ○尾張國智多郡野間内海なる長田が家にて、莊司忠致等謀計を以て之を殺す、時に平治元年十二月廿九日なり、

しかば、これも天意に違ふ所ありといふ事は疑ひなし、清盛この事を聞き道よりのぼりぬ、信賴語らひ置きける近臣等の中に、心がはりする人々ありて、主上上皇をしのびて出だし奉り、清盛が家に遷し申してけり、則ち信賴義朝等を追討せらる、程なく打ちかちぬ、信賴はとらはれて首をきらる、義朝は東國へ心ざして遁れしかど、尾張の國にてうたれぬ、その首を梟せられにき、義朝重代の兵たりし上、保元の勳功すてられがたく侍りしに、父の首をきらせたりし事、大なる科なり、古今にもきかず、和漢にも例なし、勳功に申し替ふるとも、自退くとも、などか父を申したすくる道なかるべき、名行かけはてにければ、いかでか終にその身を全くすべき、滅びぬる事は天の理なり、凡かゝる事は、その身の科は討せらるゝ

譲國の事ありき、御元服などもなくて、十三歳にて世を早くしまし〳〵き、

第八十代第四十三世高倉院、諱は憲仁、後白河第五の御子、御母は皇后平の滋子、

建春門院と申す　贈左大臣時信の女なり、戊子の年即位、巳丑に改元、上皇天下を知らせ給ふ事もとの如し、清盛權を專にせし事は、殊更にこの御代の事なり、その女德子入内して女御とす、即ち立后ありき、末つ方やう〳〵所々に反亂の聞えあり、清盛一家非分のわざ、天意に背きけるにこそ、嫡子內大臣重盛は心はへさかしくて、父の惡行なども諫め留めけるさへ世を早くしぬ、彌おごりを極め權を恣にす、時の執柄にて菩提院の關白基房の大臣おはせしも、中らひ宜しからぬ事ありて、太宰の權帥に遷して配流せらる、妙音院の師長の大臣も、京中を出ださる、その外に罪せらるゝ人多かりき、從三位源賴政といひし者、院の御子以仁の王とて、元服はありしかど、親王の宣旨などだになくて、傍なる宮におはせしを、勸め申して、國々にある源氏の武士等に相觸れて、平氏を失はんとはかりけり、事顯れて、皇子も失はれ給ひぬ、賴政も亡びぬ、かゝれどそれより亂れそめてけり、義朝朝臣が子賴朝　前右兵衛佐從五位下、平治の比六位の藏人たりしが、信賴事を起しける時に任官すとぞ、平治の亂に死罪を申しなだむる人ありて、伊豆の國に配流せられて、多くの年を送りしが、以仁の王の密旨をうけ給はり、院よりも忍びて仰せつかはす道ありければ、東國をすゝめて義兵をおこしぬ、清盛いよ〳〵惡行をのみなしければ、主上深く歎かせ給ふ、俄に遜位の事ありしも、世を厭はせましける故とぞ、天下を治め給ふ事十二年、世の中の御祈にや、平家の取分けあがめ申す神なりければ、安藝の嚴島になん參らせ給ひける、この御門御心はへもめでたく、孝行の御志も深かりき、管絃の方も勝れておはしましけり、尊號ありて程なく世を早くし給ふ、二十一歳おはしき、

第八十一代安德天皇、諱は言仁、高倉第一の子、御母は中宮平德子、建禮門院と申す　太政大臣清盛が女なり、庚子の年即位、辛丑に改元、法皇猶世をしらせ給ふ、平氏はいよ〳〵おごりをなし、諸國は既に亂れぬ、都をさへ遷すべしと云ひて、攝津國福原に、行幸せさせ申しけり、法皇上皇も同じくうつし奉る、人の恨多く聞えければにや、かへし奉る、幾程なく清盛かくれて、次男宗盛その跡をつぎぬ、世の亂をも顧ず、內大臣に任ず、天性父にも兄にも及ばざりける

伊豆の國に配流○永暦元年なり

義兵を起しぬ○賴朝治承四年八月兵を伊豆に擧く

嚴島○遷宮式に、安藝國佐伯郡伊都伎島神社とあり、御心ばへも云々○仕丁の紅葉を燒きて酒を盜めしを許し、下﨟の朝服を盜まれしを憐み與へられしなどを云ふ、

庚子○治承四年也　辛丑に改元○養和と改元す

女御○後宮職員令に、妃二員、右四階以上、夫人三員、右三位以上とある、妃夫人に當る程なるをば、中昔より女御といへり、

世を早くしぬ○治承三年八月、重盛薨ず年四十二、

基房○承安二年關白となり、治承三年關白を止められ、大納言源資賢以下法皇に近親ずる者三十九人の官職を解く、

以仁の王○院第二の御子、治承四年賴政以仁王を奉じて兵をあげ清盛を討つ、同年五月宇治河に戰ひ、軍敗れて皇子は失はれ給ひ、賴政は亡びぬ、

師長○安元三年太政大臣に任ず、治承三年官を解れ尾張に流さる、此外權大納言源資賢以下法皇に近親ずる者三十九人の官職を解く、

戊子○仁安三年なり　己丑に改元○嘉應と改元す

にや、威望もいつしか衰へ、東國の軍既にこはくなりて、平氏の軍所々にて利を失ひけるとぞ、法皇忍びて比叡山に登らせ給ふ、平氏力を落し、主上を勸め申して、西海に沒落す、中三年計りありて、平氏悉く滅亡す、清盛が後室從二位平の時子といひし人、この君を抱き奉り、神璽を懷にし、寶劍を腰にさしはさみて、海中にいりぬ、淺猿かりし亂世也、天下を治め給ふ事三年、八歲おはし〳〵き、遺詔等の沙汰なければにや、天皇と稱し申す也、

第八十二代第四十四世後鳥羽院、諱は尊成（たかひら）、高倉第四の子、御母は七條院藤原殖子　先代の母儀多くは后宮、さらぬは贈后なり、院號有りしは皆先立后の後の定なり、此の七條院立后なくて院號の初なり、但まづ准后の勅あり、入道修理太夫信隆の女なり、先帝西海に臨幸ありしかど、祖父法皇の御世なりしかは、都はかはらず、即ち受禪の儀あり、翌年甲辰に當る年四月に改元、七月に即位、この同胞に高倉

甲辰に當る年四月に改元○甲辰は壽永三年也、即ち元暦と改元

皆先○慶安鎭從二本皆先のに作る、今花山院以下の點本に從ふ、

先帝○安德天皇也

四海に沒落す○百錬抄に、壽永二年七月廿五日、平家緣坐前內大臣已下率し奉出三奔四海一とあり、

平氏悉く滅亡す○壽永四年即文治二年、長門の壇浦にて滅亡す、

天皇と稱し申すなり○文治三年夏四月誕を奉りて安德天皇と申す

高倉の第三の御子○三類從本二に作る

內侍所神璽は云々○百錬抄に、文治元年四月二十五日戊寅內侍所劍璽自二鳥羽一入御云々と見えたり、

寶の御座の御劍云々○寶劍に擬せられしは、壽永元年三月なり、

神宮の御告にて云々○禁秘御抄に、土御門院御圖位の時夢想ありて、伊勢より之を遣る由見えたり、

天德年中○天德四年九月なり

長久年中○長久元年九月なり

の第三の御子なし〳〵おかども、法皇この君を撰び定め申し給ひけるとぞ、先帝三種の神器を相具せさせ給ひし故に、踐祚の初の違例に侍りしかども、法皇國の本主にて正統の位を傳へまします、皇大神宮熟田の神、明かに守らせ給ふ事なれば、天位つゝがましまさず、平氏滅びて後、內侍所神璽は返りいらせ給ふ、寶劍は終に海に沈みてみえず、そのころほひは、晝の御座の御劍を、寶劍に擬せられたりしが、神宮の御告にて、神劍を奉らせ給ひしによりて、近比までの御守なりき、三種の神器の事は、所々に申し侍りしかども、まづ內侍所にましますは、崇神の御代の鏡と申す、正躰は皇大神宮にいはひ奉る、內侍所にましますは、崇神の御代に鑄替へられたりし御鏡なり、村上の御時天德年中に火事にあひ給ふ、それまでは圓規かけましまさず、後朱雀の御時長久年中、かさねて火ありしに、灰燼の中より光をさゝせ給ひけるを、納めてぞ崇め奉られける、されど正躰い恙なくて、萬代の宗廟にまします、寶劍も正躰は天の叢雲の劍（後に草薙といふ）と申すは、熱田の神宮にいはひ奉る、西海に沈みしハ、崇神の御代に同じくつくりかへられし劍なり、うせぬる事は末世のおろしにやと恨めしけれど、熱田の神あらたなる御

事なり、昔新羅國より道行と云ふ法師來りて云々○日本書紀に、天智天皇七年、高麗沙門道行獻三草藥一劒一領一弓幷甲冑一領一弓幷甲冑一領一弓幷甲冑

東大寺の再建は、建久元年より始めて同六年に終る、

還れて京上しけり○建久六年三月四日なり

承久に改ありて云々○承久三年七月鳥羽離宮に於て御出家、同十三日隠岐國へ遷し奉り、應元元年二月彼國にて崩ず、

戊午○建久九年也　己未に改元○正治と改元す

立太子までもあらぬさまになりにき○皇弟を位に即け奉らせられしかば、皇子を太子に立てまゐらせ給ふ事もならぬ歟を云ふ、

玉石共にこがれて云々○承久三年閏十月十日土佐國に遷し奉り、後に阿波國に渡し奉る、寛喜三年十一月十一日阿波にて崩御、

りにき、平氏の亂に南都の東大寺興福寺やけにしを、東大寺をは、俊乘といふ上人勸め立てければ、公家にも委任せられ、賴朝も深く隨喜して、程なく再興す、供養の儀も古き跡を尋ねて行はれけり、有りがたき事にや、賴朝も重ねて京上りしけり、且は結緣のため、且は警固のためなりき、法皇かくれさせ給ひて、主上世をしらせ給ふ、すべて天下を治め給ふ事十五年、太子に讓りて尊號例の如し、院中にて又二十餘年しらせ給ひしが、承久に事ありて御出家、隱岐の國にてかくれ給ひぬ、六十一歲おはしまし〳〵き、

第八十三代第四十五世土御門院、諱は爲仁、後鳥羽の太子、御母は承明門院源の在子、內大臣通親の女也、父の御門の例にて、親王の宣下なし、立太子の儀はかりにて則ち踐祚あり、戊午の年即位、己未に改元、天下を治め給ふ事十二年、太弟に讓りて尊號例の如し、上皇鍾愛にうつされましけるにや、程なく讓國あり、立太子までもせ給ひしに、この御門ましましけるに、時の至らぬ事をしらせ給ひけれはにや、さあらぬさまになりにき、承久の亂に、時の至らぬ事をしらせ給ひけれはにや、さま〴〵諫めまし〳〵けれども、事破れにしかは、玉石共にこがれて、阿波の國に

第三の子○白山本第二の子に作る、

庚午○承元四年也　辛未に改元○建曆と改元す

實朝○建保六年正月權大納言に任ず、同三月左近衛大將を兼ね、同年十二月右大臣に任す、同七年正月鶴岡八幡宮拜賀の時、公曉に殺さる、

外戚につゞきて○藤原公經、賴朝の妹の夫藤原能保が女を娶る、道家公經の女を娶れて賴經をうむ、其子○賴經を云ふ

佐渡國にうつされ給ふ○承久三年七月廿一日佐渡に移され給ひ、仁治三年九月十二日彼國にて崩ず、

廢帝○承久三年四月廿日受禪、七月八日踐祚奉る、大嘗會未だ行れずして退ぎ給ひし故に、世に半帝と稱し奉る、文歷元年五月崩御、明治三年七月二十三日謚を奉りて仲恭天皇と申す、

てかくれさせ給ふ、三十七歲おはしまし〳〵き、

第八十四代順德院、諱は守成、後鳥羽第三の子、御母は修明門院藤原の重子、贈左大臣範季の女也、庚午の年即位、辛未に改元、この御時征夷大將軍賴朝の次郎實朝、右大臣左大將までなりにしが、兄左衞門督賴家が子に公曉といひける法師に殺されぬ、又續き人なくて、賴朝が跡は長く絕えにき、賴朝が後室に從二位平の政子とて、時政と云ふものゝ女なりし、東國の事をは行ひき、その弟義時兵權をとりしが、上皇の御子を下し申して、仰き奉るべき由奏しけれど、不許にやありけん、九條の攝政道家の大臣は、賴朝の時より外戚につゞきて好みおはしければ、その子を下して扶持せ申しけり、大方の事は義時がまゝになりにき、天下を治め給ふ事十一年、讓國ありしが、事亂れて佐渡の國にうつされ給ふ、四十六歲おはしまし〳〵き、

廢帝諱は懷成、順德の太子、御母は東一條院藤原の光子、故攝政太政大臣良經の女なり、承久三年春の比より、上皇思し召し立つ事ありけれは、俄に讓國し給ふ、順德御身を輕めて、合戰の事をも、ひとつ御心にせさせ給はん御謀にや、新主に

譲位ありしかど、即位登壇までもおくて、軍敗れしかは、外舅攝政道家の大臣の九條の亭へ遁れさせ給ふ、三種の神器をは閑院の内裏に捨て置かれにき、譲位の後七十七ヶ日の間、暫く神器を傳へ給ひしかども、日嗣には加へ奉らず、飯豐の天皇の例になぞらへ申すべきにこそ、元服などもなくて、十七歳にてかくれ ましますに、扨もその世の亂を思ふに、誠に末の世には迷ふ心もありぬべく、又下の上をしのぐ端ともなりぬべし、そのいはれをよく辨へらるべき事に侍り、頼朝勳功は昔より類なき程なれど、偏に天下を掌にせしかは、君としてやすからず思し召しけるも理なり、況やその跡絶えて、後室の尼公陪臣の義時が世になりぬれは、かれの跡を創りて、御心のまゝにせらるべしと云ふも、一往のいひなきにあらず、然れ共白河鳥羽の御代のころより、政道の古き姿やう〳〵衰へ、後白河の御時、兵革起りて姦臣世を亂り、天下の民殆塗炭に落ちにき、頼朝一臂を振ひてうの亂を平けたり、王室は古きにかへるまでなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ、上下堵をやすくし、東より西よりその徳に服せしかは、實朝なくなりても、背く者ありとは聞えず、これにもまさる程の徳政な

享○慶安本第に作る

仮物天皇○押鏡皇子の女、仁賢顯宗の姉にます、在位久しからざりし故に日嗣に數へ奉らざるなり、まします○白山本まし〳〵ぬに作る

後室の尼公○頼朝の妻平の政子なり

くして、いかでたやすく覆へさるべき、たとひ又失はれぬべくとも、民やすかるまじくは、上天よもくみし給はじ、次に王者の軍と云ふは、科有るを討じて、疵なきをはほろぼさず、頼朝高官に昇り、守護の職を給ふ、これ皆法皇の勅裁也、私に盗めりとは定めがたし、後室その跡を計らひ、義時久しく彼が權をとりて、人望に背かざりしかは、下には未だ疵ありといふべからず、一往のいはれ計にて追討せられんは、上の御科とや申すべき、謀叛起したる朝敵の利を得たるには、比量せられがたし、かゝれば時の至らず、天のゆるさぬ事は疑ひなし、但下の上を剋するは、極めたる非道なり、終にはなどか皇化にまつろはざるべき、先誠の徳政を行はれ、朝威をたて、かれを剋する計の道ありて、その上の事とぞ覺え侍る、且は世の治亂の姿をも、能くかゞみしらせ給ひて、私の御心なくは、干戈を動かさるゝか、弓矢を治めらるゝか、天の命に任せ、人の望に隨はせ給ふべかりし事にや、終にしては繼躰の道も正路に歸り、御子孫の世に、一統の聖運を開かれぬれは、御本意の未だ達せぬにはあらず、されど一旦もしづませ給ひしこそ口惜しく侍れ、

動かさるゝか○花山院本及び青蓮院本動かさいるかに作る、今白山本等に從ふ、繼躰の道も正に歸り云々○後堀河四條の二代を經、終に土御門の御子御隱岐位につき給ひし事を云ふ、

茂仁の明、花園院宸記による、

入道親王○守貞親王を云ふ、入道親王とは親王の宣下ありて後に佛の道に入られたるを云ふ、また佛の道に入りて後親王の宣下あるをは法親王と名付く

堯壁の太子○天武の太子なり

淡路の帝○淳仁也

舍人の親王○天武の皇子也

施基の王子○天智の皇子也

早良の廢太子○光仁の皇子桓武の太弟なり、

小一條院○三條の皇子敦明親王なり、母は皇后藤原娀子、小一條左大將濟時の女なり、

辛巳○承久三年なり

壬午に改元○貞應と改元す

壬辰○貞永元年なり

癸巳に改元○天福と改元す

在土御門子―通子―後嵯峨
通親―宗通―通子

第八十五代後堀河院、諱は茂仁、二品守貞親王（後に後高倉院と申す）第三の子、御母は北白河院藤原の陳子、入道中納言基家の女なり、入道親王は高倉第三の御子、後鳥羽同胞の御兄、後白河の御撰よもれ給ひし御事なり、承久の事ありて、御鳥羽の御流の外、この御子ならでは、皇胤ましまさず、依てこの孫王を天位につけ奉り、入道親王尊號ありて、太上皇と申して、世をしらせ給ふ、追號の例は、文武の御父草壁の太子を、長岡天皇と申し、淡路の帝の御父舍人の親王を、盡敬天皇と申す、光仁の御父施基の王子を、田原天皇と申す、早良の廢太子は、怨靈をやすめられんとて、崇道天皇の號をおくらる、院號ありし事は、小一條院ぞましける、この天皇辛巳の年即位、壬午に改元、天下を治め給ふ事十一年、太子に讓りて尊號例の如し、暫く政をしらせ給ひしが、二十一歳にて世を早くしおまし〳〵き、

第八十六代四條院、諱は秀仁、後堀河の太子、御母藻壁門院藤原の蔭子、攝政左大臣道家の女なり、壬辰の年即位、癸巳に改元例の如し、一年計有りて、上皇かくれ給ひしかば、外祖にて道家の大臣王室の權をとりて、昔の執政の如くにぞありし、東國に仲ぎし征夷大將軍賴經もこの大臣の胤子なれば、文武一つにて權勢おはしけりとぞ、天下を治め給ふ事十年、俄に世を早くし給ふ、十二歳おましまし き、

第八十七代第四十六世後嵯峨院、諱は邦仁、土御門院第二の御子、御母は贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、內大臣通親の孫女なり、この御門承久の亂ありし時、二歳にならせ給ひけり、通親大臣の四男大納言通方は、父の院にも御傍親、贈皇后にも御ゆかりなりしかば、收養し申して、隱し置き奉りき、十八の御年にや、大納言さへ世を早くせしかばいとど無賴になり給ひて、御祖母承明門院になんうつろひまし〳〵ける、廿二歳の御年春正月十日、四條院俄に晏駕、皇胤もなし、連枝の御子もましまさず、順德院ぞ未だ佐渡におはしましけるが、御子達もあまた都に留まり給ひし、入道攝政道家の大臣、かの御子の外家におはせしかば、この御流を天位につけ奉り、もとのまゝに世をしらんと思はれけるにや、その趣を仰せ遣しけれど、鎌倉の義時が子泰時計らひ申して、この君をする奉りぬ、誠に天命なり正理也、土御門院御兄にて、御心ばへもおだしく、孝行も深く聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代りて、計らひ申しけるも理なり、大方泰

土御門院御兄にて○土御門は順德の御兄なり、土御門は後鳥羽の太子にましませば、もとより兄のますべき理なし、然るに順從本土御門院の御兄に作るは非なり、

彼御子○順德の御子也、此時位につけ奉らんとせしに忠誠王なりき、

無賴○賴むべき處の人なきなり

本所○領主を云ふ

其政次第のまゝに○大澤本其政の次第に作る七代○鏡時、泰時、經時、時賴、時宗、貞時、師時なり、高時に至りて亡びぬ、ものも○諸本ものに作る今青蘿院本に從ふ、

時心正しく政すなほにして、人をはぐゝみ物におごらず、公家の御事を重くし本所の煩をとゞめしかば、風の前に塵なくして、天の下則ちしづまりき、かくて年代を重ねし事、偏に泰時が力とぞ申し傳ふめる、陪臣として久しく權をとる事は、和漢兩朝に先例なし、その主たりし賴朝すら二世をは過ぎず、義時いかなる果報にかばからざる家業を始めて、兵馬の權をとれりし、ためし稀なる事にや、されど殊なる才德は聞えず、又大名の下に誇る心や有りけん、中二年計ぞ有りし、身まかりしかど、かの泰時相續ぎて德政を先とし、法式を堅くす、己が分をはかるのみならず、親族並びにあらゆる武士までもいましめて、高官高位を望む者なかりき、その政次第のまゝに衰へ、終に滅びぬるは、天命の終る姿なり、七代までたもてることそかれが餘薰なれば、恨むる所なしといひつべし、凡保元平治より以來の亂りがはしさに、賴朝と云ふ人もなく、泰時と云ふものもなからましかば、日本國の人民いかゞなりなまし、このいはれをよくしらぬ人は、故もなく皇威の衰へ、武備のかちにけると思へるは誤りなり、所々に申し侍る事なれど、天日嗣は御讓に任せ、正統に歸らせ給ふにとりて、用意有るべき事の侍るなり、神は人を安くするを本誓とす、天下の萬民は皆神物なり、君は獨くましませど、一人を樂しましめ、萬民を苦しむる事は、天も許さず、神もさいはひせぬいはれなれば、政の可否に隨ひて、御運の通塞あるべしとぞ覺え侍る、まして人臣としては、君を貴び、民を憐み、天にせぐくまり、地にぬきあしし、日月の照すを仰ぎても、心の黑くして、光に當らざらん事をおぢ、雨露の施すをみても、身のたゞしからずして、愚みに漏れん事を顧るべし、朝夕に長田狹田の稻の種をくふも皇恩なり、晝夜生井榮井の水のながれを呑むも神德也、これを思ひも入れず、あるに任せて欲を恣にし、私を先として、公を忘るゝ心あるならば、世に久しき理侍らじ、況や國柄をとる仁に當り、兵權を預る人として、正路を蹈まざらんにおきては、いかでかその運を全くすべき、泰時が昔を思ふには、よく誠ある所有りけんかし、子孫はさほどの心あらじなれど、堅くしける法のまゝに行ひければ、例とするに足らず、わが國は、神明の誓いちじるくして、上下の分定まれは、及ばずながら世をも重ねしにこそ、異朝の事は、亂逆にして紀おきためし多り、然も善惡の報明かに、因果の理空しからず、且は遠からぬ事どもなれは、近代

の得失を見て、將來の鑒誡とせらるべき也、抑この天皇正路に歸りて、日嗣を受け給ひし、先立ちてさま〴〵奇瑞ありき、又土御門院阿波の國にて告文をかゝせまして、石清水の八幡宮に啓白せさせ給ひける、その御本懷末通りにしかば、さま〴〵御願を果されしも、哀れなる御事也、終に繼躰の主として、この御末ならぬはましまさず、壬寅の年即位、癸卯の春改元、御身を愼み給ひければにや、天下を治め給ふ事四年、太子をさなくまし〳〵しかども讓國あり、尊號例の如し、院中にて世をしらせ給ふ、御出家の後もかばらず二十六年ありしかば、白河鳥羽より以來には、おだやかにめでたき御代なるべし、五十三歲おまし〳〵き、

第八十八代後深草院、諱は久仁、後嵯峨第二の子、御母は大宮院藤原の嬉子、太政大臣實氏の女なり、丙午の年四歲にて即位、丁未に改元、天下を治め給ふ事十三年、后腹の長子にてましまし〳〵しかども、御病おはしましければ、同母の御弟恒仁親王を太子に立てゝ、讓國尊號例の如し、伏見の御代にぞ暫く政を知らせ給ひしが、御出家ありて、政務をば主上に讓り申させ給ふ、五十八歲おまし〳〵き、

第八十九代第四十七世龜山院、諱は恒仁、御深草院同母の御弟なり、己未の年即

さま〴〵奇瑞ありき○天皇登て朝に石清水宮に參り通夜默誦せられしに、夢に壇上燈あり、燈臺の影再び改まらんさありき、又四條崩御の後、蒸時勘岡八幡宮に詣で、鬮を探りしに亦協へり、是等をいへるならん、

告文○御願文なり

壬寅○仁治三年なり

癸卯の春改元○寬元と改元す

嬉子○花山院本信子に作り、冷泉院本姞子に作る、

丙午○寬元四年なり

丁未に改元○寬治と改元す

后腹の長子にて云々○後深草は皇后藤原姞子の長子也、

主上○伏見なり

己未○正元元年なり

庚申に改元○文應と改元す

后腹に皇子生れ給ひ○后は、左大臣實雄の女藤原信子也、皇子は世仁親王即後宇多なり、後嵯峨かくれさせ給ひて○後嵯峨は文永九年崩す

大宮院○嬉子なり、後深草の條に見ゆ、

先院○後嵯峨なり

當今○龜山なり

信子○白山本實子に作り、大澤慶安二本並子に作り、類從本姞子に作る、

甲戌○文永十一年なり

乙亥に改元○建治と改元す

大風俄に起りて云々○弘安四年閏七月一日なり

位、庚申に改元、この天皇を繼躰と思し召し置きてけるにや、后腹に皇子生れ給ひしを、御嵯峨とり養ひまして、いつしか太子に立て給ひぬ、後深草院と申しき、の御子も先立ちて生れ給ひしかども、ひきこされましき、太子は後宇多にまします、御年四歲になり、後嵯峨かくれさせ給ひて後、兄弟の御あはひにあらそはせ給ふ事ありけれは、關東より母儀大宮院に尋ね申しけるに、先院の御素意は、當今にまします由を、仲せ遣されけれは、事定まりて、禁中にて政務せさせ給ふ、天下を治め給ふ事十五年、太子に讓りて尊號例の如し、院中にても十三年まで 世をしらせ給ふ、事あらたまりよし後御出家、五十七歲れまし〳〵き、

第九十代第四十八世後宇多院、諱は世仁、龜山の太子、御母は皇后藤原信子、後京極院と申す、左大臣實雄の女也、甲戌の年即位、乙亥に改元、丙子の年もろこしの宋の幼帝德祐二年よ當る、今年北狄の種蒙古起りて、元國といひしが、宋の國を滅す、金國起りにしより、宋は東南の杭州よ遷りて、百五十年になれり、蒙古起りて、先金國をせめ、その國をあはせ、後よ江を渡りて宋をせめしが、今年終にほろぼさる、辛巳の年、弘安四年也 蒙古の軍多くの船をそろへてわが國ををかす、筑紫にて 大に 合戰あり、神明威を顯し形を現して防がれけり、大風俄に起りて、數十萬艘の 賊船皆漂倒破滅し

ぬ、末世とはいへども、神明の威徳不可思議なり、誓約のかはらざる事、これにて推量るべし、この天皇天下を治め給ふ事十三年、思の外に遁れまし〳〵て十餘年ありき、後二條の御門立ち給ひしかば、世をさらせ給ふ、遊義門院かくれまして、御歎の餘りにや、出家せさせ給ふ、前大僧正禪助を御師として、宇多圓融の例により、東寺にて灌頂せさせ給ふ、珍らかに尊き事に侍りき、その日は後醍醐の御門、中務の親王とて王卿の座につかせまします、唯今の心地ぞし侍る、後二條院かくれさせ給ひし後、いとゞ世を厭はせ給ふ、嵯峨の奥大覺寺と云ふ所に、弘仁寛平の昔の御跡を尋ねて、御寺などあまた立てゝぞ行はせ給ひし、その後後醍醐の御門、位につきまし〳〵しかば、又暫く世をしらせ給ひて、三年ばかりありて、譲りまし〳〵き、大かたこの君は、中古より以來には、ありがたき御事とぞ申し侍るべき、文學の方も、後三條の後には、かほどの御才聞えさせ給はざりしにや、寛平の御誡には、帝皇の御學問は、群書治要などにてたりぬべし、雜文につきて政事を妨け給ふなと見えたるにや、されど延喜天暦寛弘延久の御門は、皆宏才博覽に諸道をもしらせ給ひ、政事も明かにまし〳〵しかば、先二代はことふりぬ、つぎては寛弘延久をぞ賢王とも申すめる、和漢の古事をしらせ給はねば、政道も明かならず、皇威も輕くなる、定まれる理なり、尚書に堯舜禹の德を譽むるには、古に若稽と云ふ、傅說が殷の高宗を教へたるには、事古を師とせずして世になかき事は、說か聞かざる所也とあり、唐に元士良とて、近習の宦者にて、内權を取極めたる奸人なり、その黨類に教へけるは、人主に書を見せ奉るなはかなき遊び戲れをして御心を亂るべし、書をみて此道をさり給はゞわが輩は失せぬべしといひける、今もありぬべき事にや、寛平の群書治要をさして宣ひける、部せはきに似たり、但この書は唐の太宗、時の名臣魏徵をして撰ばせられたり、五十卷の中に、あらゆる經史諸子までの名文をのせたり、全經の書三史等をぞ、常の人はさなふなる、この書に載せたる諸子などは見るものすくなし、ほどほど名をだにしらぬ類もあり、まして萬機をしらせ給はんに、これまでもなはせ給ふ事よしなかるべきにや、本經等をならはせましますまでは有るべからず、既に雜文とてあれば、經史の御學問の上にこの書を御覽じて、諸子等の雜文もでなくともの御心なり、寛平は殊にひろく學ばせ給ひけるにや、周易の深き道

遊義門院○後宇多の皇后なり
出家せさせ給ふ○龜治二年なり
王卿○類從本王孫に作る
弘仁寛平○醍醐、宇多なり、
延喜天暦寛弘延久○延喜は醍醐、天暦は村上、寛弘は一條、延久は後三條なり、
古に若稽○尚書の堯典、舜典、大禹謨の篇に見えたり、
事古を師とせずして云々○尚書說命の篇に、說曰事不師古以克永世匪二說攸聞と見ゆ、
○元士良○白山本王守證に作る
全經の書○易、詩、書、禮、樂、春秋の六經なり、
三史○史記前後漢書なり
周易の深き道云々○田氏家藏に、寛平元年十月九日御二讀周易三卷

をも、愛成と云ふ博士に受けさせ給ひき、延喜の御事は左右にあたはず、菅氏輔佐し奉られき、その後も紀納言普相公等の名儒ありしかは、文道の盛なりし事も、上古に及べりき、この御誡につきて、天子の御學問さまでなくともと申す人の侍る、淺猿き事也、何事も文の上にて、よく料簡あるべきをや、この君は在位にても政事を知らせ給はず、又院にて十餘年閑居し給へりしかは、稽古に明かに、諸道を知らせ給ふなるべし、御出家の後も悉に行はせまし〳〵き、上皇の出家せさせ給ふ事は、聖武孝謙平城淸和宇多朱雀圓融花山後三條白河鳥羽崇德後白河後鳥羽後嵯峨後深草龜山にまします、醍醐一條は御病重くなりてぞせさせ給ひし、かやうにあまた聞えさせ給ひしかど、戒律を具足し、始終かくる事なく、密宗を究めて、大阿闍梨をさへせさせ給ひし事、いとありがたき御事なり、此の御末に、一統の運をひらかるゝ有德の餘薫とぞ思ひ給へる、元亨の末甲子の六月に、五十八歲にてかくれまし〳〵き、

六月十三日讃弼、博士尊愛成把笏卷書と授云々とあり、尊愛成は尊圓愛成なり、菅氏○道眞公なり　紀納言○長谷雄なり　普相公○三善淸行なり

十餘年○花山院菩薩院二水十四年に作る

後深草○花山院菩薩院白山の三水深草に作る、又白山水龜山の下後宇多の三字あり、かくる○花山院本かはるに作る　崇宗○眞寶宗なり　元亨の末云々○元亨四年即ち正中元年なり

丁亥○弘安十年なり　戊子に改元○正應と改元す　程なく時遷りにしかど○後二條在位中六年の間、政事に預り給はざりしを云ふ、

校正標註神皇正統記卷之六

准后源親房撰　内藤耻叟校閱　佐伯有義校訂標註　三木五百枝

第九十一代伏見院、諱は熙仁、後深草第一の子、御母は玄輝門院藤原愔子、左大臣實雄の女なり、後嵯峨の御門繼體をは、龜山と思し召し定めけれは、深草の御流いかゞと覺えしを、龜山弟順の儀を思し召しけるにや、この君を御猶子にして、東宮にする給ひぬ、その後御心もゆかず、あしざまなる事さへ出できて、既祚あり、丁亥の年即位、戊子に改元、東宮にさへこの天皇の御子を給ひき、天下を治め給ふ事十一年、太子に讓りて尊號例の如し、院中にて世を知らせ給ひしが、程なく時遷りにしかど、中六年ばかりありて、又世を知り給ひき、關東の聲も、龜山の正流を受け給へる事は、しり侍りしかど、近比となりて、世を疑はしく思ひければにや　兩皇の御流を、かはる〳〵すゐ申さんと相計らひけりとなん、後に出家せさせたまふ、五十歲おまし〳〵き、

第九十二代後伏見院、諱は胤仁、伏見第一の子、御母は永福門院藤原鐘子、入道太政大臣實兼の女なり、實の御母は准三宮藤原の經子、入道參議經氏の女なり、戊戌の年即位、己亥に改元、天下を治め給ふ事三年、推讓の事あり、尊號例の如し、正和の比、父の上皇の御讓にて、世を知らせ給ふ、時の御門は御弟なれど、御猶子の義なりとぞ、元弘に世の中亂れし時、又暫くしらせたまふ事改りても、かはらず都にすませまし〳〵しが、出家せさせ給ひて、四十九歳にてかくれさせまし〳〵き、

第九十三代後二條院、諱は邦治、後宇多第一の子、御母は顯親門院藤原季子、左大臣實臣具守の女なり、辛丑の年即位、壬寅に改元、父の上皇世をしらせ給ひしが、御出家の後には早くし給ふ、二十四歳おまし〳〵き、

第九十四代花園院、諱は富仁、伏見第三の子、御母は顯親門院藤原季子、左大臣實雄の女なり、戊申の年即位改元、父の上皇世をしらせ給ひしが、御出家の後には御讓にて、御兄の上皇しらせまします、法皇かくれ給ひても、諒闇の儀なかりき、上皇御猶子の義とぞ、例なき事なり、天下を治め給ふ事十一年にて遁れ給ふ、尊

鐘子○白山本鐘子に作る

戊戌○永仁六年なり
己亥に改元○正安と改元す
正和○花園の年號なり、正和二年伏見薨せらる、依て後伏見世を知らせ給ひしなり、時の御門○花園なり、暫くしらせ給ふ○元弘元年より同三年に至る

辛丑○正安三年なり
壬寅に改元○乾元と改元す
花園院○大澤本に萩原院花園院さもあり、今白山本類從本に從ふ、
戊申の年即位改元○戊申は德治三年也、延慶と改元す、
諒闇○天皇の喪中をいふ

世中あらたまりて○元弘の亂なさず
五十一歳おまし〳〵き○大澤本、脊德院本、延安本この十字なし、

八幡宮○石清水の八幡宮なり
一の御子○後二條なり
御元服ありて云々○嘉元元年御元服、同二年太等帥に任ず、德治二年中務卿を辭し給ふ、

號例の如し、世中改りて、出家せさせ給ひき、五十一歳おまし〳〵き、

第九十五代第四十九世後醍醐天皇、諱は尊治、後宇多第二の御子、御母は談天門院藤原忠子、內大臣師繼の女、實は入道參議忠繼の女なり、御祖父龜山の上皇養ひ申し給ひき、弘安に時うつりて、龜山後宇多世をしろしめさずなりにしを、たび〳〵關東に仰せ給ひしかば、天命の理忝なく恐れ思ひければにや、俄に立太子のさた有りしに、龜山はこの君をする奉らんと思しめして、八幡宮に告文を納め給ひしかど、一の御子さしたる故なくて、すてられがたき御事なりければ、後二條ぞ居給へりし、されど後宇多の御志も淺からず、御元服ありて、村上の例により、太宰の帥にて節會などに出でさせ給ひき、後中務の卿を兼ねさせ給ふ、後二條世を早くしまし〳〵て、父の上皇歎かせ給ひし中にも、よろづこの君にぞ委附し申させ給ひける、やがて儲君の定ありしに、後二條の一の御子邦良の親王居給ふべきかと聞えしに、思しめす故ありとて、この親王を太子に立て給ふ、かの一の御子をさなくましませば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし、若し邦良の親王早世の御事あらば、この御末繼躰たるべしとぞ、定るしおかせまし〳〵

ける、かの親王鶴脛の御病わりて危く思しめしける故なるべし、後宇多の御門こそ、ゆゝしき稽古の君にましまし〳〵しに、その御跡をばよくつぎ申させ給へり、剰へ諸の道を好みしらせ給ふ事、有りがたき程の御事なりけんかし、佛法にも御志深くて、むねと眞言を習はせ給ふ、始めは法皇にうけまし〳〵けり、後に前大僧正禪助に、許可までうけ給ひけるとぞ、天子灌頂の例は、唐朝にもみえ侍り、本朝にも清和の御時、禁中にて慈覺大師灌頂を行はる、主上を始め奉り、忠仁公などもうけられたり、これは結緣灌頂かとぞ申すめる、この度は誠の授職と思し召しゝにや、されど猶許可に定まりきとぞ、されならず、人々にも諸流をもうけさせ給ひぬ、又諸宗をも捨て給はず、本朝異朝禪門の僧徒までも、内にめしてとぶらはせ給ひき、すべて和漢の道を兼ね明かなる御事は、中比よりの代々にや、こえさせましく〳〵ける、始めつ方は後宇多院の御政なりしを、中二年計り有りてぞ、讓り申させ給ひし、それよりふるきが如くに、記錄所を置かれて、夙に起き夜ゐにおほとのごもりて、民の憂をきかせ給ふ、天下擧りてこれを仰き奉る、公家の古き御政にかへ

彼親王○郭公なり　鶴脛○兩脛胝れ痛み、脛大にして腫新く、鶴の脛の如くなるなり、故にかく名づく、

人々にも○普賢院本腰安本又に作る　本朝異朝禪門の僧徒○嘉暦年中僧團觀文觀等を內に召し、元德中元の僧遊後を召して法を問ひ給ふ、其外もなほあるべし、戊午○文保二年なり

記錄所をおかれて云々○元亨元年記錄所をおく　公家云々○朝廷にて政を執り給ふをいふ、

後宇多院○元亨四年六月崩御

東宮○郭公なり

東宮の方にさふらふ人々○藤原經顯、源有忠、藤原敎定等、後宇多天皇の遺詔により東宮を立てんとす、

關東に使節を云々○嘉暦元年藤原定房を遣はし、鎌倉に至り、後醍醐帝の遺詔により、皇子の皇子を皇太子に立てんとす、高時に勅す、高時詔を奉ぜず、

甲子○元亨四年即正中元年なり

潮事あらはれにしかども云々○土岐賴貞より本發覺し、資朝俊基捕はれ、土岐賴貞多治見國長殺さる、關東へ勅使を遣され、高時か忽ち俊基朝臣は罪なゆるされ、資朝朝臣は佐渡國へ流罪に處せられ事やみぬ、東宮かくれ給ふ○嘉暦元年薨ず

坊○東宮坊なり

元弘辛未○元弘元年なり

他所○赤坂城を指す、赤坂に趣かんとて笠置を落ち給ひしが、山城國有王山の麓に捕はれ、賊のために捕はれ給ひ、六波羅に行幸せらる、

六波羅とて云々○承久

るべき世にこそと、高きも賤しきも、兼ねてうたひ侍りき、かゝりし程に、後宇多院かくれさせ給ひて、いつまか東宮の御方にさふらふ人々、そば〳〵に聞えしが、關東に使節を遣はされ、天位を爭ふまでの御中らひに成りにき、あづまにも東宮の御事を、引き立て申す輩ありて、御憤のはしめとなりぬ、元亨甲子の九月の末つ方、漸事顯れにしかども、うけたまはり行ふ中に、いふかひなき事出できにしかど、大方は事なくてやみぬ、その後程なく東宮かくれ給ふ、神慮にも叶はず、祖皇の御誡にも違はせ給ひけりとぞ覺え、今こそこの天皇、疑ひなき繼躰の正統に定まらせ給ひぬれ、されど坊には、後伏見第一の御子量仁の親王居させ給ふ、かくて元弘辛未の年八月に、俄に都を出でさせ給ひ、奈良の方に臨幸ありしが、その所宜しからで、笠置といふ山寺の邊に行宮をしめ、御志有るつはものを召し集めらる、たび〳〵合戰ありしが、同九月に東國の軍多くあつまりのぼりて、事かたくなりにければ、他所にうつらしめ給ひしに、思の外の事出できて、六波羅とて承久より以來しめたる所にみゆきなる、御供に侍りし上達部上のをのこども、或はとられ、或は忍び隱れたるもあり、かくて東宮位に即かせ給

ふ、次の年の春、隱岐の國にうつらしめまします、御子達もあなたかなたにうつされ給ひしに、兵部卿護良の親王ぞ、山々を廻り、國々を催して、義兵をおこさんと企て給ひける、河内の國に楠の正成といふ者ありき、御志深かりければ、河内と大倭との境に金剛山と云ふ所に城を構へて、近國を犯し平げしかば、東より諸國の軍を集めてせめしかど、堅く守りければ、たやすく落すに能はず、世の中亂れ立ちにし次の年癸酉の春、忍びて御船に奉りて、隱岐を出で伯耆につかせ給ふ、その國に源長年と云ふ者あり、御方に參りて、船上と云ふ山寺に假の宮をたて、ぞすませ奉りける、かのあたりの軍兵、暫くは競ひて襲ひ申しけれど、皆醜き申しぬ、都近き所々にも、御志ある國々の兵、より〳〵うち出でければ、合戰もたび〳〵になりぬ、京中騷がしくなりて、上皇も新主も六波羅にうつり給ふ、伯耆よりも軍をさしのぼせらる、爰に畿内近國にも、御志ある輩は、八幡山に陣をとる、坂東よりのぼれる兵の中に、藤原の親光といふものもかの山に馳せ加はりぬ、つぎ〳〵御方に參る輩多く成りにけり、源高氏と聞えしは、昔の義家朝臣が二男義國といひしが後胤なり、かの義國が孫なりし義氏は、平義時朝臣が

三年時氏時盛を六波羅に置き、京師を衞らしむ、

上途部上のなの二〇上途部は三位以上及び消華の人ないひ、上のなのことは殿上人をいふ、

東宮〇光殿なり、元弘元年花園上皇の御をもて踐祚、

次の年〇元弘二年なり御子等もあなたかなたにうつされ給ひし〇一宮中務卿親王を土佐へ、妙法院二品親王を讚岐へ流し奉る、楠の正成といふ者云々〇元弘元年九月正成義兵を起す

次の年癸酉〇元弘三年なり

源長年〇即ち名和長年なり

上皇〇後伏見花園なり

新主〇光殿なり

御志ある輩〇赤松四村ないふ

八幡山〇山城國にあり

藤原親光〇四條城親光なり

告文〇起請文なり、太平記に一紙の起請文をかきて云々とあり、

兩院新帝〇後伏見花園光殿なり

御方に志ある輩〇太平記には、近江美濃等の强盜淀者共二三千人、龜山帝の第五の宮を奉下て、番馬にて仲時以下を道へ擊ちたる由にまうせり、

高時を始めとし云々〇鎌倉の寶戒寺にて死す

筑紫の國々〇太平記に、筑紫へ討手を下し探題北條英時を貴めん

外孫なり、義時が世となりて、源氏の號ある勇士には、心をおきければにや、おしすへたるやうなりしに、これは外孫なれば、とり立てゝ領する所などもはからひおき、代々になるまで、隔なくてのみありき、高氏も都へさしのぼせられけるに、疑を遁れんとにや、告文を書き置きてぞ進發しける、されど冥見をもかへり見ず、今度心がはりして御方に參る、官軍力をえしまゝに、五月八日の比にや、都にある東軍皆破れて、東へ心ざして落ち行きしに、兩院新帝同じく御幸あり、近江の國馬場といふ所にて、御方に志ある輩打出でにければ、武士は戰ふまでもなく多くは自滅しぬ、兩院新帝は都にかへし奉り、官軍これを守り申しき、かくて都より西ざま程なく靜りぬと聞えければ、還幸せさせ給ふ、誠にめづらかなりし事になん、東にも上野の國に源義貞といふ者あり、高氏が一族なり、世の亂に思ひをおこし、いくばくならぬ勢にて、鎌倉に打望みけるに、高時等運命極りにければ、國々の兵つき隨ふ事、風の草を靡かすが如くして、五月の二十二日にや、高時を始として、多くの一族皆自滅まてければ、鎌倉又平ぎぬ、符契を合する事もなかりしに、筑紫の國々陸奥出羽の奥までも、同じ月にぞまづまり

にける、六七千里の間一時におこりあひにしに、時の至り運の極まりぬるは、かゝる事にこそと、不思議にも侍りしものかな、君はかくとも志らせ給はず、攝津國西の宮といふ所にてぞ、聞かせまし〳〵ける、六月四日東寺に入らせ給ふ、都よりある人々も參り集りしかば、威儀をとゝのへ、本の宮に還幸し給ふ、いつしか賞罰の定め有りしよ、兩院新帝をバなだめ申し給ひて、都よすませまし〳〵けり、されど新帝ハ僞主の儀よて、正位よハ用ゐられず、改元して正慶といひしをも、本の如く元弘と號せらる、官位昇進せし輩も、皆元弘元年八月よりさきのまゝにてぞ有りし、平治より後平氏世を亂りて二十六年、文治の始め賴朝權を專らにせしより、父子相つぎて三十七年、すべて百七十餘年の間、おほやけの世を一つにおさめ給ふ事絶えにしに、この時節ありけりと、天下こぞりて仰ぎ奉りける、同じき年の冬十月に、先づ東の奥をおさめらるべしとて、參議右近中將源顯家卿を陸奥の守になして遣さる、代々和漢の稽古をわざとして朝家よ仕へ、政務にまじはる道をのみこそ學び侍

同じき年○元弘三年なり

わざとして○自山本先としてに作る

とせられけるに、六月七日菊池少貳大伴の酔より九州の朝敵蜂起する由を奏すとあり、

あひにしに○大淵本醍安本あひにしに作る、

皇子皇孫もしは執政の大臣の子孫○四道將軍、日本武尊皆皇子皇孫なり、藤原忠文、藤原繩繼皆大臣の子孫なり、

御子○義良親王なり

今上皇帝○後村上なり

兩國○陸奥出羽をいふ

顯氏○元弘三年六月從四位下に叙し、左兵衛督に任ず、同八月從三位に叙し、同四年正月正三位に叙し、建武元年九月參議に任じ、同二年八月從二位に叙す、

れ、吏途の方にもならはず、武勇の藝にもたづさはらぬ事なれば、度々いなみ申しゝかど、公家既よ一統しぬ、文武の道二なるべからず、昔は皇子皇孫もしは執政の大臣の子孫のみこそ、多くは軍の大將よもさゝれしか、今より武を兼ねて蕃屏たるべしと仰せ給ひて、御みづから旗の銘をかゝしめ給ひ、樣々の兵器をさへ下し給ばる、任國に赴く事も絶えて久しく成にしかば、古き例をたづねて罷申の儀あり、御前に召し勅語有りて、御衣御馬などを給はりき、猶奥のかためにもと申しうけて、御子を一所伴ひ奉る、かけまくもかしこき今上皇帝の御事なれば、こまかには記さず、かの國につきにければ、誠におくの方ざま兩國をかけて、皆靡きまたがひにけり、同十二月左馬頭源直義の朝臣、相摸守を兼して下向す、これも四品上野の太守成良親王を伴ひ奉る、この親王後よ聞く征夷大將軍を兼ねさせ給ふ、直義は高氏が弟なり、抑かの高氏御方に參りしその功は、誠に然るべし、すゞろに寵幸ありて抽賞せられしかば、偏に賴朝卿天下をしづめしまゝの志にのみ成にけるにや、いつしか越階して四位に叙し、左兵衛督に任ず、拜賀のさきにやがて從三位して、程なく參議從二位までにのぼりぬ、三ヶ國

の吏務守護及びあまたの郡庄を給はる、弟直義左馬頭に任じ、後四位に叙す、昔頼朝ためしなき勲功ありしかど、高位高官にのぼる事は亂政なり、果して又子孫も早く絶えぬるは、高官のいたすところかとぞ申し傳へたる、高氏等は頼朝實朝が時に親族などゝて、優恕する事もなし、唯家人の列なりき、實朝の八幡宮に拜賀せし日も、地下前駈二十人の中に相加はれり、たとひ頼朝が後胤なりとも、今更登用すべしとも覺えず、況や久しき家人なり、さしたる大功もなくて、かくやは抽賞せらるべき、とあやしみ申す輩もありけるとぞ、關東の高時、天命既に極まりて、君の御運を開きし事は、更に人力といひがたし、武士たる輩、いへばならぬ輩もあまた昇進し、昇殿をゆるさるゝもありき、されば或人の申されしは、公家の御世にかへりぬるかと思ひしに、中々猶武士の世に成りぬるとぞありし、凡政道と云ふ事は、所々にしるし侍れど、正直慈悲を本として決斷の力有

介子推がいましめ云々
○左傳に、僖公二十四年、晉侯賞從亡者、介之推不言祿、々亦弗及、推曰、獻公之子九人、唯君在矣、惠懷無親、外内弃之、天未絶晉、必將有主、主晉祀者、非君而誰、天實

三ケ國○民職、常陸、下總なり

設しと而二三子以爲己力、不亦誣乎、竊人之財、猶謂之盜、況貪天之功、以爲己力乎、下義其罪、上賞其姦、上下相蒙、難與處矣、云々遂隱而死さあり、

動位○委しくは職員令に見えたり

三公○太政大臣、左右大臣なり、
諸司の一分○史生をいふ、諸司の下官なり、

譴舉○其人にあらざるものをみだりに舉げ用ゐるを云ふ
尸祿○空しく位にあるをいふ

るべきなり、これ天照大神の明かなる御教なり、決斷と云ふにとりてあまたの道あり、一にはその人を撰びて官に任ず、官にその人ある時は、君は垂拱してまします、されば本朝にも異朝にも、これを治世の本とす、二には國郡を私にせず、分つ所必ずその理のまゝにす、三には功あるをは必ず賞し、罪あるをは必ず罰す、これ善を勸め惡を懲す道なり、これに一もたがふを亂政とはいへり、上古には勳功あればとて、官位を進むる事はなかりき、常の官位の外に勳位といふしなを置きて、二等より十二等までであり、無位の人なれど、勳功高くて一等にあがれば、正三位の下、從三位の上に列なるべしとぞ見えたる、又本位ある人のこれを兼ねたるもあるべし、官位といへるは、上三公より下諸司の一分に至る、これを内官と云ふ、諸國の守より史生郡司に至る、これを外官と云ふ、天文にかたどり地理に法りて、各つかさどる方あれば、その才なくては任用せらるべからざる事なり、名と器とは人にかさどる方あれば、その才なくては任用せらるべからざるとも云ひ、天のつかさに人それ代るともいひて、君のみだりに授くるを譴舉とし、臣のみだりに受くるを尸祿とす、譴舉と尸祿とは、國家の破るゝ階、王業の久しからざる基なりとぞ、中古と成りて、平の將門

を追討の賞にて、藤原の秀郷正四位下に叙し、武藏下野兩國の守を兼ね、平の貞盛正五位下に叙し、鎭守府將軍に任ず、安倍貞任奥州をみだりしを、源賴義の朝臣、十二年まで戰ひて、凱旋の日正四位下に叙し、伊豫守に任ず、かれらその功高しといへども、一任四五ヶ年の職なり、これ猶上古の法にはかはれり、保元の賞には、義朝左馬頭に轉じ、淸盛太宰大貳に任ず、この外受領檢非違使になれるもあり、この時にや既に亂りがはしき始めと成りにけん、平治よりとのかた皇威殊の外に衰へぬ、淸盛天下の權を盜み、太政大臣にあがり、子共大臣大將になりしうへは、いふにたらぬ事にや、されどもすでに朝敵になりて、やがて滅亡せしかは、後の例にはひきがたし、賴朝は更に一身の力にて、平氏の亂を平げ、二十餘年の御憤をやすめ奉りき、昔神武の御時に宇麻志麻見命の中州をまづめ、皇極の御宇に、大織冠蘇我の一門を亡ぼして、皇家を全くせしより後には、類なき程の勳功にや、それすら京上りの時、大納言大將に任ぜられしをは、固くいなみ申しけるを、おしてなされにけり、公私のわざはひにや侍りけん、その子はかれが跡なれば、大臣大將になりて頓て亡びぬ、更に跡といふものなし、天意には違ひにけりと

一任四五ヶ年の職○國守の交替、始は六年にありしを文武天皇の慶雲三年二月に四年に改められたり、孝謙天皇の天平寶字二年又六年とす、又後には國の遠近により四年五年の定となれり、

受領○國司をいふ

檢非違使○醍醐天皇の御代之を置かる、非法非違を檢察する職なり、

北子○實朝なり

見えたり、君もかゝるためしを始めさせ給ひしによりて、大功なきものまでも、皆かゝるべき事と思ひあへり、賴朝はわが身かゝれはとて、兄弟一族をはかたく抑へけるにや、義經五位の檢非違使にて止みぬ、範賴が參河守なりしは、賴朝拜賀の日、地下の前駈に召し加へたり、おごる心見えければにや、この兩弟をも終に失ひぬ、さらぬ親族も多く亡ぼされしは、おごりのはしを防ぎて、世をも久しく、家をもまづめんとにやありけん、先祖經基は、近き皇孫なりしかど、承平の亂に、征東將軍忠文の朝臣が副將として、それより武勇の家となる、その子滿仲より、賴信賴義義家相續ぎて、朝家のかためとして久しく召し仕はる、上にも朝威ましく、下にもその分に過ぎずして、家を全くし侍りけるにこそ、爲義に至りて、亂にくみして誅にふしぬ、義朝又功を立てんとて滅びにき、先祖の本意に背きける事は疑ひなし、さればよく先蹤を辨へ、得失を考へて、身を立て家を全くすることこそ賢き道なれ、愚なる類は淸盛賴朝が昇進するを見て、皆かく有るべき事と思ひ、爲義義朝が逆心を好みして、亡びたる故を知らず、近ころ伏見の御時、源爲賴と云ふをのこ、內裏に參りて自害せたりしが、かね

近き皇孫○經基は淸和天皇の孫なり

承平の亂○藤原純友平將門が反逆をいふ

源爲賴○正暦三年三月九日夜、遣原爲賴父子三人內裏に亂入す、

て諸社に奉れる箭よも、その夜射ける箭よも、太政大臣源爲頼と書きたりし、いとをかしき事に申すめれど、人の心の亂りよなり行く姿は、これよておしはかるべし、義時などはいか程もあがるべくやありけん、されど正四位下左京權大夫よてやみぬ、まして泰時が世に成りては、子孫の末をかけてよくおきて置きければよや、滅びしまでも、終よ高官にのぼらず、上下の禮節をみだらず、近く維貞といひしもの、吹噓によりて修理の大夫になりしをだよも、いかゞと申しけるが、誠よその身もやがてうせ侍りにき、父祖のおきてにたがふは、家門を失ふまるしなり、人は昔を忘るゝものなれど、天は道を失はざるなるべし、さらばとて天は正理のまゝには行はれぬと云ふ事、疑はしけれど、人の善惡は目の果報なり、世のやすからざるは、時の災難なり、天道も神明も、いかにともせぬ事なれど、邪なるものは久しからずして亡び、亂れたる世も正にかへるは、古今の理なり、これをよく辨へ知るを稽古といふ、昔人を撰び用ゐられし日は、先德行を盡す、德行同じければ才用ある方を用ゐ、才用ひとしければ勞効あるをとる、又德義、清愼、公平、恪勤の四善をとるとも見えたり、又格條には、朝に厮養たれども、夕

維貞〇宗宣の子、當時の孫なり、

さらばとて〇さて大海來背臨說本等などに作る

先德行を盡す云々〇選叙令に凡應レ選者皆審二狀迹一經レ年之日、先盡二德行一德行同取二才用一高者一才用同、取二勞効多者一とあり

四善〇考課令に、德義有レ功者、謂二祿二等一公平可レ稱者、謂二祿二等一恪勤匪レ懈者、謂二一等一とあり、

寬弘〇一條の年號なり

七ケ國の受領をへて云云〇北山抄に、國司加階事、一國隔從上、三箇國正下、四箇國四位、五箇國從上、七箇國可レ任二三木一爲常例也とあり、三木は參議なり、

に公卿に至ると云ふ事の侍るも、德行才用によりて、不次に用ゐらるべき心なり、寬弘よりあなたには、誠に才賢ければ、種姓にかゝはらず將相に至る人もあり、寬弘以來は譜第を先として、その中に才もあり德もありて、職にかなひぬべき人をぞえらばれける、世の末にみたりがはしかるべき事を、誠めらるゝにやありけん、七ケ國の受領を經て、合格して公文と云ふ事かんがへぬれば、參議になる任ずと申しならはしたるを、白河の御時、修理正顯季といひし人、院の御乳母の夫にて、時のきらなならぶ人なかりしが、この勞をつのりて、參議を申しけるに、院の仰に、それも物書きての上の事とありければ、理にふして止みぬ、この人は歌道などもほまれありしかば、物かゝぬほどの事やはあるべき、又參議になるまじき程の人にもあらじなれど、和漢の才學のたらぬにぞありけん、白河の御代まではよく官を重くし給ひけりと聞えたり、あまり譜第をのみとられても賢才の出でこぬはしなれば、上古に及びがたき事を恨むるやからもあれど、昔のまゝにてはいよ〳〵亂れぬべければ、譜第を重くせられけるも理なり、但才も賢く德もあらはにして登用せられんに、人の謗あるまじき程の器ならば、今とて

も非重代によるまじき事とぞ覺え侍る、その道にはあらで、一旦の勲功などいふはかりにて、武家代々の陪臣をあげて高官を授けられん事は、朝議のみだりなるのみならず、身のためも能く愼むべき事とぞ覺え侍る、もろこしにも漢の高祖は、すゞろに功臣を大きに封じ、公相の位を授けしかば、果しておごりぬ、おごりぬればほろぼす、依りて後には功臣殘りなく成りにけり、後漢の光武はとの事にこりて、功臣に封爵を與へけるも、その首たりし鄧禹すら、封ぜらるゝ所四縣に過ぎず、官を任ずるには、文吏を求めえらびて、功臣をさしおく、これによりて二十八將の家久しく傳はり、昔の功も空しからず、朝には名士多く用ゐられて、曠官の謗なかりき、かの二十八將の中にも、鄧禹と賈復とハその撰に預りて官にありき、漢朝の昔だに、文武の才を備ふる事いと有りがたく侍りけるにこそ、次に功田といふ事ハ、昔ハ功の品に隨ひて、大上中下の四の功を立て、田をあがち給ひき、その數皆定まれり、大功は世々にたえず、その下つかたは、或は三世に傳へ、孫子ま傳へ、身に留まるもあり、天下を治むると云ふ事は、國郡を專らにせずして、その事となく、不輸の地を立てらるゝ事のなかりしにこそ、國に守

非重代〇諸卿にあらざる由なり

曠官〇官をむなしくすといふ儀なり

功田〇田令に、凡功田、大功、世々不絶、上功傳三世、中功傳二世、下功傳子とあり、

不輸の地〇貢物を出さざる地なり

有り、郡に領あり、一國の内皆國命の下にて治めし故に、法に背むく民なし、かくて國司の行迹を勘へて賞罰ありしかば、天下の事掌をさして行ひやすかりき、その中に諸院諸宮に御封あり、親王大臣又かくの如し、その外官田職田とてあるも、皆官符を給はりて、その所の正税をうくるばかりにて、國は皆國司の吏務なるべし、但し大功のものぞ、今の庄園などゝして傳ふる如く、國々にいろはれず傳へける、中古となりて庄園多く立てられ、不輸の所出できしより、亂國とはなれり、上古にはこの法能く堅かりければにや、推古天皇の御時、蘇我の大臣わが封戸を分けて寺に寄せんと奏せしを、終にゆるされず、光仁天皇は永く神社佛寺に寄せられし地をも、永の字は一代に限るべしとあり、後三條院の御世こそこの費を聞かせ給ひて、記錄所をおかれて、國々の庄公の文書を召して多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より、新立の地彌多くなりて、國司の知る所百分が一に成りぬ、後樣には國司任に赴く事さへなくて、その人にもあらぬ目代を差して國を治めしかば、いかでか亂國とならざらん、況や文治の始國に守護職を補し、庄園鄉保に地頭をおかれしより以來は、更に古の姿と云ふ事な

後院諸宮に御封あり〇太上天皇、三后などをいふ、

官田〇こゝに云へるは位田なり、親王及王臣五位以上の人に賜ふ、令の所謂官田にあらざるなり、

職田〇太政大臣以下大納言以上、其職の高下によりて相當の田を賜ふ、之を職分田といふ、其職によりて職分田をも職田とも云へるなり、又在外の諸司にもあり、

國々〇白山本國司に作る

光仁天皇は云々〇續日本紀に光仁天皇寶龜十一年六月戊戌、勅封一百戸永施二秋篠寺一、其條入二食封一限二立令條一、比年所レ行者、準二先典一、天長地久帝者代謂、物天下物非二一人一用一、然縱レ有レ所レ念永入二件封一、今聞レ永者是一代耳、自今以後立爲二恒例一、前後所レ施一准二於此一云々

後嵯峨には云々〇白河鳥羽の頃よりなり

文治の始めも云々〇文治元年十一月なり

本所の領○庄園を云ふ
累家○累代の家なり

し、政道を行はるゝ道悪くたえはてにき、たま〳〵一統の世にかへりぬれば、このたびぞ古き貴をも改められぬべかりしかど、それまでは剰への事なり、今は本所の領といひし所々さへ、皆勲功に混ぜられて、累家も殆その名ばかりに成りぬるもあり、これ皆功にほこれる輩、君をおとし奉るに依りて、皇威もいとゞ軽くなるかと見えたり、かゝれはその功なしといへども、古より勢ある輩をなつけられんためにか、或は本領なりとて給へるもあり、或は近境なりとて望むもあり、闕所を以て行はるゝに足らざれば、國郡につきたりし地、若は諸家相傳の領までも、きはひ申しけりとぞ、治まらんとして彌亂れ、やすからむとまて益危くなりにける、末世の至りこそ誠に哀しく侍れ、凡王土にはらまれて、忠をいたし命をすつるは、人臣の道なり、必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず、然れども後の人を励まし、その跡を哀みて、賞せらるゝは、君の御政なり、下としてきはひ申すべきにはあらぬにや、ましてさせる功なくして過分の望をいたす事、自危むるはしなれど、前車の轍を見る事は、誠に有りがたきならひなりけんかし、中古までも人のさのみ豪強なるをは、戒められき、豪強に成りぬれは、

必ずおごる心あり、果して身を亡ぼし家を失ふためしあれは、戒めらるゝも理なり、鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平久しく武をとりて仕へしかども、事ある時は宣旨を給ふ制符度々ありき、源平久しく武をとりて仕へしかども、事ある時は宣旨を給はりて、諸國の兵を召し具しけるに、近代となりて、やがてかたらはるゝ族多くなりしによりて、この制符は下されき、果して今迄の亂世の基なれは、云ふかひなき事に成りにけり、この比よりのことわざには、一度軍にかけあひ、或は家の子郎從節に死ぬるたぐひもあれは、わが功におきては日本國を賜へ、もしは半國を賜はりても、たるべからずなど申すめる、誠にさまで思ふ事はあらじなれど、やがてこれより亂るゝはしともなり、又朝威の輕々しさも、推量らるゝものなり、言語は君子の樞機なりといへり、白地にも君をないがしろにし、人におごる事はあるべからぬ事にこそ、さきに記し侍りし如く、堅き氷は霜を踏むより至るならひなれは、亂臣賊子といふ者は、その始め心言葉を愼まざるより出でくるなり、世の中の衰ふると申すは、日月の光のかはるにもあらず、草木の色の改まるにもあらず、人の心のあしく成り行を、末世とはいへるにや、昔許由と云

ふ人は、帝堯の國を傳へんと有りしを聞きて、潁川に耳を洗ひき、巢父はこれを聞きて、この水をたにきたなからしめじとて渡らず、その人の五臟六腑のかはるにはあらじ、能く思ひならはせる故にこそあらめ、猶行末の人の心思ひやるこそ淺猿けれ、大かた己一身は恩にはこるとも、萬人の恨を殘すべき事をばなどか顧さらん、君は万姓の主にてましませば、限りある地をもて、限りなき人に分たせ給はん事は、推して量り奉るべし、若一國づゝを望まば、六十六人にて皆ふさがりなん、一郡づゝといふとも、日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人は悅ぶとも、千万人の人は悅ばじ、況や日本の半をこゝろざし、皆ながら望まば、帝王はいづくを知らせ給ふべきにか、かゝる心の萌して詞にも出で、面にはづる色のなきを、謀叛の始めといふべき也、昔の將門は比叡山に登りて大内を遠見して、謀叛を思ひ企てけるも、かゝる類にや侍りけん、昔は人の正しくて自將門にも見もこり、きゝもこり侍りけん、今は人の心のかくのみなりにければ、この世はいよ〳〵衰へぬるにや、漢の高祖の天下を取りしは、蕭何張良韓信が力也、これを三傑と云ふ、萬人に勝れたるを傑といふとぞ、中にも張良は高祖の師として、籌を帷帳の中にめぐらして、勝事を千里の外に決するはこの人なり、との給ひしかど、張良はおごる事なくして、留といひてすこしきなる所を望みて封ぜられにけり、あらゆる功臣多く滅びしかど、張良は身を全くしたりき、近き代の事ぞかし、賴朝の時までも、文治の比にや、奥の泰衡を追討しに、自向ふ事ありしに、平の重忠が先陣にて、その功勝れたりければ、五十四郡の中、いづくをも望むべかりけるに、長岡の郡とて、極めたる少き所を望み給はりけるとぞ、これは人に廣く賞をも行はしめんがためにや、賢かりけるをのこにこそ、又直實といひけるものに、一所を與へ給ふ下文に、日本第一の甲の者なりと書きて給はりてけり、一とせかの下文をもちて奏聞する人のありけるに、褒美の詞の甚しさに、與へたる所のすくなさ、誠に名を重くして利を輕くしける、いみじき事と口々にはめあへりける、いかに心得てほめけんといとをかし、これまでの心こそなからめ、事にふれて君を落し奉り、身を高くする輩のみ多くなれり、有りし世の東國の風儀もかはりはてぬ、公家の古き姿もなし、いかに成りぬる世にかと、歎き侍る輩も有りときこえしかど、中一とせ許は、誠に一統のおもるし覺えて、天の下擧

五百九十四郡○狹井抄に、六百四郡とあり、

長岡の郡○東鑑に、文治五年、畠山次郎重忠賜二葛岡郡一、是挾少之地也云々と見ゆ、葛岡長岡未だ孰れか是なるをしらず、甲の者○菅蔭院本書入剛の者に作る

乙亥〇二字なり
高時が餘類〇時行等をいふ

失ひ申してけり〇直義淵邊伊賀守をして殺し奉らしむ、かれて殺し奉らんと謀しな、亂にまぎれて宿意を果したるなり、

戚里の寄〇母方の里をいふ

あらはならぬ法令〇名例律に、贖罰減とて、天皇及び太皇太后皇太后皇后の親戚、若くは三位以上の人はたとひ死罪を犯すとも、直に遠分せず、先つ奏上して勅定を仰ぎ、罪を減ずる律あり、委しくは本書につきて見るべし、

り集りて、都の中はえ〳〵しくこそ侍りけれ、建武乙亥の秋の比、滅びにし高時が餘類謀叛を起して鎌倉に入りぬ、直義は成良の親王を引きつれ申して、參河の國まで遁れにき、兵部卿護良の親王こととありて、鎌倉におはしましけるをば、つれ申すに及ばず失ひ申してけり、亂の中なれど、宿意を果すにや有りけん、都にも兼ねて陰謀の聞えありて、嫌疑せられける中に、權大納言公宗の卿召しおかれしも、このまぎれに誅せらる、承久より關東の方人にて七代に成りぬるにや、高時も七代にて滅びぬれば、運の然らしむるかとは覺ゆれど、弘仁に死罪をとめられて後、信賴が時にこそ、めづらかなる事に申し侍りけれ、戚里の寄も久しくなり、大納言以上に至りぬるに、同じ死罪なりとも、あらはならぬ法令もあるに、うけたまはり行ふ輩の、あやまりなりとぞ聞えし、高氏は申しうけて東國に向ひけるが、征夷將軍並びに諸國の總追捕使を望みけれど、征夷將軍になされて、悉くは許されず、程なく東國は靜まりぬ、高氏望む所達せずして、謀叛を起す由聞えしが、十一月十日あまりにや、義貞を追討すべき由奏狀を奉る、則ち打てのぼりければ、京中騷動す、追討のため、中務卿尊良親王を上將軍として、

高氏〇青蓮院本朝敵と作る

親王〇盛良なり
江〇琵琶湖をいふ

さるべき人々もあまた遣はさる、武家には義貞の朝臣を始めとして、多くの兵を下されしに、十一月に官軍引き退きぬ、關々を固められしかど、次の年丙子の春正月十日、官軍又破れて高氏既に近づく、依て比叡山東坂本に行幸して、日吉の社にぞまし〳〵ける、內裏も則ち燒けぬ、累代の重寶も多く失せにけり、昔よりためしなき程の亂逆なり、かゝりし間に、陸奥守鎭守府將軍顯家卿この亂を聞きて、親王を先にたて奉り、陸奥出羽の軍兵を率して責め上る、同十三日近江國につきて事の由を奏聞す、十四日に江を渡りて坂本に參りしかば、官軍大きに力を得て、山門の衆徒迄も萬歲をよばひき、同十六日より合戰始まりて、卅日終に朝敵を追落す、やがてその夜還幸し給ふ、高氏等猶攝津國に有りときこえしかば、重ねて諸將を遣す、二月十三日又これを平げつ、朝敵は舟に乘りて、西國へなん落ちにける、諸將及び官軍はかつ〳〵返り參りしを、東國の事覺束なしとて、親王も又歸らせ給ふべし、顯家卿も任所にかへるべき由を仰せらる、義貞は筑紫へ遣さる、かくて親王元服し給ひ、直に三品に叙し、陸奥太守に任じましますこの國の太守は始めたる事なれど、たよりありとてぞ任じ給ふ、勳賞によ

朝敵の羣類○赤松則村なりいふ

元弘の時の主上云々○光嚴なり
豊仁○光明なり
主上○大澤本皆遜院本僞主に作る
山門より還幸○皆遜院本等、主上都に遷でさせ給ふに作る、
東宮○恒良親王なり

芳野に入らせ給ひぬ○始めは次太にまし〳〵しが、後に金峯山にうつりたまへり、

りて、同母の御兄四品成良の御子を超え給ふ、顯家卿はわざと賞をば申しうけざりけるとぞ、義貞朝臣は筑紫へ下りしが、播磨國に朝敵の黨類有りとて、先これを對治すべしとて、日を送りし程に、五月にも成りぬ、高氏等西國の凶徒を相語らひて、重ねて攻上る、官軍利なくして都に歸參せし程に、同二十七日に又山門に臨幸し給ふ、八月に至るまで度々合戰有りしかど、官軍いと進まず、依て都には元弘の時の主上の御弟に、三の御子豊仁と申けるを、位に即け奉る、十月十日の比にや、山門より還幸、いと淺猿かりし事どもなれど、猶行末を思し召す道ありしにこそ、東宮は北國に行啓あり、左衞門督實世卿以下の人々、左中將義貞朝臣を始めとして、さるべき兵もあまた仕うまつりけり、主上は尊號の儀にもしましき、御心を休め奉らんためにや、成良親王を東宮にすゑ奉る、同十二月にて、河内の國に正成といひしが一族等を召しぐして、忍びて都を出でまし〳〵て、芳野に入らせ給ひぬ、行宮を作りて渡らせ給ふ、本の如く在位の儀よてぞましく〳〵ける、内侍所もうつらせ給ひ、神璽も御身にさたがへ給ひけり、誠に奇特の事にこそ侍りしか、芳野の御幸に先立ちて、義兵を起す輩も侍りき、臨幸の後は、國々よも御志有る類あまた聞えしかど、次の年も暮れぬ、又の年戊寅の春二月鎭守の大將軍顯家卿又親王を先立て申し、重ねて打上る、海道の國々を悉く平けて、伊勢伊賀を經て大和へ入り、奈良の京になん着きにける、それより所々の合戰あまた度、互に勝負侍りしに、同五月和泉の國石津と云ふ所にての戰ひに、時や至らざりけん、忠孝の道こゝにて極まり侍りにき、苔の下にも埋もれぬ物とては、唯いたづらに名をのみぞ留めてし、心うき世にも侍るかな、官軍猶心を勵まして、男山に陣を取りて、暫く合戰ありしかど、朝敵忍びて社壇を燒き拂ひしより、事成らずして引き退く、北國に有りし義貞も、度々召されしかど上りあへず、させる事なくて空しく成りぬと聞えしかば、云ふばかりなし、さてしも止むべきならずとて、陸奥の御子又東へ向はしめ給ふべき定めあり、左少將顯信朝臣中將に轉じ、從三位に叙し、陸奥の介鎭守將軍を兼ねて遣はさる、東國の官軍悉くかれの節度にまたがふべき由を仰せらる、親王は儲君に立たせ給ふべきむね申しきかせ給ふ、道の程もかたじけなかるべし、國にては顯ばさせ給へとなん申されし、異母の御兄も、前東宮恒良あまたましく、同母の御兄も、

戊寅○延元三年なり

石津○太平記阿倍野に作る

雜兵も云々○延元三年閏七月二日、越前國藤島に戰死す、

異母の御兄○宗良、惠助、法仁、恒良等の諸親王ましく、

九月の始○元弘日記八月十七日に作る

親王成良親王ましく〳〵ぬに、かく定まり給ひぬるも、天命なればかたじけなし、七月の末つ方、伊勢に越えさせ給ひて、神宮に事の由を啓して、御船のよそひし、九月の始ともづなをとかれしに、十日あまりの事にや、上總の地近くより、空の景色おどろ〳〵しく海上荒くなりしかば、又伊豆の崎といふ方にたゞよはれ侍りしに、いとゞ波風夥しくなりて、あまたの船行方しらず侍りけるに、御子の御船はさはりなく伊勢の海につかせ給ふ、顯信朝臣は本より御船にさふらひけり、同じ風のまぎれに、東國をさして常陸國なる內の海につきたる舟侍りき、方々にたゞよひし中に、この二つの舟、同じ風にて東西に吹き分けらる、末の世にはめづらかなるためしにぞ侍るべき、儲の君に定まらせ給ひて、例なきひなの御住居もいかゞと覺えしに、皇大神のとゞめ申させ給ひけるなるべし、後に芳野へ入らせましく〳〵て、御目の前にて天位をつがせ給ひしかば、いとゞ思ひ合せられて貴くも侍るかな、又常陸はもとより心ざす方なれば、御志有る輩あひ計ひて、義兵強く成りぬ、奥州野州の守も、次の年の春重ねて下向して、各國につき侍りにき、扨も舊都には、戊寅の年の冬、改元して曆應とぞいひける、芳野の

背仲尼に云々○晉哀公十有四年春、西狩獲麟と春秋にあり、孔子筆をこゝにたつ、

左大臣の第○關白左大臣經忠公の第なり

官には本の延元の號なれば、國々も思ひ〳〵の年號なり、もろこしにはかゝるためし多けれど、この國には例なし、されど四とせにもなりぬるにや、大日本島根は本よりの皇都也、內侍所神璽も、芳野におはしませば、いづくか都にあらざるべき、さても八月の十日あまり六日にや、秋霧に侵されさせ給ひて、かくれまし〳〵ぬとぞ聞えし、寢るが中なる夢の世、今に始めぬならひとはさりながら、かずく〳〵目の前なる心地して、老の涙もかきあへねば、筆の跡さへ滯りぬ、昔仲尼は獲麟に筆を絕つとあれば、爰にて留りたく侍れど、神皇正統のよこしまなるまじき理を申し述べて、素意の末をも顯さまはしくて、さひて記しつけ侍るなり、兼ねて時をも悟らしめ給ひけるにや、前の夜より、親王をは、左大臣の第へ移し奉られて、三種の神器を傳へ申さる、後の號をば仰のまゝにて、後醍醐の天皇と申す、天下を治め給ふ事二十一年、五十二歳おはしく〳〵き、昔仲哀天皇熊襲をせめさせ給ひし行宮にて神去りまし〳〵き、されど神功皇后程なく三韓を平け、諸皇子の亂を靜められて、胎中の天皇の御代に定まりき、この君聖運ましく〳〵しかば、百七十餘年中たえにし一統の天下をおこさせ給ひて、御目の前にて

日嗣を定めさせ給ひぬ、功もなく徳もなき盗人世に起りて、四とせあまりが程宸襟を惱し、御世をすぐさせ給ひぬれば、御怨念の末空しく侍りなんや、今の御門又天照大神より以來の正統を受けましくぬれば、この御光に爭ひ奉るものや有るべき、中々かくて歸まるべき時の運とぞ覺え侍る、

第九十六代第五十世の天皇諱は義良、後醍醐天皇第八の御子、御母は准三宮藤原の廉子、この君はらまれさせ給はんとて、日をいだくとなん夢に見申し給ひけるとぞ、さればあまたの御子のなかに、たゞなるましき御事とぞ、兼ねてより聞えさせ給ひし、元弘癸酉の年、東の陸奥出羽のかために赴かせ給ふ、甲戌の夏立親王、丙子の春都にのぼらせましくて、内裏にて御元服、加冠左の大臣とかや、すなはち三品に叙し、陸奥の太守に任ぜさせ給ふ、同じき戊寅の年の春又上らせ給ひて、芳野の宮にましくまが、秋七月伊勢に越えさせ給ふ、かさねて東征ありしかど、猶いせに歸りまし、己卯の年三月又芳野へいらせたまふ、秋八月中の五日讓を受けて、天日嗣をつたへおはします、

校正 標註神皇正統記 大尾

五十世の天皇○白山本今上皇帝に作る
第八子○慶安本類從本七子に作る、今大潮本及大日本史所引の本に據る、

登四○元弘三年なり
甲戌○建武元年なり
丙子○延元元年なり
戊寅○延元三年なり
己卯○延元四年なり

明治二十四年七月三日印刷第一版出版
同　年十一月十七日訂正印刷第二版出版

版權所有

正價金三拾五錢

校閲者　東京市小石川區金富町五十二番地　内藤耻叟

標注校正者　同　小石川區竹島町八番地　佐伯有義

同　同　小石川區大門町二十五番地　三木五百枝

發行兼印刷者　同　小石川區大門町二十五番地　青山幸次郎

賣捌所　同　日本橋區箔屋町八番地　林平次郎

16
4
124

關東大賣捌所

東京 京橋區 南傳馬町二丁目 吉川半七

關西大賣捌所

大阪 南區 心齋橋南一丁目 松村九兵衛

各府縣賣捌所

東京日本橋通三丁目	丸善書店	長野善光寺前
同 神田表神保町	中西屋邦太郎	同 小諸
同 本郷春木町三丁目	武田傳左衛門	山梨甲府八日町
大阪備後町	梅原龜七	群馬前橋本町
同 久寶寺町	三木佐助	宮城仙臺國分町
京都新町通	大黑屋書舖	岩手盛岡中橋通
熊本新二丁目	長崎二郎	山形八日町
神戶相生橋東	熊谷久榮堂	秋田大町
佐賀白山町	河內壯助	北海道函館
飛驒高山	桝屋重兵衛	福島福島町
岐阜米屋町	三浦源助	栃木宇都宮町
愛知名古屋本町	川瀨代助	茨城水戶上市泉町
靜岡新通一丁目	勝見儀助	同 古河町
石川金澤	近田太三郎	千葉佐原
新潟新潟市	林富吉	同 東金
同 長岡	目黑十郎	同 千葉

西澤喜太郎	川又銀藏	多田屋支店
小山佐傳治	高木文正堂	多田屋本店
五明堂	朝野利兵衛	
煥乎堂		
金港堂		
便益堂		
五十嵐太右衛門		
本間金之助		
魁文社		
萱間左右太		
正々堂		

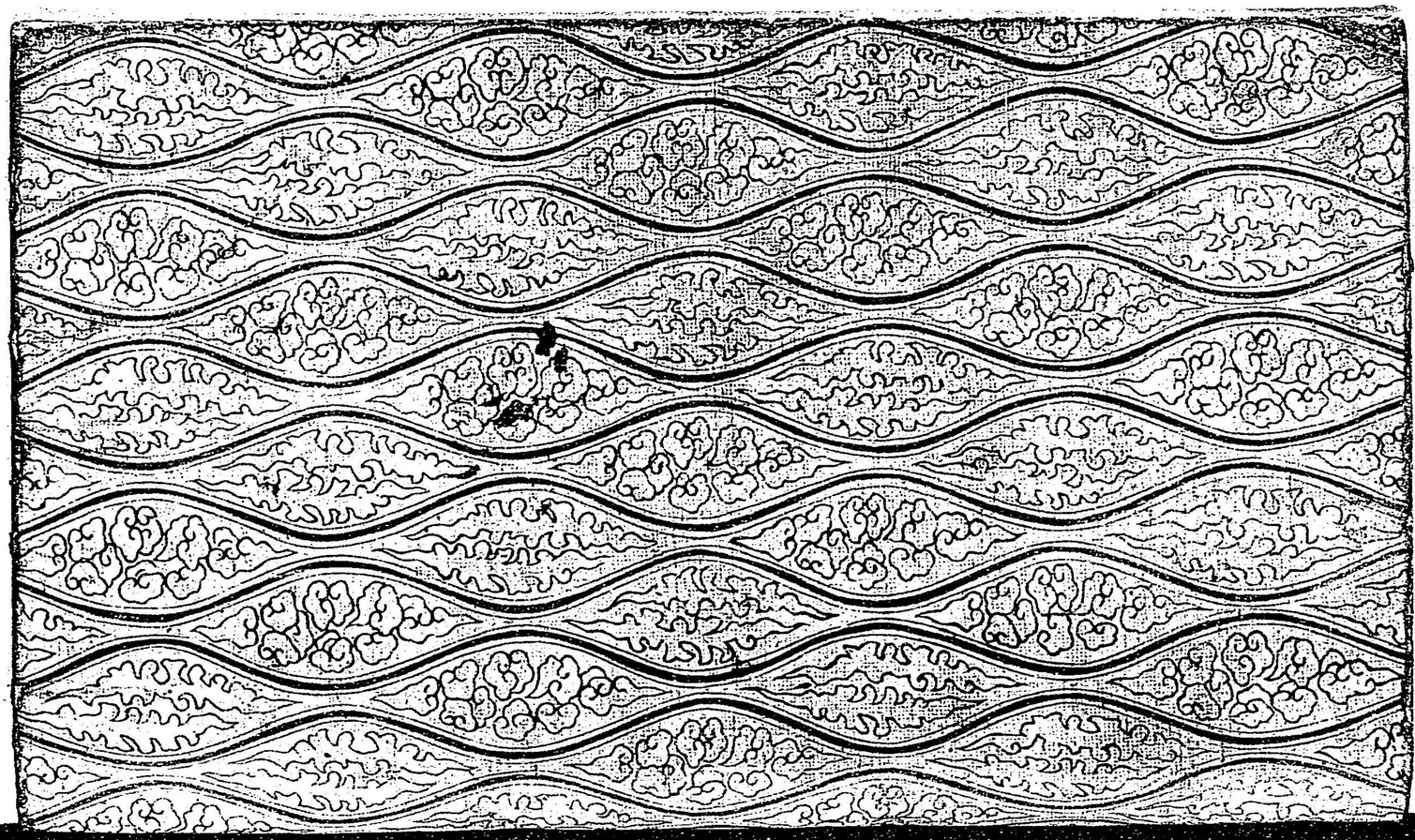

15 1214